

綾川町地域防災計画

(一般対策編、地震対策編)

令和 8 年 3 月
綾川町防災会議

目 次

一般対策編	2
第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 綾川町の地勢等の概況	13
第4節 被害想定	16
第2章 災害予防計画	17
第1節 治山対策計画	17
第2節 砂防対策計画	19
第3節 河川等防災対策計画	25
第4節 ため池等農地防災対策計画	29
第5節 都市防災対策計画	30
第6節 建築物等災害予防計画	31
第7節 航空災害予防計画	33
第8節 鉄道災害予防計画	34
第9節 道路災害予防計画	35
第10節 原子力災害予防計画	37
第11節 危険物等災害予防計画	39
第12節 大規模火災予防計画	40
第13節 林野火災予防計画	42
第14節 農林産関係災害予防計画	44
第15節 ライフライン等災害予防計画	45
第16節 防災施設等整備計画	47
第17節 防災業務体制整備計画	49
第18節 保健医療福祉救護体制整備計画	52
第19節 緊急輸送体制整備計画	54
第20節 避難体制整備計画	56
第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	62
第22節 文教災害予防計画	65
第23節 ボランティア活動環境整備計画	67
第24節 要配慮者対策計画	68
第25節 防災訓練実施計画	75
第26節 防災知識等普及計画	77
第27節 自主防災組織育成計画	81
第28節 被災動物の救護体制整備計画	84
第29節 帰宅困難者対策計画	85

第3章 災害応急対策計画	87
第1節 活動体制計画	87
第2節 広域的応援計画	98
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	101
第4節 気象情報等伝達計画	104
第5節 災害情報収集伝達計画	116
第6節 通信運用計画	121
第7節 広報活動計画	125
第8節 災害救助法適用計画	127
第9節 救急救助計画	130
第10節 医療救護計画	132
第11節 緊急輸送計画	136
第12節 交通確保計画	138
第13節 避難計画	142
第14節 食料供給計画	159
第15節 給水計画	161
第16節 生活必需品等供給計画	163
第17節 防疫及び保健衛生計画	165
第18節 廃棄物処理計画	167
第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画	169
第20節 住宅応急確保計画	170
第21節 社会秩序維持計画	173
第22節 文教対策計画	174
第23節 公共施設等応急復旧計画	177
第24節 ライフライン等応急復旧計画	179
第25節 農林産関係応急対策計画	182
第26節 ボランティア受入計画	183
第27節 要配慮者応急対策計画	185
第28節 被災動物の救護活動計画	188
第29節 水防等活動計画	189
第30節 航空災害対策計画	191
第31節 鉄道災害対策計画	193
第32節 道路災害対策計画	195
第33節 原子力災害対策計画	197
第34節 危険物等災害対策計画	200
第35節 大規模火災対策計画	202
第36節 林野火災対策計画	203
第4章 災害復旧計画	204
第1節 復旧復興基本計画	204
第2節 公共施設等災害復旧計画	206

第3節	被災者等生活再建支援計画	207
第4節	義援金等受入配分計画	211
地震対策編		216
第1章	総 則	217
第1節	目的	217
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	219
第3節	綾川町の地勢等の概況	229
第4節	被害想定	234
第5節	地震防災対策の推進	257
第6節	南海トラフ地震の特徴及び対応方針	261
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針	267
第2章	災害予防計画	269
第1節	都市防災対策計画	269
第2節	建築物等災害予防計画	270
第3節	地盤災害等予防計画	273
第4節	火災予防計画	276
第5節	危険物等災害予防計画	277
第6節	公共施設等災害予防計画	278
第7節	ライフライン等災害予防計画	280
第8節	防災施設等整備計画	282
第9節	防災業務体制整備計画	284
第10節	保健医療福祉救護体制整備計画	287
第11節	緊急輸送体制整備計画	290
第12節	避難体制整備計画	292
第13節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	298
第14節	文教災害予防計画	301
第15節	ボランティア活動環境整備計画	303
第16節	要配慮者対策計画	304
第17節	防災訓練実施計画	311
第18節	防災知識等普及計画	313
第19節	自主防災組織育成計画	317
第20節	被災動物の救護体制整備計画	320
第21節	帰宅困難者対策計画	321
第22節	業務継続計画（BCP）策定計画	323
第3章	災害応急対策計画	324
第1節	活動体制計画	324
第2節	広域的応援計画	334
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	337
第4節	災害情報収集伝達計画	340
第5節	通信運用計画	350

第6節	広報活動計画.....	354
第7節	災害救助法適用計画.....	356
第8節	救急救助計画.....	359
第9節	医療救護計画.....	361
第10節	消防活動計画.....	365
第11節	緊急輸送計画.....	367
第12節	交通確保計画.....	369
第13節	避難計画.....	373
第14節	食料供給計画.....	378
第15節	給水計画.....	381
第16節	生活必需品等供給計画	383
第17節	防疫及び保健衛生計画	385
第18節	廃棄物処理計画.....	387
第19節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画	389
第20節	住宅応急確保計画.....	390
第21節	社会秩序維持計画.....	393
第22節	文教対策計画.....	394
第23節	公共施設等応急復旧計画	397
第24節	ライフライン等応急復旧計画	399
第25節	農林産関係応急対策計画	402
第26節	二次災害防止対策計画	403
第27節	危険物等災害対策計画	404
第28節	ボランティア受入計画	407
第29節	要配慮者応急対策計画	409
第30節	被災動物の救護活動計画	412
第4章	災害復旧計画	413
第1節	復旧復興基本計画.....	413
第2節	公共施設等災害復旧計画	415
第3節	被災者等生活再建支援計画	416
第4節	義援金等受入配分計画	420
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	422
第1節	総則.....	422
第2節	南海トラフ地震に関する情報の種類	423
第3節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動.....	426
第4節	南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ.....	427
第5節	地域防災力の向上に関する計画	428
第6節	関係者との連携協力の確保	430
第7節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	431
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	434
第9節	防災訓練計画.....	435

第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	436
第11節	支援・受援体制の整備	439

※本計画の以下の用語表記については、国土交通省通知〔令和 5 年 11 月 10 日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第 208 号）」〕により、令和 6 年度からの取扱いに留意する。

- ・令和 6 年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第 9 条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。
- ・令和 6 年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の溪流を「土石流危険溪流」と呼ぶものとする。

一般対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、綾川町防災会議が策定する綾川町地域防災計画は、「一般対策編」、「地震対策編」及び「資料編」の 3 編で構成する。

2 綾川町国土強靱化計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第 13 条の規定により策定された綾川町国土強靱化計画は国土強靱化の観点から町における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、綾川町国土強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 町民の命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

3 他の計画との関係

本計画は、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、町の水防計画、総合計画、消防計画、国民保護計画等との整合を図る。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、町は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整える。

6 住民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

町は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、防災対策の実施状況について定期的に県に報告するとともに、その内容を住民に公表する。また、住民等に対しては、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として、自らの防災対策を定期的に点検し、その対策が一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、県、町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機

関、指定公共機関、指定地方公共機関、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
綾 川 町	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒等の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒等の応急教育

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国行政評価支局	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の設置 3 特別行政相談所の開設
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独) 国立病院機構等関係機関との連絡調整

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 労 働 局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 2 保安林（国有林）の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港滑走路等の応急復旧 7 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※ 1 及び 3 の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国 土 地 理 院 四 国 地 方 測 量 部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中国四国地方 環 境 事 務 所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊 (陸上自衛隊第 1 4 旅 団)	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与)

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独) 水資源機構	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
吉 野 川 本 部	
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日 本 赤 十 字 社 香 川 県 支 部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日 本 放 送 協 会 高 松 放 送 局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路 (株) 四 国 支 社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
NTT 西日本(株)香川 支 店 KDDI(株)四国支店 (株)NTT ドコモ四国 支 社 NTT コミュニケーションズ (株) ソフトバンク(株) 楽 天 モ バ イ ル (株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店	1 災害時における陸上輸送の確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国西濃運輸(株)高松支店	
四国電力送配電(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イ オ ン (株) (株)セブンイレブン・ジャパン (株) ロー ソ ン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高 松 琴 平 電 気 鉄 道 (株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社) 香川県バス協会 (一社) 香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
(株) 四 国 新 聞 社 (株)瀬戸内海放送 西 日 本 放 送 (株) 山 陽 放 送 (株) 岡 山 放 送 (株) テレビせとうち (株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社) 香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社) 香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社) 香川県LPガス協会	1 LP ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における LP ガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高 松 市 消 防 局	1 火災の警戒及び鎮圧 2 救急・救助等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 農 業 共 済 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建 設 業 協 会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
民生委員・児童委員	1 安否確認、避難誘導等、要配慮者の支援
社 会 福 祉 施 設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置
女性防火クラブ	1 炊き出し等、町が実施する災害対策への協力
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	1 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法をあらかじめ家族で

処理すべき事務又は業務の大綱	
	確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また、町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 3 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 綾川町の地勢等の概況

1 自然的条件

綾川町は、香川県のほぼ中央に位置し、平成 18 年 3 月 21 日に綾上町と綾南町が合併して誕生した。総面積は、109.75k m²で、綾上地域が約 65%の面積を占めている。

町名の由来ともなった綾川は、南東部の山中に源を発して北西部に流れ、府中湖を経て坂出市に流入している。綾川上流の柏原溪谷は讃岐百景の一つになっており、水と緑の豊かな美しい自然が広がっている。

(1) 地形条件

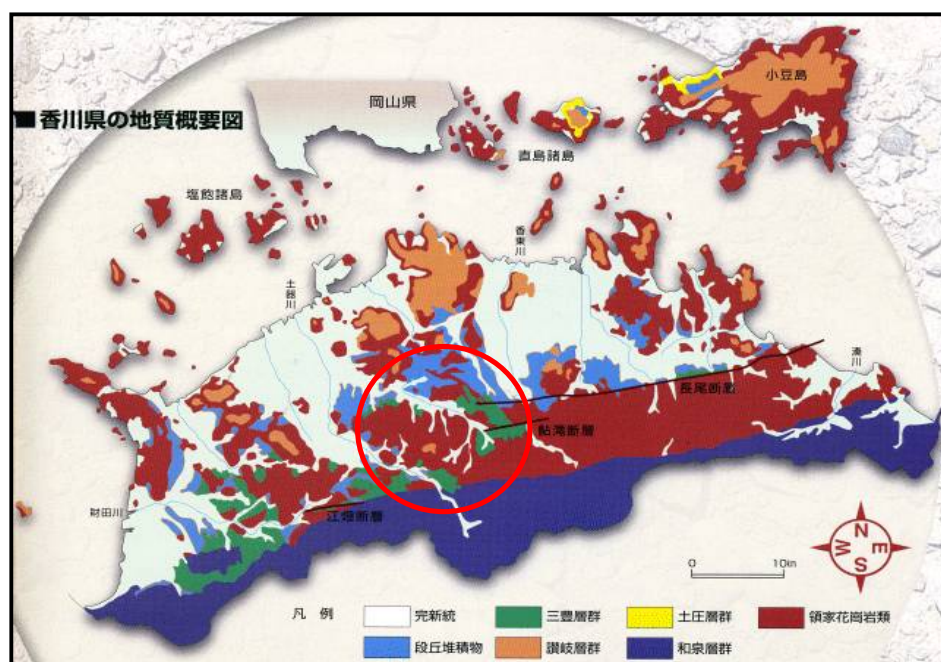
地形条件は、綾上地域と綾南地域において異なる特徴を有している。

綾上地域では、中起伏山地 10%、小起伏山地 10%、山麓地 37%、丘陵 4 %、台地 10%、低地 29%となっており、山麓地の占有率が県内では旧大内町に次いで高い。南部及び西部に山地及び山麓地が多く、北部は綾川及びその支流による氾濫平野及び谷底平野から形成されている。

綾南地域は、中起伏山地 7 %、小起伏山地 3 %、山麓地 8 %、丘陵 6 %、砂礫台地 47 %、低地 30 %となっており、砂礫台地の占有率が県内では高松市香南町に次いで高い。地形は、約半分が台地・段丘となっており、綾川及び支流に沿って氾濫平野・谷底平野がこれに続いている。

(2) 地質条件

綾川沿いには、洪積層及び沖積層が分布している。綾上地域の山地・山麓地については、領家花崗岩が広く分布している。花崗岩は風化が進みマサ化している所もあり、大規模な降雨があった場合には、土砂災害の発生が懸念される。



香川県の地質概要（香川県 HP より引用。赤丸は綾川町周辺を示す。）

(3) 気候

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和

である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

直近の本町の総人口は、22,657人（令和8年3月1日）である。

国勢調査による総人口の推移は、減少傾向で推移しており、令和2年は22,693人となっている。一方、世帯数は一貫して増加しており、令和2年には8,858世帯となっている。そのため、平均世帯人員は低下傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえる。

国勢調査による年齢構成の推移（平成17～令和2年）は、町全体で、高齢者人口増23.9%、年少人口減21.1%、生産年齢人口減24.7%と少子高齢化による年齢構成のアンバランスが顕著である。

年		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		25,628	24,625	23,610	22,693
年齢3区分 人口 (実数)	年少人口 (0～14歳)	3,317	3,042	2,777	2,618
	生産年齢人口 (15～64歳)	15,692	14,506	13,014	11,814
	高齢者人口 (65歳以上)	6,608	7,006	7,808	8,188
年齢3区分 人口 (構成比)	年少人口 (0～14歳)	12.9%	12.4%	11.8%	11.5%
	生産年齢人口 (15～64歳)	61.2%	59.2%	55.1%	52.1%
	高齢者人口 (65歳以上)	25.8%	28.5%	33.1%	36.1%
世帯数		8,292	8,409	8,548	8,858

(2) 交通体系

① 道路

広域的交通網として、高松空港、四国横断自動車道が形成されている。

主要幹線道路は、国道32号、国道377号が東西に走り、周辺市町を結ぶ道路として主要地方道が3線、一般県道が9線走っている。南部では道路の結節点が少なく、災害時の孤立化が懸念される。

② 公共交通機関

電車が東西に走っており高松市や琴平町と結ばれている。町営循環バスが運行しているが、とくに南部では便数が少なく、公共交通機関が不足している。

(3) 土地利用

地形条件を反映し、土地利用状況についても綾上地域と綾南地域で異なる特徴を持っている。綾上地域については、南部～西部の山地及び山麓地は、山林が大部分を占めている。綾川沿いの平野部は住宅地及び田としての利用がされている。

綾南地域については、田及び住宅地としての利用が多い。特に田については旧町面積の約5割を占めている。ただし、経年的に見ると、田の利用は減少傾向にあり、住宅地としての利用率が上昇傾向にある。

3 過去の災害

過去の風水害のうち、綾川町が著しい被害を受けた記録を以下に示す。

【町内での主な風水害】

発生年月日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
				全壊	半壊		
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	1	5	5	12	125	250

	旧綾南町	旧綾上町
土砂災害	丸河（まるごう）で土石流、北内で山腹崩壊、西遠田（にしとおだ）で道路斜面崩壊 2 箇所、千疋では、斜面崩壊が多発し、道路不通箇所が三箇所発生した。	大高見峰（おおたかみぼう）南東斜面では、規模の大きな崩壊が発生した。藤川地区では、崩壊で住宅が全壊した。開（ひらき）地区では、土石流で住宅が全壊し人的被害が発生した。宮地地区では、崩壊により人的被害が発生した。室田地区では、崩壊により住宅が全壊した。
外水災害	綾川左岸では、越水により大坪から一里中（いちりなか）まで広い範囲で浸水した。綾川右岸でも、越水により白石が浸水した。御寺川では、田池西から北条池合流点まで両岸が浸水した。富川では、南原（みなみはら）から北条池合流点までの両岸が浸水した。本津川も左岸側に越水し広い範囲で浸水した。	綾川は、宗戸（むねと）における左岸決壊により、丸亀市の境界にある井手下まで浸水した。梶羽川の下流部や今滝川の中・下流部でも氾濫し、浸水した。
内水災害	上川原中（かみかわらなか）から上川原西（かみかわらにし）にかけて、北地区や上ノ原南地区からの流水が集まり内水災害が発生した。また、前川原（まえかわら）地区へも有岡中・有岡東地区からの流水が集まり、内水災害が発生した。大坪では、綾川の外水災害に飴屋川など上流からの流水がかさなり、内水災害が発生した。一里山（いちりやま）地区でも綾川の外水災害に上流からの流水がかさなり、内水災害が発生した。	綾川左岸側は、右岸側に比べ集水域が広い。牛川地区と今滝地区では、それぞれ梶羽川、今滝川の流下水が、綾川本川との合流部で、本川水位が高いことによる流下能力不足になり越水し、内水災害が発生した。
県下	10 月 20 日 13 時頃、強い勢力を保ったまま高知県に上陸し、近畿、中部、関東と進み、各地に甚大な被害をもたらした。県内では 19 日から台風の接近に伴い活発化した秋雨前線による雨が降り始め、一旦は小康状態になったものの、20 日の 7 時頃から台風本体の雨雲により再び降り始め、夕方にかけて豪雨となった。特に東讃地区では 125mm/h の猛烈な雨を観測し、過去数年で最も土砂災害の危険性が高い状態となった。この大雨により県内各地で土石流などの土砂災害をはじめ、河川の氾濫などによる被害が多数発生し、死者 11 名、全半壊家屋 405 棟など、昭和 51 年災害以来、28 年ぶりの大災害となった。 災害救助法適用被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請 (高松市、善通寺市、さぬき市、国分寺町)	

第4節 被害想定

1 外水災害

当町において、町内を流れる綾川水系綾川、本津川水系本津川が水位周知河川に指定されている。

令和2年3月27日に綾川水系綾川（上流）浸水想定区域（想定しうる最大規模の降雨）、平成31年3月26日に本津川水系本津川浸水想定区域（想定しうる最大規模の降雨）が香川県により告示された。計画雨量は、綾川では24時間総雨量696ミリで設定されており、山田上字栗原から下流側、本津川では1日間の総雨量727ミリで設定されており、畑田字向山から下流側がそれぞれにおいて水位情報の周知区間になっている。

それぞれの河川流域において、河川堤防沿いの低地は左右岸とも浸水する危険性がある。

2 内水災害

内水災害は、自然増水や小河川の橋梁部や暗渠部に浮流物がつまり発生することがあり、以下の場合を除き災害の発生範囲を正確に予想するのは困難である。

綾川右岸側では、集水域が狭いため、平成16年10月台風23号でも北地区より下流側を除き、内水災害は記録されていない。一方左岸側には、比較的広い集水域があり、綾川に流入する河川との合流点で内水災害が発生している。

3 土砂災害

土砂災害警戒区域等と平成16年台風で土砂災害が発生した区域の比較を行った結果、災害の実態をよく再現している。このことから、今後の災害対策では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の公表に基づく避難計画を順次策定することが、減災対策の基本的方針になると考えられる。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、予防治山、流域保全総合治山等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	町	経済課
	関係機関	県（森林・林業政策課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）

1 現況

町内には、崩壊土砂流出危険地区 119 箇所、山腹崩壊危険地区 37 箇所の山地災害危険地区がある。

なお、県においては、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「香川県流域治水プロジェクト」を策定し取組んでいる。町においても、このプロジェクトに参画し、流域治水に取り組んでいる。

2 実施内容

（1）治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 町が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として町が防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

- ・ 山地治山総合対策事業 ・ 予防治山事業
- ・ 流域保全総合治山事業 ・ 森林荒廃地緊急整備事業
- ・ 流木災害対策

（2）山地災害危険地区の周知等

町は、県からの山地災害危険地区に関する情報提供に基づき、地域防災計画や防災マップに記載する。また、町は県と協力して、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等への周知を行い、防災意識の向上に努め、山地災害の未然の防止を図る。

なお、山地災害危険地区の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点

検等を実施することにより普及啓発を図る。

(3) 要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施する。町は県と協力して、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

【資料 2－4 山腹崩壊危険地区】

【資料 2－5 崩壊土砂流出危険地区】

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課、建設課、健康福祉課
	関係機関	県（河川砂防課）、高松气象台

1 現況

県においては、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要な様々な対策を取りまとめた「香川県流域治水プロジェクト」を策定し、以下の事業に取り組んでいる。町においても、このプロジェクトに参画し、流域治水に取り組んでいる。

（1）砂防事業

町内には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域が210箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

町内には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域が266箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

2 実施内容

（1）防災工事の実施

① 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防設備の整備を行う。

② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が急傾斜地崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

③ 地すべり対策事業

県は、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を行う。

（2）砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を指定し、指定地内における開発等の行為に

対し、適正な管理を行う。

(3) 総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。
また、町は県と協力して、広報活動、地域住民等への周知を徹底する。

② 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、住民の避難体制の強化のため、県から必要な助言を受け、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難情報の発令対象区域（大字単位で発令）、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）
- ・ 要配慮者への支援体制の整備
- ・ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

情報の具体的な収集方法及び伝達方法は以下のとおりとする。

ア 収集する情報及び収集方法

収集する情報	手段（収集方法）
土砂災害発生の予測に活用するための気象・雨量情報	インターネット（気象庁、香川県などのウェブサイト）、テレビ、ラジオなど
土砂災害警戒情報	香川県からの防災システム、FAX
土砂災害の前兆現象	住民、警察、消防団等からの通報（電話など）
緊急安全確保	住民、県土木事務所、警察、消防団等

- ・ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池などを備蓄する。

イ 伝達する情報及び伝達方法

伝達する情報	手段（伝達方法）
土砂災害警戒区域等や避難所などの情報	・ 現地に危険箇所標示板の設置（町） ・ 地域防災計画への記載 ・ 土砂災害ハザードマップ
避難指示 避難所の開設情報など	・ 町防災行政無線 ・ 緊急速報メール ・ 町ホームページ ・ 県防災情報システム（防災情報メール、緊急速報メール、Ｌアラート等）

④ 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する。また、かがわ防災Webポータルシステム等を総合的に判断し、土砂災害に関する避難情報を発令する。

⑤ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方气象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

⑥ 避難指示の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

⑦ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理及び防災対策

町及び県は、土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起こる自然災害をいう。

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しようとするときは、あらかじめ町の意見を聴く。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、

学校及び医療施設等の用途を目的とするもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

ウ 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるよう努める。

町は、土砂災害に関する避難指示等の情報を、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール（エリアメール等）等を利用して、直接住民へ伝達する。

土砂災害に対する避難指示等の発令基準については、避難指示等の発令基準と避難行動の基準による。

エ 土砂災害ハザードマップの作成・普及の促進

町は、土砂災害ハザードマップの作成・普及に努め、県は必要な資料の提供や技術的な支援を行う。

オ 地域住民への周知

町は、土砂災害に関して土砂災害の危険性が高い地域（土砂災害警戒区域等）であることや気象情報、避難指示の内容、土砂災害警戒情報等を、電話、防災行政無線、ハザードマップの配布等により伝達する。

⑧ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

ア 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

イ 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町に通知するとともに、一般住民に周知するため必要な措置を講ずる。

a 町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町に対し通知するものとする。

b 地域住民への周知

県及び町は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

c 報道機関等への発表

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関等に発表する。

⑨ 孤立化等を防止する対策

土砂災害等により、交通網が遮断され重要施設が孤立化するおそれのある地域では、災害時にあっても最低限の安全度を確保できるように、重要施設を保全する防災施設の整備、情報伝達システムの二重化による通信の代替性の確保を図るとともに、関係機関と連携して避

難、救援活動に利用可能な避難路等の確保に努める。

⑩ 住民に対する普及啓発

町及び県は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設対策

① 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。町は県及び関係機関と協力して、警戒避難体制の確立に努める。

② 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

③ 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

(5) 土砂災害防止法への対応

① 警戒避難体制の整備

町は、町内において土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」に指定された場合、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な次の事項を地域防災計画に定める。

- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 予報又は警報の発令及び伝達
- ・ 避難
- ・ 救助
- ・ その他必要な事項

② 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法

- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地及び避難方法など
- ・ その他必要な事項

第3節 河川等防災対策計画

大雨、洪水等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、ハザードマップ等の作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（河川砂防課）、四国地方整備局、高松地方気象台

1 現況

二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、町が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

なお、県においては、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要なさまざまな対策を取りまとめた「香川県流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。町においても、このプロジェクトに参画し、流域治水に取り組んでいる。

2 実施内容

（1）河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

（2）雨水出水防災対策工事の実施

流域関連特定環境保全公共下水道事業計画（雨水）に基づき、既設の農業用水路等を有効活用しての、効率的な整備に努める。

（3）水災防止対策の実施

国土交通省、県及び町は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）及び水防警報河川の指定や洪水

浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの配布等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるよう努めるとともに、水防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。本町においては、綾川水系綾川、本津川水系本津川が水位周知河川となっている。

また、水位周知河川等以外のその他の河川（以下「その他河川」という。）についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

② 水防警報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、町に通知する。

本町においては、綾川水系綾川、本津川水系本津川が水防警報河川に指定されている。

③ 避難情報の発令基準の設定

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

④ 洪水浸水想定区域の指定

県は、洪水予報河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、町に通知する。

県は、その他の河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、関係市町の長に通知することとしており、優先順位を考慮し、洪水浸水想定区域図の作成を行う。

⑤ 洪水予報等の伝達

町は、防災行政無線等を活用して、洪水予報等（以下、綾川・本津川については「避難判断水位」等のこととする。）の伝達を行う。

⑥ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町地域防災計画における措置

a 町地域防災計画において定める事項等

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民・滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

b 町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

a 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

⑦ 洪水ハザードマップ等の作成・普及

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、町において、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップ等に表示するよう努める。

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記したハザードマップ等を作成し、地域住民に配布・周知を図る。

⑧ 水防団等の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

⑨ 大規模氾濫減災協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減

災協議会」、「香川県大規模氾濫等減災協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

⑩ タイムラインの作成

町は、河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、洪水予報河川及び水位周知河川ごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。

(4) 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

【資料 2－1 河川重要水防区域】

【資料 2－3 高堰堤】

【資料 2－7 浸水想定区域内災害時要配慮者施設一覧】

【資料 2－8 綾川・本津川水位情報伝達経路図】

第4節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するとともに、ため池の治水活用を図るため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定並びに農村地域の防災・減災力の強化を図る。

主な実施機関	町	経済課
	関係機関	土地改良区等、県（土地改良課）、中国四国農政局

1 現況

町内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

（1）ため池整備事業

町、ため池管理者等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

（2）ため池の避難対策

町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のＩＣＴ機器の整備を推進する。

（3）緊急連絡体制の整備

地震や豪雨などの緊急時に迅速に対応するため、綾川町の全ての防災重点農業用ため池について、緊急連絡先一覧表とため池管理者、市町、県、消防、警察等の連絡網を作成するなど体制整備を行う。

【資料２－２ ため池重要水防区域】

第5節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（都市計画課、建築指導課、住宅課）

1 都市施設の整備促進

（１）街路の整備

町、県等は、道路の拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（２）公園緑地の整備

町、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（１）都市計画における防災対策の位置付け

町は、住居系用途地域の指定を行う際には、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域の指定を検討する。

（２）住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に途を指定する。

（３）防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（４）災害に強いまちづくり

町は、立地適正化計画の策定について検討を行う場合は、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

（５）宅地造成等の規制

町、県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、町内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

主な実施機関	町	総務課、公共建築物管理関係課
	関係機関	県（建築指導課）、警察

1 建築物等の災害予防

（１）防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

（２）特殊建築物の防災指導

町及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

（３）違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

（４）落下物等の防止対策

県は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

（５）がけ地近接等危険住宅の移転促進

町及び県は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転促進を図る。

（６）被災建築物及び被災宅地の危険度判定

町は、住民の安全確保を図るため、県及び建築団体と協力し、災害により被災した建築物及び被災宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

① 町は、県及び建築関係団体が行う応急危険度判定講習会の開催及び応急危険度判定士の

養成、登録に協力する。

- ② 町は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物・宅地応急危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

2 家具等の転倒防止対策

- (1) 町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。
- (2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講ずる。

第 7 節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、警察、高松空港事務所、高松空港㈱

1 資機材の整備等

町及び関係機関は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

2 高松空港事務所、高松空港㈱の実施する災害予防対策（管制部門）

- (1) 防災体制の整備
- (2) 防災訓練の実施

【資料 1－6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（細目含む）】

第8節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	関係機関	高松琴平電気鉄道㈱、四国運輸局

1 概要

本町には、高松琴平電気鉄道株式会社の琴平線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、路線の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第9節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	町	経済課、建設課
	関係機関	県（道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- (1) 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- (2) 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- (3) 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- (4) 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- (5) 冬季の交通確保のため、路面の凍結防災対策をはじめ除雪体制の整備を図る。

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

4 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、集中的な大雪に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するため

の除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、道路施設等の緊急点検、必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

- (2) 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (3) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に事前に策定した計画に基づき対応するよう努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。
- (5) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。
- (6) 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第 10 節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の原子力災害医療体制の整備等を図る。

主な実施機関	町	総務課、経済課、健康福祉課
	関係機関	県、警察、香川県広域水道企業団、四国電力株式会社

1 概要

本町に最も近い原子力発電所は、島根県にある中国電力島根原子力発電所であり、町役場から約 167km の位置にある。次に近い原子力発電所は、愛媛県にある四国電力伊方原子力発電所であり、町役場からは約 171km の位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、町、県は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制整備への協力

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、必要に応じて、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制整備に協力する。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や被ばくや汚染に係る（検査）及び簡易除染の実施等が可能な緊急時の原子力災害医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

町及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第 11 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、薬務課）、中国四国産業保安監督部 四国支部、香川労働局

1 施設の安全性の確保

町、県、高松市消防局、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（１）保安検査等

危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（２）自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

（３）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

町は、県、高松市消防局及び関係機関と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

【資料 3－1 危険物施設】

【資料 3－2 高圧ガス関係事業所】

【資料 3－3 毒物劇物営業者】

第 12 節 大規模火災予防計画

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町	総務課、建設課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課）

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川、公園緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

町及び関係機関は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消防活動体制の整備

町は、大規模な火災に備え、消火栓並びに、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備をはじめ、河川、ため池、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平時から高松市消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携して、大規模な火災及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防火意識の啓発

町は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するなど、災害時にとるべき行動等防火意識の普及啓発を図る。

第 13 節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	町	総務課、経済課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、森林・林業政策課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）

1 消防施設等の整備

町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- （１）防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- （２）熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機）機等の関連する資機材の整備を図る。
- （３）林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用資機材の整備を図る。
- （４）防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。
- （５）水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 林野火災に対する警戒の強化

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

4 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の管理、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

5 被害想定

林野火災にあつては、おおむね次の事項を実施することによって、林野火災による被害の軽減に努めるとともに、地域住民に対し林野火災時の処置について十分周知しておく。

- （１）被害想定を作成

林野火災における消火対策を樹立するにあたっては、その対策の前提となる林野火災による被害を想定しなければならない。

被害の想定にあたっては、林野の実態を調査し、水利状況、所有者区分、樹種、地形、林道網等の実態を把握しておき、延焼予想、林野の被害予想、消防活動の障害の予想及び林野火災の原因に関連ある事項等を加味して作成する。

(2) 初期消火体制の確立

林野火災防御は、迅速なる出動と適切なる防御作戦により、努めて初期のうちに鎮圧することが重要となるので、次の事項を考慮して、消火体制に関する計画を立てておく。

- ① 火災発生並びに消火活動における円滑な通報連絡を確保するため、無線等通信機器の整備を図ること。
- ② 連絡、通報等に関する伝達経路を確保しておくこと。
- ③ 林野火災の現場は、複雑な地況、林況により現場指揮の不徹底が予想されるので、指揮命令の徹底を期すための計画を立てておくこと。
- ④ 初期消火を実施するために必要な、小型ポンプ、ノコ、オノ、ナタ、シャベル等を準備するとともに、その体制を確立しておく。
- ⑤ 延焼拡大を的確に予想し、必要な人員の出動計画を立てておくこと。
- ⑥ 林野火災防御の防御線の設定は、防御上最も有効であることから、この設定並びに状況判断に関しての計画を立てておくこと。

6 防災訓練の実施

町は、県及び関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

7 防火意識の啓発

町及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、火の取扱いや不始末による出火の危険性等を周知するため、林野火災の多発する時期や、山火事予防運動等の機会を捉え、山火事予防期間等を設定し、横断幕、立看板、広報誌、ポスター、SNS 等有効な手段を通じ、入山者や地域住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第 14 節 農林産関係災害予防計画

風水害等による農林産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	町	経済課
	関係機関	県（森林・林業政策課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課）

1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、水害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策

町及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

町及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第 15 節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力送配電（株）坂出事業所、四国電力（株）中讃営業所、ＮＴＴ西日本（株）香川支店、（株）ＮＴＴドコモ四国（株）、ソフトバンク（株）、ＫＤＤＩ（株）四国支店

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行う。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของ ループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

町は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努め

るものとする。

【資料 1－8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

【資料 1－38 災害時における復旧支援協力に関する協定書】

第 16 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	町	総務課、経済課、建設課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、香川県広域水道企業団、警察、四国地方整備局、高松地方气象台、N T T ドコモ四国㈱、NEC ネットエスアイ㈱

1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

町及び県、国は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

3 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な照明、救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

4 通信施設等

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以

上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努める。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- （２）町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

５ 道の駅「滝宮」の防災拠点化

「防災道の駅」に選定（令和３年６月）された道の駅「滝宮」については、国土交通省四国地方整備局と一体となって、災害時における防災拠点としての機能の充実・整備を図る。

- ・ 災害時情報提供場所として情報提供施設の整備
- ・ 避難所としての整備
- ・ 一次（広域）物資拠点支援施設としての整備

６ その他施設等

- （１）町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- （２）道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、地元土木業者と応援体制の整備に努めるとともに、必要な資機材を備蓄する。

【資料４－１ 雨量観測所】

【資料４－２ 水位観測所】

【資料５－１ 消防団現勢】

【資料５－２ 消防水利の現況】

【資料５－３ 水防倉庫等一覧】

【資料６－１ 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料６－２ 町防災行政無線】

【資料６－３ 香川県防災情報システム概要図】

第 17 節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（情報システム課、危機管理課）、防災関係機関、県内市町

1 職員の体制

- (1) 町は、実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することを努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関等相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 町は、知事と各市町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制

を整備する。

- (4) 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、公共施設等の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (5) 町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- (6) 町は、近隣市町及び県内市町等と締結した各種消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (8) 災害時に県や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、要請の内容、受入方法等を整備しておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

3 民間事業者との連携

町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

6 基幹情報システムの安全対策

町は、自らが管理する情報システムの耐震化等の安全対策を実施する。

7 広域防災活動体制の整備

- (1) 町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (2) 町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【資料1－4 香川県消防相互応援協定】

【資料1－5 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料1－19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町建設業協会）】

【資料1－20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町協力会）】

【資料12－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 18 節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所等の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

町における災害時の医療救護体制は、本計画及び『綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン（資料 7-1）』（以下「町ガイドライン」という。）に基づく体制とする。

主な実施機関	医療救護本部機関	綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会、健康福祉課
	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、日本赤十字社香川県支部、中讃保健福祉事務所

1 初期医療体制の整備

- (1) 町は、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会との協定書及び町ガイドラインの整備により、災害時における初期医療体制、後方医療体制等の充実を図る。町ガイドラインは医療救護本部機関及び関係機関の全面的な協力を得て策定し、毎年改訂の必要性について検討し、町医療救護本部長（綾歌地区医師会会長）が必要と認めたときに改訂を行う。
- (2) 町は、町災害対策本部が設置された場合の、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会が主導して設置する「綾川町医療救護本部」（以下「医療救護本部」という。）との連携を目的とし、救護所等の設置、医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の編成、派遣等に関する体制を整備する。
- (3) 町は、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や医療救護班等の活動支援などの自主救護体制の確立を図るため、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会の指導の下で啓発活動を行う。
- (4) 町及び医療救護本部機関以外の関係機関は、町の医療救護を補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (5) 町及び医療救護本部機関は、災害に備え、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物資・施設の点検を行う。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 町及び県は、救護所における医療救護班等で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【中讃地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	（独）国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
3	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131

No.	施 設 名	病床数	所 在 地	電話番号
4	坂出市立病院	194	坂出市寿町 3-1-2	0877-46-5131
5	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮486	087-876-1145
6	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
7	回生病院	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

(2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

【災害拠点病院】

No.	施 設 名	病床数	所 在 地	電話番号
1	(独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	回生病院	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011
3	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111

3 医薬品等の確保

町及び医療救護本部機関は、関係機関と協力して、医療救護班等及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制を整備する。

4 ライフラインの確保

町及び関係機関は、保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

町及び医療救護本部機関は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班等の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班等の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

また、大規模災害時の広域的な被災者支援の観点から、県及び県医師会、県薬剤師会等と連携して、町外の被災者の医療対応や受入体制の整備について取組む。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

【資料 7-1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン】

【資料 7-2 綾川町医療救護本部 体制図】

【資料 7-3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧】

【資料 7-4 医療救護所・臨時救護所・救護病院】

【資料 7-5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関】

【資料 7-6 医薬品等の調達・供給体制】

第 19 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	町	建設課、総務課、経済課
	関係機関	県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 緊急輸送路の指定等

県は、町及び関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、空港）を指定する。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

（１）道路

① 県指定緊急輸送路

- ・ 第１次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ・ 第２次輸送確保路線：町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ・ 第３次輸送確保路線：第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路

② 町指定優先啓開路線

- ・ 災害時において、防災拠点と指定避難所を結ぶ道路で、町内の国道・県道、町道、農道、林道の内主要な幹線道路を複数ルート選定し指定する。

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- （１）道路管理者等及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- （２）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

4 民間事業者との連携

- （１）町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- （２）町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制

整備を図る。

5 緊急通行車両確認のための申出

町は、災害対策基本法施行令等の一部改正（令和5年9月1日施行）に伴い、緊急通行車両としての確認のための申出を行い、災害発生前においても緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

6 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名 称	場 所	所在地	管理者	連絡先	座 標	特記事項
綾川町	綾川町ふれあい運動公園 多目的広場	綾川町山田下 3694	綾川町	087-878-2211	N 34° 12' 53" E 133° 57' 09"	※1
とかめ	綾川町総合運動公園多目 的グラウンド	綾川町陶 1536-1	綾川町	087-876-1180	N 34° 15' 56" E 133° 56' 53"	

※1 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

【資料10-1 緊急輸送路】

【資料13-1-11 緊急通行車両確認申出書等】

第 20 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備並びに避難情報発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	町	総務課、支所、建設課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、陶病院
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、教育委員会）

1 指定緊急避難場所の指定、整備

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図等の施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - ・ 非常用電源、ガス設備
 - ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 町は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努め、県はこれを支援する。

(4) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(5) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等

を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、必要に応じて県に対し、協定・届出避難所として位置付けられた避難所の情報を提供する。

- (6) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難路の選定

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートを選定する。

また、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

5 避難情報の発令基準等の策定

町は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難情報の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水とため池氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難情報を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、また既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

6 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであ

ること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、町のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

また、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、これを周知する。

7 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことを促すことにも留意する。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。

また、町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平時から、防災担当部局（保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部

支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 要配慮者への対応

町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により町に作成が義務付けられており、名簿の作成に必要な個人情報利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のため帰宅することが困難になり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒等への対応

町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 土砂災害対策

町は、土砂災害警戒区域内の避難施設及び要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の

円滑な警戒避難が行われるよう、避難方法や避難場所等の避難計画を策定し、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

14 河川災害対策

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

15 孤立地域への対応

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

16 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を県に対し要請するものとする。

【資料 6－3 香川県防災情報システム概要図】

【資料 11－1 避難所一覧】

【資料 11－2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ】

第 21 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、平時から保存性の高い物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。また、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、医療政策課、経営支援課、農業生産流通課）、（公社）日本水道協会香川県支部、香川県広域水道企業団

1 物資の備蓄

- (1) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- (2) 町は、備蓄の食糧・飲料水などは、賞味期限切れを迎える前に、避難訓練などで古いものから順に消費し入れ替え、住民への意識付けと無駄な廃棄が生じないように努めるものとする。
- (3) 町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B-PLo）の研修や訓練の実施に努める。

2 町による備蓄

(1) 食料等の確保

町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

また、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(2) 飲料水の確保

水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

また、町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(3) 生活物資の確保

町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

3 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努める。また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

4 備蓄品の管理等

災害時における必要資機材はおおむね次のとおりであり、役場及び各備蓄倉庫に配分し、備蓄する。

【必要備蓄資機材】

用 途	品 名
消火用具	消火器、初期消火用バケツ
水防等用具	杭、土のう袋、防水シート、縄、ロープ、バリケード等
情報連絡用	携帯用無線（トランシーバー）、ハンドマイク、ラジオ、警笛
保護用具	防護ヘルメット、軍手、雨合羽、長靴、感染症対策消耗品等
照明用具	投光器、携帯用発電機、コードリール、懐中電灯
救出・救護用具	担架、毛布、タオル、応急医療セット、ロープ、チェンソー、ジャッキ他
食料品関係用具	飲料水、飲料水用給水タンク、米、乾パン、缶詰、粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、炊飯器具、食器
その他	浄水器、仮設トイレ、紙おむつ（乳児用・高齢者用）、生活物資

備蓄品は、担当課において毎年1回点検し、補充・更新を行う。

5 物資の集積拠点の指定

町は、香川県指定の一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、総合運動公園及びふれあい運動公園を二次（地域）物資拠点として指定し、その情報を新物資システム（B－P L o）に登録しておくものとする。

【資料1－14 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料1－15 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料1－37 災害時におけるキッチンカーによる炊出しの実施に関する協定書】

【資料9－2 防災倉庫等配置一覧】

【資料9－3 備蓄一覧】

第 22 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の園児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課
	関係機関	県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

（１）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町総務課と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（２）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

（３）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（４）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（５）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

【資料 12－3 町内の文化財】

第 23 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	町	健康福祉課
	関係機関	日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会

1 協力体制の確立

- (1) 町は、香川県社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の強化に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (2) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会）との役割分担等を定める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記するとともに、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 町は、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

【資料 1－25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書】

第 24 節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、保険年金課、住民生活課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、空港振興課）、町社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者

1 社会福祉施設等入所者の対策

町は、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための特に支援を要するものを「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、町は、県の助言を受け、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者避難支援プランにおける全体計画及び避難行動要支援者名簿を更新するとともに、地域と連携して災害時に効

果的に利用することで適切な援護を行う。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難行動要支援者の範囲

- ・ 80歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- ・ 75歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ・ 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ・ 療育手帳㊦、Aを所持する知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・ 難病患者等（小児慢性特定疾病児童等を含む。）
- ・ 要介護認定3以上の者
- ・ 町長が支援の必要を認めた者

② 避難支援等関係者（避難行動要支援者の平時の見守りや情報共有、発災時の支援活動を行う関係者）

- ・ 自主防災組織
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 消防団
- ・ 警察
- ・ 社会福祉協議会などの関係機関団体

③ 避難情報等関係者（避難行動要支援者の平時の見守りや情報共有を行う関係者）

- ・ 自治会
- ・ 綾川町高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業協力員等の関係者

④ 名簿作成に必要な個人情報

- ・ 氏名
- ・ フリガナ
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 住所
- ・ 自治会名
- ・ 電話番号
- ・ 避難行動要支援者区分
- ・ 備考
- ・ 民生委員・児童委員名
- ・ 身体状況
- ・ 緊急連絡先

- ・ 避難支援者（任意）
- ⑤ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法
 - ・ 住民基本台帳
 - ・ 健康福祉課より提供
 - ・ 保険年金課より提供
 - ・ 県福祉部局に提供依頼
 - ・ 手上げ方式
- ⑥ 名簿の更新に関する事項
 - ・ 該当者へ郵送で通知し、返却されたデータを年度末までに更新する。
 - ・ 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
 - ・ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
 - ・ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- ⑦ 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置
 - ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者及び避難情報等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は町の条例の定めにより、あらかじめ提供する。
 - ・ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - ・ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- ⑧ 要配慮者が円滑に避難できるための配慮
 - ・ 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
 - ・ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での

避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

○高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

○同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。

○高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

- ・ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

⑨ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

- (2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

- (3) 町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (4) 町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

- (5) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(6) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平時から地域包括支援センター、ケアマネジャーと連携を図る。

(8) 町は、難病患者への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。

また、町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

(9) 町は、県による個別避難計画に係る事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の支援を受け、個別避難計画に係る取組を推進する。

3 福祉避難所の指定等

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(3) 町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 妊産婦・乳幼児の対策

(1) 要配慮者としての妊産婦・乳幼児特有の特徴

①妊産婦

○同じ妊婦でも、妊娠週数によって、体型をはじめ心身の状態、必要とする生活環境は大きく異なる。短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化する。

○妊婦のつわり症状や体型、同じ週数、月齢だから同じような状態になるということはなく、

個々人の心身の状態の差が大きい。

○母体と胎児の安全や妊娠経過を把握し、ハイリスクな妊娠等の予防のため、受診や健康診査などの継続的な観察、産後ケアや離乳支援など時期に応じた対応が必要となる。

○栄養状態や水分、衛生の確保が、母体の保護や安全な出産、感染症リスクの低減につながるなど、生命の存続に与える影響が大きい。

②乳幼児

○同じ乳幼児でも、体型をはじめ心身の状態、必要とする生活環境は大きく異なる。短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化する。

○乳幼児の離乳時期や排泄頻度など、同じ週数、月齢だから同じような状態になるということではなく、個々人の心身の状態の差が大きい。

○乳幼児の心身の発達を把握し、乳幼児の疾患等の予防のため、受診や健康診査などの継続的な観察、産後ケアや離乳支援など時期に応じた対応が必要となる。

○栄養状態や水分、衛生の確保が、乳幼児の成長、感染症リスクの低減につながるなど、生命の存続に与える影響が大きい。

(2) 妊産婦・乳幼児への配慮

妊産婦・乳幼児特有の特徴を踏まえた、以下のような防災対策上の配慮が必要である。

①妊産婦

○妊産婦の時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要である。母子の時期ごとの心身の変化について、本人をはじめ、町等関係機関、家族、地域住民等が正しく把握することが災害時の適切な支援につながるため、普及啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

○個々の妊産婦の心身の状態の差が大きいため、災害時の適切な支援に向けて、妊産婦や母親が、各々の状態を支援者に伝えられる仕組みづくりに努める。

○食物アレルギーへの対応など妊産婦や母親の状態に応じた必要な物資については、それぞれの家庭が準備することも必要であるため普及啓発に努める。

○妊娠経過の状態把握のために、災害時の保健医療体制の継続に努める。

○妊産婦や母親の生命や健康維持に必要な物資を災害時に確実に調達できるよう、備蓄体制、流通体制の整備に努める。

○災害時の妊産婦や母親の生命や健康への影響を避けるため、避難所などにおける清潔の維持や室内環境の整備に配慮する。

②乳幼児

○乳幼児の時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要である。時期ごとの心身の変化について、妊産婦をはじめ、町等関係機関、家族、地域住民等が正しく把握することが災害時の適切な支援につながるため、普及啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

○個々の乳幼児の心身の状態の差が大きいため、災害時の適切な支援に向けて、妊産婦や母親が、各々の状態を支援者に伝えられる仕組みづくりに努める。

○食物アレルギーへの対応など乳幼児の状態に応じた必要な物資については、それぞれの家庭が準備することも必要であるため普及啓発に努める。

○乳幼児の心身の発達状態の把握のために、災害時の保健医療体制の継続に努める。

○乳児にとってのミルクや水など、乳幼児の生命や健康維持に必要な物資を災害時に確実に調達できるよう、備蓄体制、流通体制の整備に努める。

○災害時の乳幼児の生命や健康への影響を避けるため、避難所などにおける清潔の維持や室内環境の整備に配慮する。

5 外国人の対策

(1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。

(2) 町は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 町は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、外国語通訳や翻訳ボランティア、外国人防災リーダーなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

6 旅行者等の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

7 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、町、民生委員・児童委員、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

8 要配慮者施設等への「情報、予報及び警報」の伝達

(1) 伝達する内容

ア 土砂災害警戒情報

イ 避難指示等の内容など

(2) 伝達方法

ア 総務課は、施設管理者へFAX及び電話にて情報を伝達する。

【資料1-17 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（共済会）】

【資料1-18 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（福寿会）】

第 25 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の充実を行う。

主な実施機関	町	総務課、各課、消防団
	関係機関	自主防災組織、高松市消防局、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関

1 総合防災訓練

町は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ 要配慮者への支援
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。また、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとと

もに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

- (1) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 町は、土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (4) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な水難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、町、国、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難態勢の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、町、消防団及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

第 26 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	町	総務課、子育て支援課、学校教育課
	関係機関	県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察、高松市消防局、防災関係機関

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、住民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

町は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また、職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町内における災害発生状況の把握
- ・ 地域防災計画等の周知、徹底
- ・ 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）の確認
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(2) 町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、広報誌、防災マップ、防災のしおり、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 特別警報・警報・注意報発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 避難情報の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- ・ 被災体験の伝承：被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や

災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育に配慮する。

また、町は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物等を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討する。

7 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、県、防災関係機関等と相互連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第 27 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の充実強化を図る。また、自主防災組織の活動支援や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課）

1 地域住民の自主防災組織

（１）災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実や自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。

また、町は、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

（２）自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

（３）自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

① 平時からの活動

- ・ 平時からの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - イ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路及び方法等の確認

ウ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備
カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、
災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び
周知
キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の
実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等
- ・ 廃棄物処理活動に対する協力

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう
的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織
等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するた
め、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員
が取るべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する
施設を避難所等として使用するとともにその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織
に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努め
るものとする。

町は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めるため、地域防災協定の締結を促進
するものとする。

3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘
導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、施設・装備の充実、女性の入団
促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがい
を持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災

力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 28 節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	町	住民生活課
	関係機関	県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設の選定やその方法等についての住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

第 29 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、観光振興課、航空振興課）

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

県及び町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。

主な実施機関	町	各課、消防団
	関係機関	県（全部局）、防災関係機関

1 町の活動組織

（1）迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

（2）防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

（3）災害対策本部

① 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 町又は県下に気象警報及び特別警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、水防本部が設置された後に、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり町長が必要と認めたとき。
- 2 町内に大規模な災害を誘発する物質の大量流出、又は多数の遭難を伴う列車、航空機などの事故、その他重大な事故が発生したとき。
- 3 その他通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、本庁舎防災会議室に設置する。設置できない場合には、綾上支所に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 (副町長) 第2順位 (教育長)

イ 副本部長

副町長及び教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、総務課長、支所長、会計室長、経済課長、建設課長、健康福祉課長、子育て支援課長、保険年金課長、学校教育課長、生涯学習課長、陶病院事務長、住民生活課長、税務課長及び消防団長、副団長をもって充てる。

エ 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 本部の動員配備体制に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・ 綾川町議会災害対策会議との連絡調整に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務課とする。

カ 班・課

a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班及び課を置く。

b 各班各課の組織及び分掌事務は別表のとおりとする。

c 課長は、本部長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、課長に事故あるときは、当該課の課長補佐等の職にある者がその職務を代理する。

キ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置又は解散したときは、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

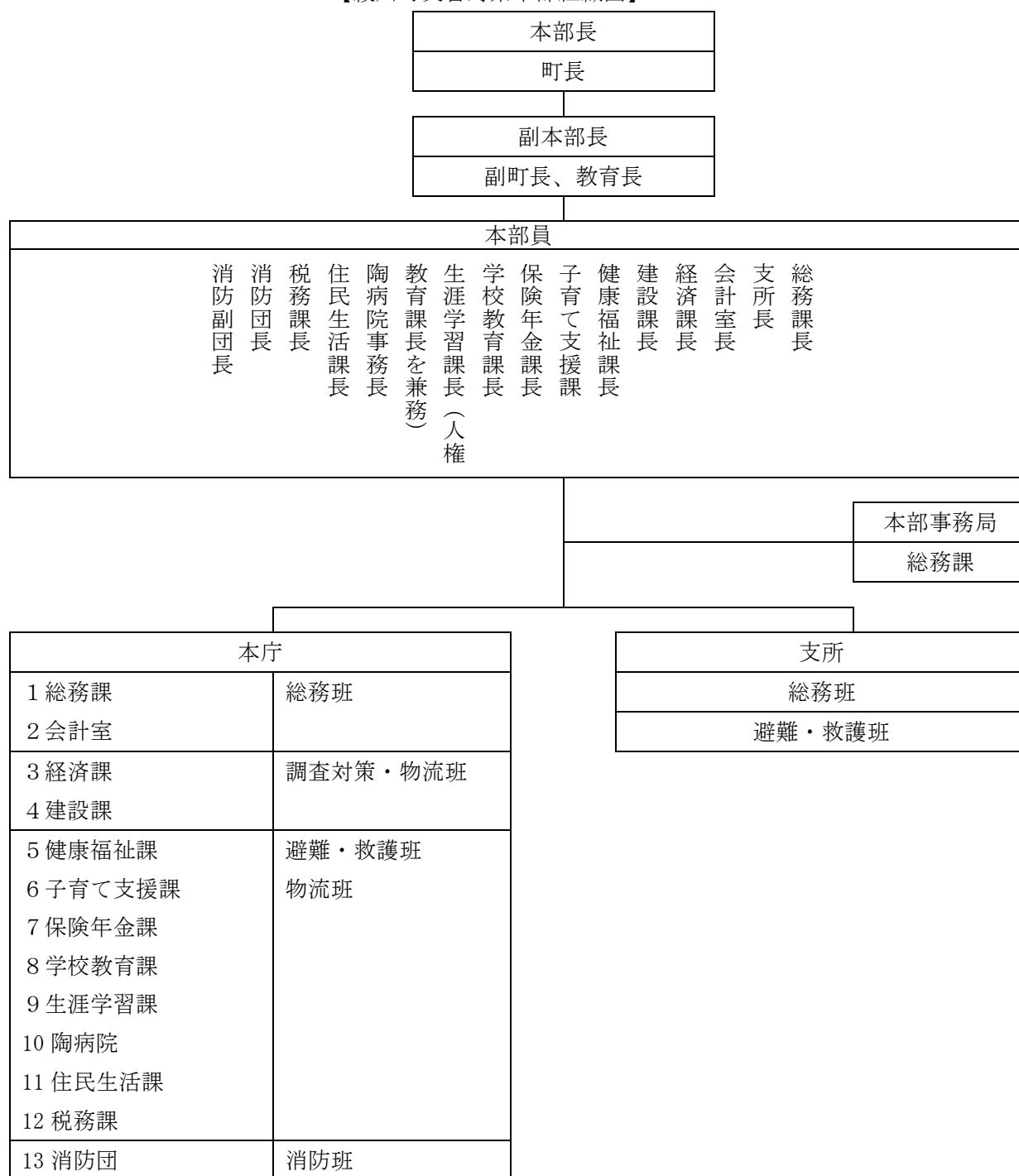
⑤ 県との連携

県災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

本部長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【綾川町災害対策本部組織図】



別表 綾川町災害対策本部各班各課の分掌事務

【本庁】

班体制	担当課	災害時	災害復旧
各班共通事項 (支所含む。)		・各班の動員配備に関すること。 ・災害対策本部及び各班間、所管する関係機関の連絡調整に関すること。 ・所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）。 ・他班の応援に関すること。 ・り災証明、り災者名簿、被災者台帳作成への協力に関すること。	
総務班	総務課 いいまち推進室	・本部の庶務に関すること。 ・本部会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害対策全般に関すること。 ・警報及び特別警報の伝達及び災害広報に関すること。 ・香川県防災行政無線、香川県防災情報システムの管理に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 ・人材・物資調達に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・り災証明、り災者名簿、被災者台帳の作成の統括に関すること。 ・関係機関に対する協力及び応援要請に関すること。 ・受援体制の確保に関すること。 ・災害ボランティアとの連絡調整に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・情報提供、その他報道機関への対応に関すること。 ・記録・広報活動に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の連絡調整に関すること。 ・要配慮者対策に関すること。	・災害救助法適用に関すること。 ・災害把握、復旧調整に関すること。 ・災害義援金の受入・配分に関すること。 ・り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。 ・災害予算措置に関すること。 ・その他他班に属さないこと。

班体制	担当課	災害時	災害復旧
		・個別避難計画に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・支援物資物流に関すること。 ・その他他班に属さないこと。	
	会計室	・情報収集等に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・その他本部長の命じた事項に関すること。
調査対策・物流班 （災害規模の拡大により、人員の確保が必要な場合は、協力要請し、人員配置計画を立てる。）	経済課	・農林水産・農地・土地改良施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。 ・商工、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び応急復旧及び災害資金融資に関すること。 ・農業団体等に関する災害対策指導に関すること。 ・支援物資物流に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・農林水産・農地・土地改良施設の被害応急対策及び復旧計画に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	建設課	・公共土木施設、町営住宅等の被害受付及び調査に関すること。 ・応急対策資機材の調達及び輸送に関すること。 ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定活動に関すること。 ・下水道施設の保全に関すること。 ・指定緊急避難場所の管理運営に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・公共土木施設、町営住宅等の被害応急対策及び復旧計画等に関すること。 ・建設業者の応援計画に関すること。 ・公共土木施設、町営住宅等の調査に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居者選考に関すること。 ・下水道施設の復旧計画に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
避難・救護物流班 （災害規模の拡大により、人員の確保が必要な場合は、協	健康福祉課 (えがお いきいき センター)	・関連施設等の安全確保に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・個別避難計画に関すること。 ・被災者の保健指導に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。 ・医療物資の確保に関すること。	・関連施設等の復旧計画に関すること。 ・防疫その他保健衛生に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。

班体制	担当課	災害時	災害復旧
力要請し、人員配置計画を立てる。)		・救護所の設置及び運営に関する事。 ・日赤県支部との連絡調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	
	子育て支援課	・児童施設等の安全確保に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・児童施設等の復旧計画に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
	こども園	・児童施設等の安全確保に関する事。 ・指定緊急避難場所の管理運営に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。
	保険年金課	・支援物資物流に関する事。 ・被災者の調査、減免等に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・被災者の調査、減免等に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
	診療所	・被災者の応急救護、応急医療に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。
	教育委員会	・教育施設等の安全確保に関する事。 ・社会教育施設の安全確保に関する事。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関する事。 ・り災児童生徒等の応急教育に関する事。 ・教職員の動員及び確保に関する事。 ・災害時における学校給食に関する事。 ・文化財の災害対策に関する事。 ・支援物資物流に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・教育施設等の復旧計画に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
	陶病院	・指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関する事。 ・福祉避難所の開設協力に関する事。 ・被災者の応急救護、応急医療に関する事。 ・医療物資の確保に関する事。 ・救護所の設置及び運営に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。

班体制	担当課	災害時	災害復旧
		・他の医療機関との調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	
(災害初期の調査・巡視の段階においては、災害通報受付及び調査対策・物流班の応援)	住民生活課	・災害受付に関する事。 ・遺体の処理、火葬、埋葬に関する事。 ・外国人の対応に関する事。 ・一般廃棄物処理対策及び災害廃棄物処理対策に関する事。 ・愛玩動物(ペット)の処理に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関する事。 ・し尿処理業者との連絡調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
	税務課	・被災宅地・建築物等の災害調査に関する事。 ・被災納税者の調査、減免等に関する事。 ・り災証明の作成発行に関する事。 ・災害受付に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・被災宅地・建築物等の災害調査に関する事。 ・被災納税者の調査、減免等に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
消防班	消防団	・消防、水防、災害活動、危険箇所の警戒・防御、住民の避難・立退き指示に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。

【支所】

班体制	担当課	災害時	災害復旧
総務班 避難・救護班		・情報収集及び災害対策本部への伝達等に関する事。 ・支所併設避難所の管理運営及び連絡調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害等の場合】

区分	動員配備の基準	配備内容	動員配備及び所属等	
第1次配備 (準備態勢)	大雨、洪水等の注意報が発表されたとき。	情報収集連絡活動を主とし、右記の各員が災害対策にあたる。ただし、今後第2次配備(警戒態勢)へ移行するおそれがある場合に限る。台風接近等、明らかに注意報発令後、警報へ移行する可能性が高い場合には、自主的に参集すること。状況により第2次配備に円滑に移行し得る状態とする。	下記、各課の副主幹以上及び担当職員 ※なお、参集については勤務場所	
			本庁	総務課 経済課 建設課
			支所	支所
第2次配備 (警戒態勢) 水防本部設置	大雨、洪水等の警報が発表されたとき。	右記の各員が登庁・活動にあたる。事態の推移に伴い、速やかに第3次配備に切替え得る態勢をとる。各班ともあらかじめ定められた連絡員をもって充てる。	本部長	(町長)
			副本部長	(副町長、教育長)
			本部員	(支所長、全課・室・局長、消防団長、消防副団長)
			本部事務局	
			全課長補佐、副主幹	
			下記、各課全員	
			本庁	総務課 経済課 建設課
			支所	支所
			なお、上記課以外は、必要に応じて課長・補佐が課員召集	
			※参集については勤務場所	
			避難所運営スタッフ(消防団女性団員・災害支援団員含む) (本部の指示により参集)	
			※参集については各避難所	
第3次配備 (非常態勢) 災害対策本部へ移行する場合がある	大雨特別警報、洪水警報が発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が	全職員が登庁・活動にあたる。状況により直ちに活動を開始できる完全な態勢とする。	本部長	(町長)
			副本部長	(副町長、教育長)
			本部員	(支所長、各課・室長、消防団長、消防副団長)
			本部事務局	
			役場職員全員	
			※参集については勤務場所	

区分	動員配備の基準	配備内容	動員配備及び所属等
	発表されたとき。 (災害対策本部を設置するとき。)		避難所運営スタッフ（消防団女性団員・災害支援団員含む） ※参集については各避難所 消防団員（災害対策）
備考	配備時期及び配備内容については、気象状況又は異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が必要と認めたときは、変更する場合がある。この場合は、別に指示する。（各職員は、連絡がとれる体制を整えておくこと。）		

（２）動員体制の確立

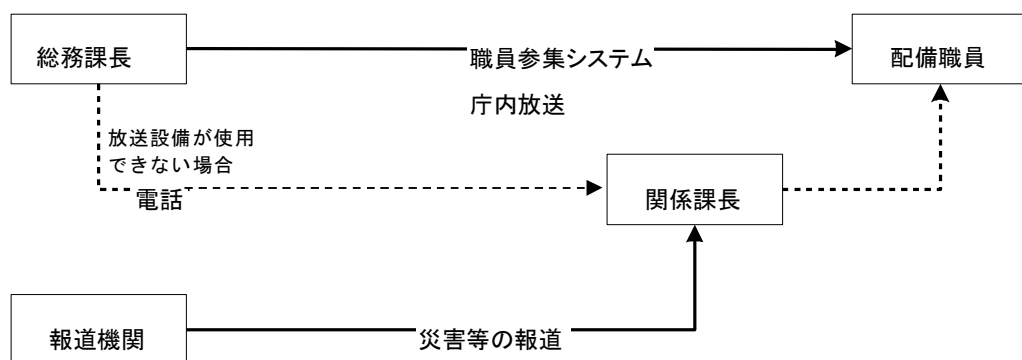
- ① 各課・室長は、各課・室の動員計画を事前に作成し、課・室内の職員に周知しておく。
- ② 各課・室長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各課・室長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

（３）動員の方法

① 勤務時間内における動員

総務課長は、大雨、洪水の警報が発表されたとき、又は災害が発生したとき、職員参集システム、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。システム、放送設備が使用できない場合は、電話により関係課長に伝達する。

関係課長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



【勤務時間内における動員伝達】

② 勤務時間外における動員

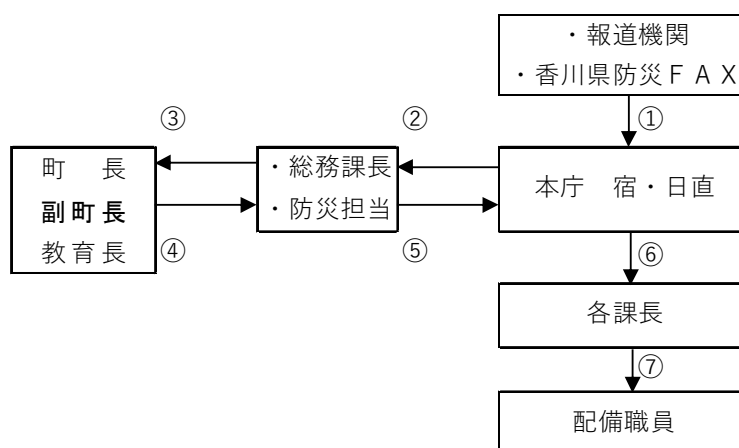
ア 大雨、洪水の注意報、警報、特別警報が発表された場合、又は災害に関する情報を覚知した場合は、本庁宿日直者から総務課長へ電話で問い合わせ、総務課長は町長に確認後、宿日直者に配備を指示し、宿日直者から関係課長へ電話等で総務課長の配備指示を伝達する。

イ 関係課長は、宿日直者からの指示の伝達に基づき、又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。

ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

エ 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に参加できない職員は、最寄りの支所等に参加する。この場合、職員は各自の所属に参加場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。



【勤務時間外における動員伝達】

③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、総務課から各課を通じて行うものとし、各課から指定職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各課の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各課に所属する職員を他課に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各課長は、当日の動員可能者数を本部に報告する。

また、各課長は、他課の職員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

4 感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、過密抑制を推進する。

(1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

(2) 大規模な災害の発生時においては、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。

【資料 1－1 綾川町災害対策本部条例】

【資料 1－2 綾川町防災会議条例】

【資料 13－1－1 配備人員報告書】

【資料 13－1－2 配備体制別配備人員集計表】

第2節 広域的応援計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 町の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議のうえ、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

① 町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について幹旋を求める。

③ 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。

④ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等

① 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

(4) 地域内の防災関係機関の応援要請等

町は、被害の状況により、地域内の防災関係機関の応援協力が必要となった場合、協定等に基づき、協力を要請する。

(5) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町及び関係機関は、現場の状況に応じ、必要とする場合には、各種応援協定に基づき協定締結市町村に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

（１）県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町及び消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

（２）被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告する。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

応急対策室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した場合は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地等のリスト化に努めるものとする。

5 他市町、県、国等への応援

（１）相互応援協定に基づく応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

（２）「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成 30 年 3 月 23 日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

（３）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川

国道事務所が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【資料1－3 災害時の相互応援に関する協定書】

【資料1－4 香川県消防相互応援協定】

【資料12－4 広域航空応援受援マニュアル】

【資料13－1－9 要請情報】

【資料13－1－14 緊急消防援助隊応援等要請連絡票】

第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、自衛隊

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書」に基づき実施される。

(1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、町は、県に対して、県は第 14 旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第 14 旅団に連絡員の派遣を求める。

(2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第 14 旅団に通知する。この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【香川県連絡先】

危機管理課	N T T	平日	TEL 087-832-3242 又は 3243
		休日・夜間	TEL 087-831-3115（守衛室）
	防災行政無線	TEL 200-5062	FAX 200-5802 1

【陸上自衛隊第 14 旅団連絡先】

第 3 部	N T T	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311（内線切替）
	県防災行政無線 （地上）※ 1	TEL 466-502	FAX 466-581
	県防災行政無線 （衛星）※ 2	TEL 037-466-001	FAX 037-466-002

※ 1：防災行政無線電話機による

※ 2：衛星電話機による

2 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 水難事故、航空機の異常事態を感知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難情報が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
給食及び給水	被災者に対して、給食及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

業 務	活 動 内 容
び除去	を行う。
入浴支援	被災者に対して、入浴の支援を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

町は、派遣部隊を受入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

【資料 13－1－10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式】

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、河川砂防課）、高松地方気象台

1 風水害関係

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（2）特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示し、発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

種類	発表基準等
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと

種類	発表基準等
	予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

種類	発表基準等
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リ

種類	発表基準等
	スクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
※融雪注意報	
※着氷注意報	

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

④ 注意報・警報の発表基準

(令和5年6月8日現在) 発表官署 高松地方気象台

綾川町	府県予報区		香川県	
	一次細分区域		香川県	
	市町等をまとめた地域		中讃	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130
	洪水	流域雨量指数基準	本津川流域=7.5、綾川流域=18.3、富川流域=7.9、今滝川流域=4.9、田万川流域=8.8、西長柄川流域=7、竹本川流域=4.5	
		複合基準※ ¹	綾川流域=(5、16.5)、今滝川流域=(5、4.4)、竹本川流域=(5、4.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	

	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	流域雨量指数基準	本津川流域=6、綾川流域=14.6、富川流域=6.3、 今滝川流域=3.9、田万川流域=7、 西長柄川流域=5.6、竹本川流域=3.7
		複合基準※ ¹	綾川流域= (5、13.3)、富川流域= (6、5)、 今滝川流域= (5、3.1)、田万川流域= (5、6.2)、 竹本川流域= (5、3.6)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨※ ²	
	低温	最低気温－4℃以下※ ³	
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：－1℃～－2℃	
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 90mm

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

※2 気温は高松地方気象台の値

※3 気温は高松地方気象台の値

（1）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

- （1）大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- （2）土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。
- （3）洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- （4）大雨及び洪水の欄中において、「平坦地」とはおおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて一河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が 25 パーセント以上の地域を表し、「平坦地以外」はそれ以外の地域を示す。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。）。

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。）。

⑤ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

香川県	高松地域	……高松市、直島町
	小豆	……土庄町、小豆島町
	東讃	……さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	……丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、 琴平町、多度津町、まんのう町
	西讃	……観音寺市、三豊市

【注意報及び警報の区域細分図】



⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路に沿って5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量

種 類	概 要
	及び降水短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。

⑦ 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 に相当する。

⑧ 気象情報

ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」という表題の香川県気象情報が発表され、また、四国地方気象情報、全般気象情報も発表されるほか、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、半日程度前から、「線状降水帯」というキーワードを使い、「四国地方」を対象に香川県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報において呼びかけられる。

また、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

イ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な大雨（香川県では 1 時間降水量 90mm 以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第 1 号	
令和××年△△月〇〇日 0 時 1 7 分	気象庁発表
9 時 1 0 分香川県で記録的短時間大雨	
小豆島町内海で 1 0 2 ミリ	
9 時香川県で記録的短時間大雨	
土庄町付近で 1 2 0 ミリ以上	

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号

令和××年4月20日10時27分

気象庁発表

香川県では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

【目撃情報あり】香川県で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

⑨ 特別警報・警報・注意報等の伝達

気象庁（高松地方気象台）が注意報・警報・特別警報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

なお、県は、気象庁（高松地方気象台）から送られてきた気象情報等を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町、消防本部へ一斉通報する。

また、町及び県は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

さらに、町は、下表の例のように、避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類					
		大雨		暴風	大雪	暴風雪	
		(土砂災害)	(浸水害)				
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

(3) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、町に対して土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象注意報・警報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるよう努める。

また、県は、町、消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、町が行う避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

また、町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とする。

2 火災気象通報等

（１）火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに知事に対して通報し、知事は速やかに町に通報する。

（２）火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

（参考）

乾燥注意報：最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下の場合

強風注意報：平均風速が陸上で 12m/s 以上の場合、海上で 15m/s 以上の場合

（３）火災警報

町は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。なお、火災警報が発せられたときは、火災警報が解除されるまでの間、住民は、町の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

3 異常現象発見者の通報義務等

（１）異常現象発見者の通報

① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察に通報しなければならない。通報を受けた警察は、その旨を速やかに町に通報する。

② この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

（２）通報すべき異常現象

① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。

② 竜巻、強い（ひょう）があったとき。

③ 河川の異常水位等があったとき。

④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

4 住民等への伝達等

町及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な伝達手段を活用するものとする。

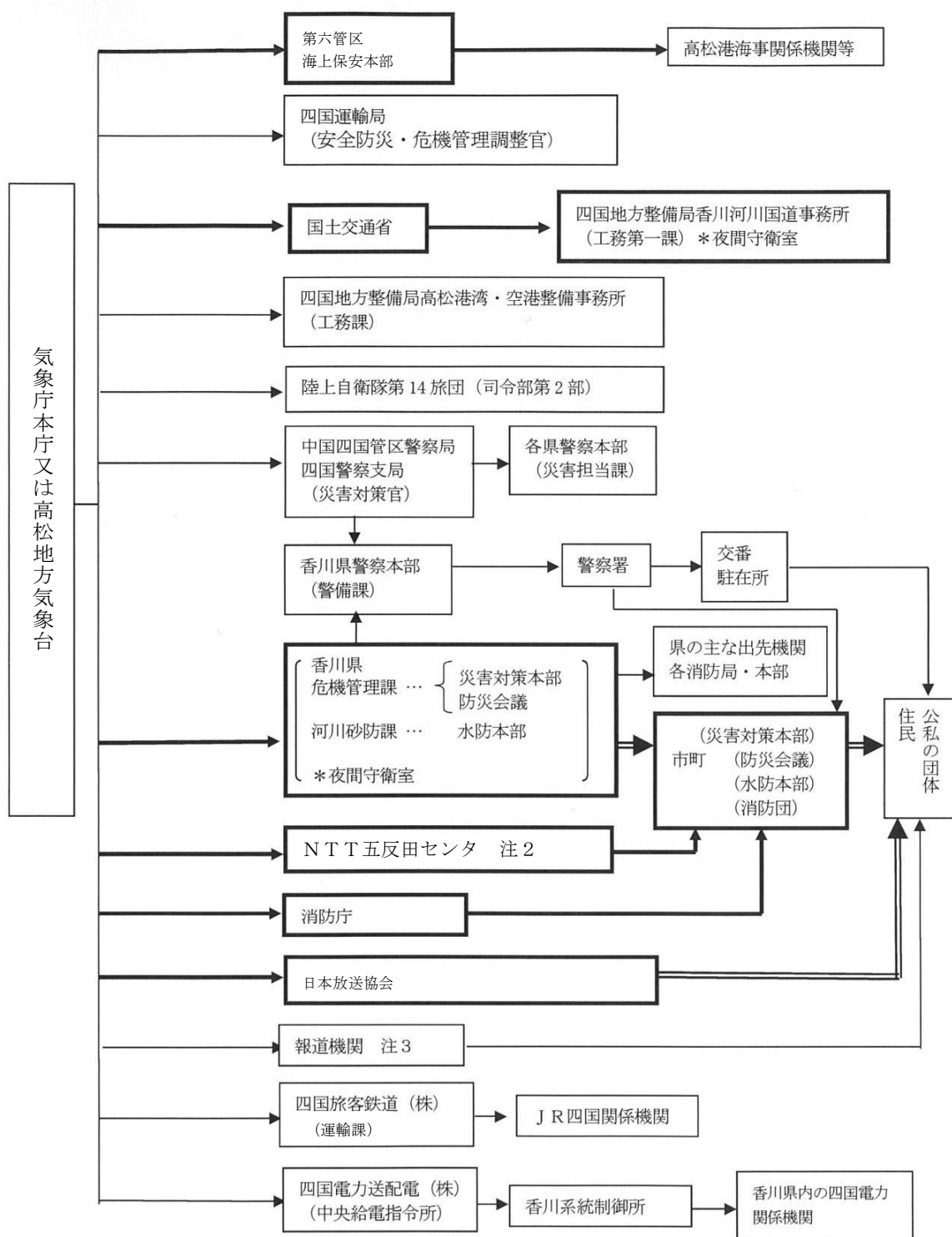
【資料２－６ 土砂災害と前兆現象の種類】

【資料４－１ 雨量観測所】

【資料４－２ 水位観測所】

【資料４－３ 防災行政無線による気象情報等伝達系統】

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

2 N T T 五反田センタへは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関	町	各課、消防団
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 情報の収集伝達

（１）被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、高松市消防局から 119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 町は、支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（２）災害発生直後の被害の第１次情報等の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
 - ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するとともに、防災 I o T システム等を活用し防災関係機関と共有を図るものとする。
- ② 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町の所管する道路、下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ③ 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（３）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）、県防災行政無線等を活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。
- ② 町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交

換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

町内の被害状況等の調査にあたっては、各課が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各課の情報収集担当表】

班体制		担当課	災害時	主な協力機関
本 庁	総務班	総務課	・ 気象情報・地震情報等 ・ 消防・水防活動の状況 ・ 町有施設の被害・対策状況 ・ 人的被害 ・ 避難の状況の取りまとめ ・ 電気・ガス・電話等の被害・対策状況 ・ 食料・物資・医療品、燃料等の調達状況 ・ 活動人員の状況 ・ 自衛隊の派遣要請に関すること。 ・ 関係機関に対する協力及び応援要請に関すること。 ・ 防災関係予算、財務に関すること。 ・ 報道調整に関して必要な情報収集 ・ 記録・広報活動 ・ 避難の状況 ・ 被災者の応急救助 ・ 災害救助法の適用	高松地方气象台 香川県 中讃土木事務所 高松市消防局、本部 高松西警察署 田万ダム管理事務所 長柄ダム管理事務所 四国電力送配電(株)坂出事業所、四国電力(株)中讃営業所 N T T 西日本 本部等
	現地調査対策班 物流班	経済課	・ 農林水産・土地改良施設の被害、対策状況 ・ 商工、農地、農作物、家畜等の被害、対策状況 ・ 支援物資物流に関すること。	土地改良区等 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 商工会 香川県広域水道企業団
		建設課	・ 公共土木施設、被災住宅等の被害、対策状況 ・ 交通規制等の状況 ・ 応急仮設住宅の状況 ・ 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域等の被害、対策状況 ・ 下水道施設の被害、対策状況 ・ 上水道施設の被害、対策状況 ・ 飲料水の確保状況	
	避難・救護・物流班	子育て支援課 健康福祉課 (えがお) (いきいきセンター)	・ 児童施設等の安全確保 ・ 社会福祉施設等の被害、対策状況 ・ 医療物資の確保 ・ ボランティア活動の状況 ・ 医療施設の被害、対策状況 ・ 災害救助法の適用	こども園 社会福祉施設管理者 健康福祉総務課 日本赤十字社 綾歌地区医師会 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 綾歌郡歯科医師会 綾歌地区薬剤師会 中讃保健福祉事務所
		保険年金課	・ 災害受付応援 ・ 被災者の調査、減免等に関すること。 ・ 支援物資物流に関すること。	
		診療所	・ 被災者の応急救助、応急医療に関すること。	
		教育委員会	・ 教育施設等の被害、対策状況 ・ 社会教育施設の被害、対策状況	学校管理者 各公民館

班体制		担当課	災害時	主な協力機関
			- 避難の状況 - 応急教育の状況 - 文化財の被害、対策状況	社会教育施設管理者
		陶病院	- 避難所の管理運営及び連絡調整 - 避難の状況 - 被災者の応急救助	
	(災害初期の調査・巡視の段階においては、災害通報受付及び現地巡回調査の応援)	住民生活課	- 災害救助法の適用 - 廃棄物処理の状況 - 災害受付応援 - 現地調査対策班の応援	
		税務課	- 災害受付応援 - 現地調査対策班の応援 - 被災納税者の調査	
		会計室	- 災害受付応援 - 現地調査対策班の応援	
		議会事務局	- 災害受付応援 - 現地調査対策班の応援 - 議会 BCP による対応	
	消防班	消防団	- 人的・住家等一般の被害状況 - 消防・水防活動の状況 - 救急・救助の状況	
支所	総務班	住民係	情報収集及び災害対策本部への伝達等	各班 高松市消防局、本部
	避難・救護・応援班	住民係	避難所の管理運営及び連絡調整	

(5) 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各課が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 危険物等に係る事故

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

(3) 武力攻撃災害即報に該当するもの

(4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 地震が発生し、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ② 風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区分	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	F A X	電話	F A X
固定電話回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
県防災行政無線 （地上）※ 1	048-500-90-43425	048-500-49033	048-500-90-43425	048-500-49036
県防災行政無線 （衛星）※ 2	048-500-90-49013	048-500-90-49033	048-500-90-49101	048-500-90-49036
電子メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp			

※ 1：防災行政無線電話機による

※ 2：衛星電話機による

3 被害の認定

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

【資料 13－1－4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表】

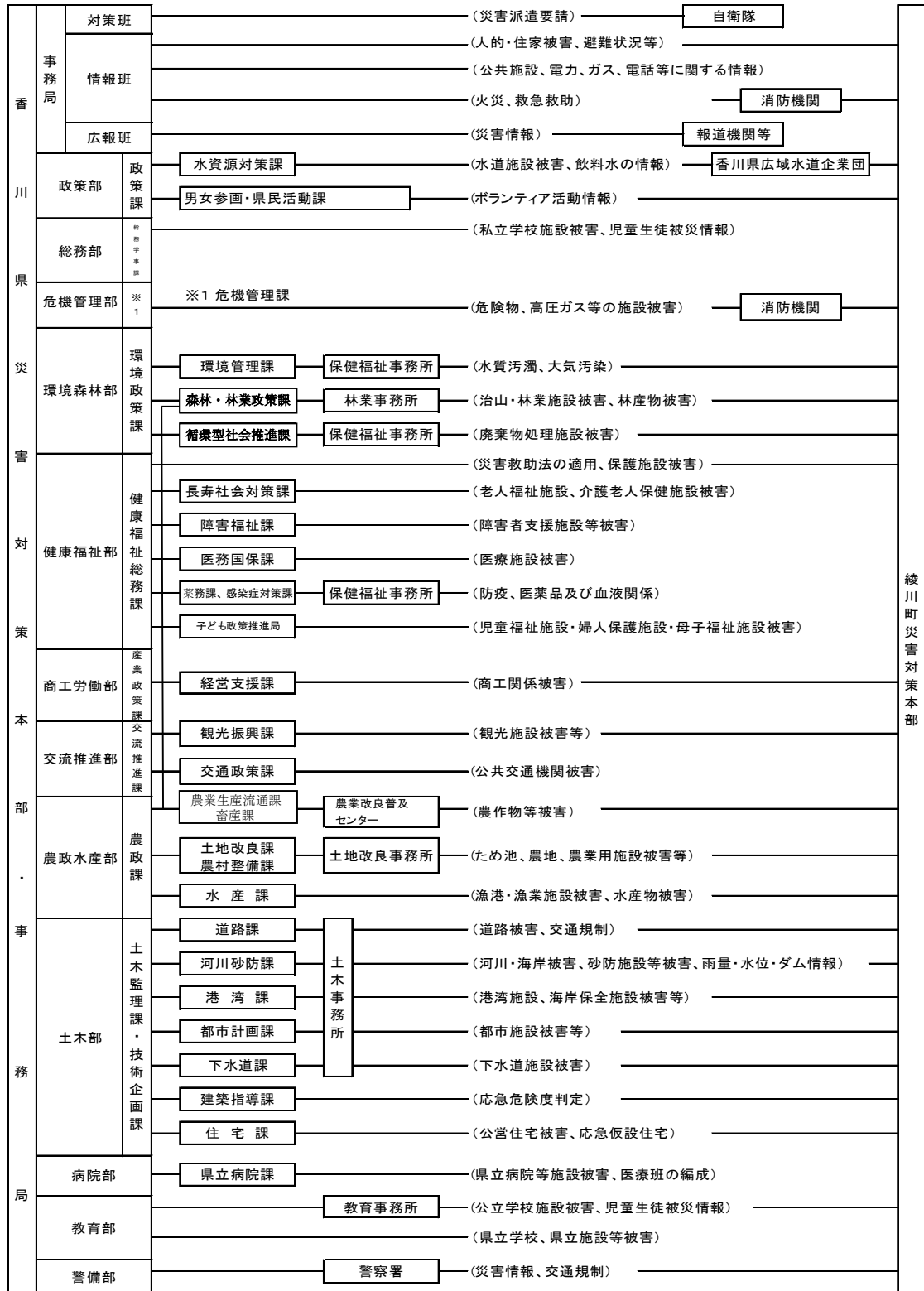
【資料 13－1－5 災害報告（即報・確定）】

【資料 13－1－6 被害調査表】

【資料 13－1－7 浸水被害調査表】

【資料 13－1－8 災害報告及び対策処理票】

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、町・県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

（１）町・県防災行政無線の運用

町は、災害時の状況を的確に判断して、町防災行政無線を運用する。

一方、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換にあたる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

（２）県防災情報システムの運用

町は、県防災情報システムを利用することにより、県及び防災関係機関との情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有を図る。

（３）電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ電気通信事業者に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、電気通信事業者に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

（４）他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

（５）非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保する。

綾川町	綾川町役場（総務課TEL 087-876-1906 FAX 087-876-1948 県防（音声）382-501（FAX）382-581） ①——香川県（危機管理課） ②……高松市西消防署綾川分署——高松市消防局——香川県（危機管理課） ③……高松西警察署——県警察本部……香川県（危機管理課） ④……琴電滝宮駅——琴電瓦町駅……香川県（危機管理課） ⑤——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ……使送区間

参考 □香川県危機管理課 TEL 087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表）、FAX 087-831-8811
県防（音声）200-5063 又は、200-7-2435（夜間）
（FAX）200-5803

□高松市西消防署綾川分署 TEL 087-878-1111 FAX 087-878-3196

□高松西警察署 TEL 087-876-0110

□高松琴平電気鉄道(株)滝宮駅 TEL 087-876-1991

（６）災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星インターネット、公共安全モバイルシステム、MCA、簡易無線など）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

（７）災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

（８）アマチュア無線の活用

町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

（９）放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

（１０）町防災行政無線

町は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行う。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

（１１）その他の通信手段の確保

町は、被害状況を総合的に判断し、HPなどのインターネット回線や、臨時FM放送局の開設など有効な情報伝達手段を検討、利用するように努める。

（１２）情報の収集

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

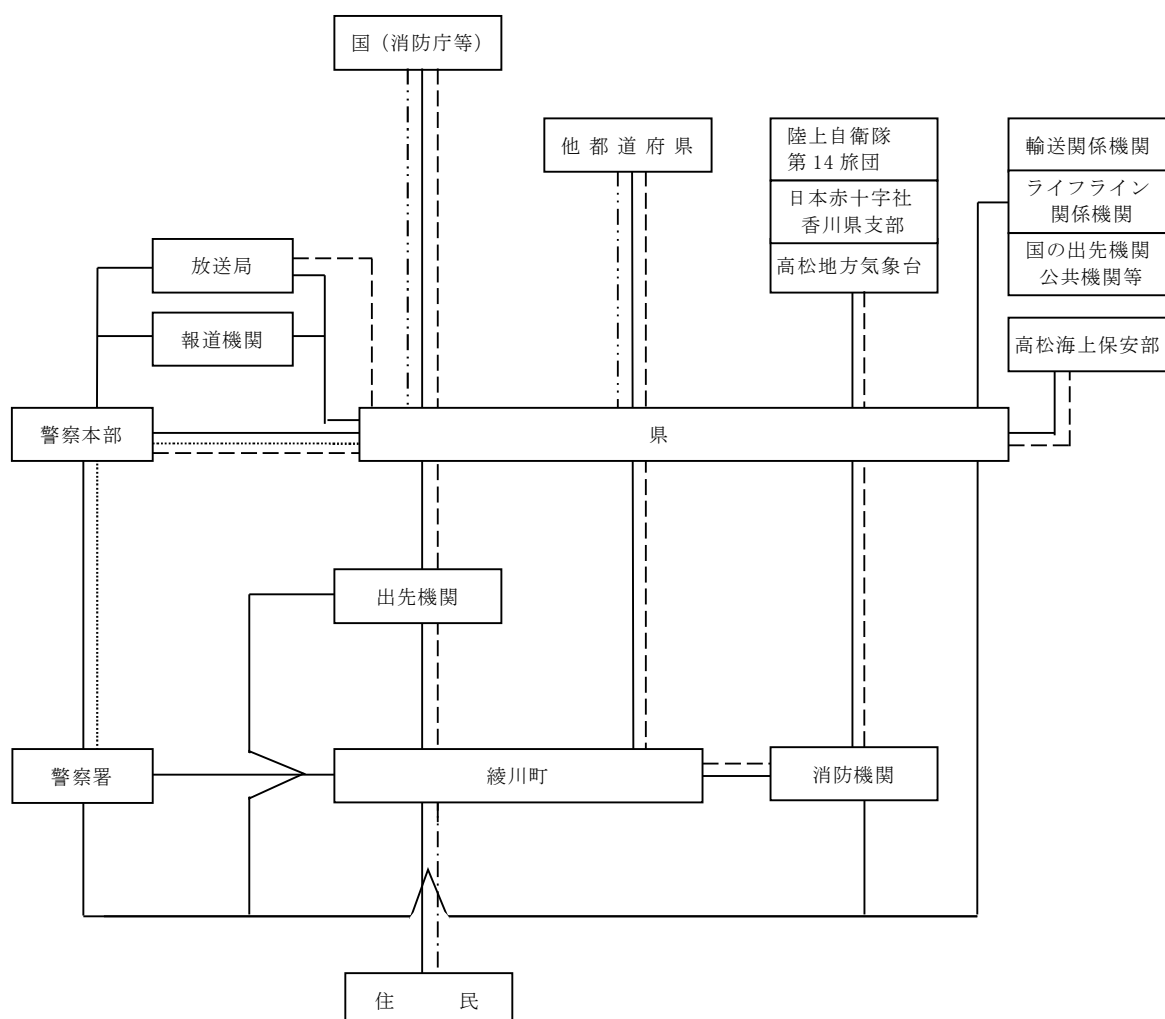
（１３）多様な緊急通報手段

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

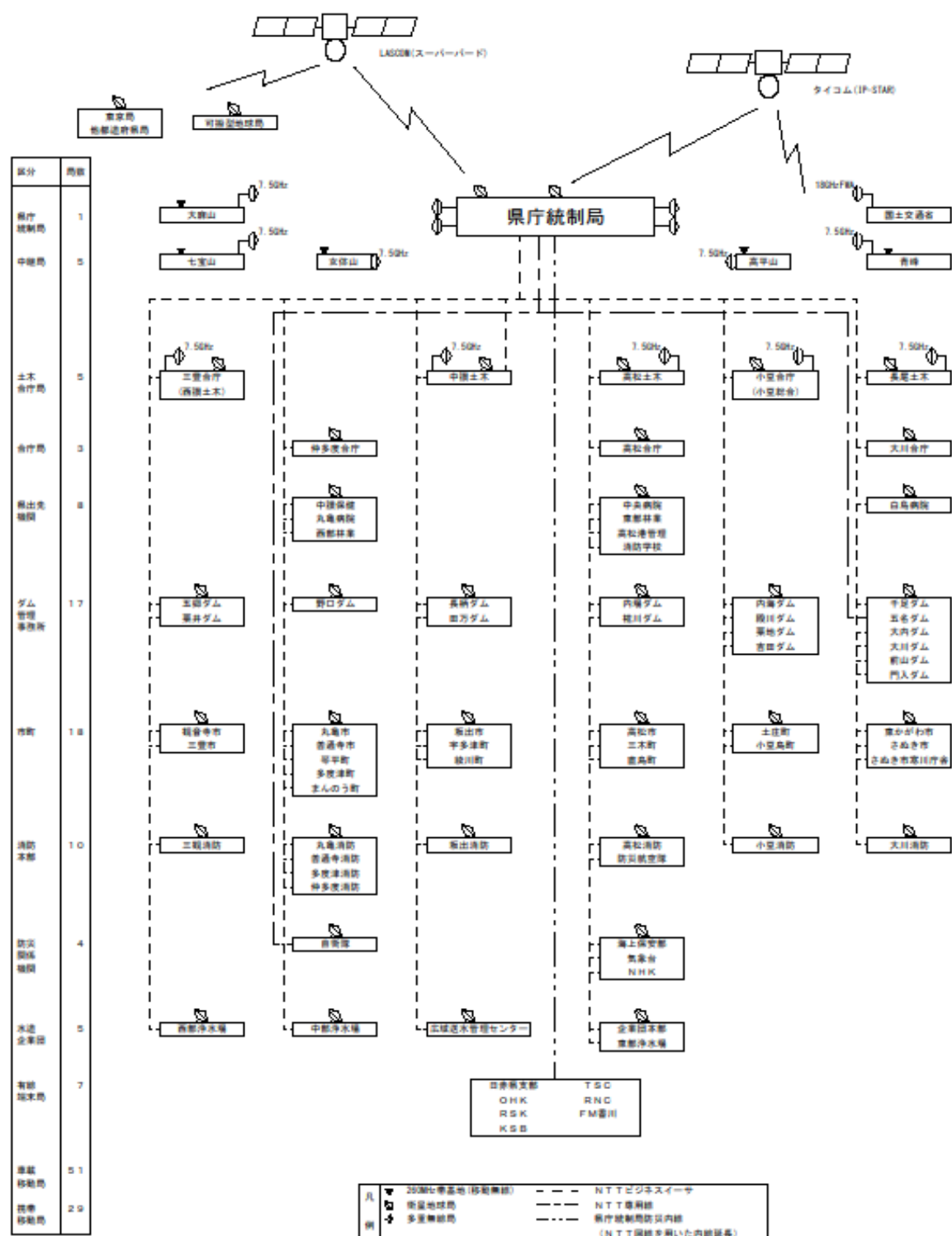
【災害時通信連絡系統図】



【凡 例】

- 県防災行政無線（N T T 専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
- 電話・F A X （一般の固定電話回線）
- 消防防災無線 （消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
- 警察電話 （警察の専用回線・無線回線）
- - - - - 町防災行政無線（住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。）

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、町、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関

1 被災者等への広報活動

（1）町の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難情報、避難路・指定避難所・指定緊急避難場所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む。）
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民の生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、オフトーク通信等による広報
- ・ 広報車等による広報

- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 香川県防災情報システムによるメール配信
- ・ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 緊急速報メール（エリアメール）による広報
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ その他

日本道路交通情報センターCATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（２）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

２ 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、役場庁舎、支所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

【資料６－３ 香川県防災情報システム概要図】

第 8 節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、住民生活課
	関係機関	県（保健福祉総務課）

1 適用基準

綾川町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は 23,610 人（平成 27 年国勢調査）を基準に算定する。

- （１）住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の 2 分の 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の 3 分の 1 世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口	住家滅失世帯数	備 考
5,000 人未満	30 世帯	
5,000 人以上 ～ 15,000 人未満	40 "	
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	50 "	綾川町
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	60 "	
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	80 "	
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	100 "	
300,000 人 "	150 "	

- （２）被害世帯が（１）の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口	住家滅失世帯数	備 考
5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上 ～ 15,000 人未満	20 "	
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	25 "	綾川町
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	30 "	
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	40 "	
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	50 "	
300,000 人 "	75 "	

- (3) 被害世帯数が(1)及び(2)に達しないが、被害が広域にわたり県下の全消失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

2 適用手続

- (1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 町の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、県は直ちに救助を実施する。県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、町において実施するよう通知する。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の際の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

- (1) 救助の種類
 - 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。
 - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 福祉サービスの提供
 - ⑦ 被災した住宅の応急修理
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 遺体の搜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去
- (2) 救助の程度、方法及び期間
 - ① 一般基準
 - 災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、『香川県災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。
 - ② 特別基準
 - 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、町は、災害等の実情に即した救助の

実施を、県に要請する。県は、町の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者からり災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしており、町は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平時から努める。

また、改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

5 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受ける。

【資料 12－2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

【資料 13－1－3 災害概況即報】

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、保健年金課、陶病院
	関係機関	県（危機管理課）、警察、自主防災組織、高松市消防局

1 町の活動

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害救助法が適用された場合も、知事の委任を受けて町が実施する。
- (2) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 救急・救助の方法

被災者の救急・救助は、消防、警察等関係機関を主体とした組織により実施するものとする。

- (1) 救急事案
 - ア 人命の安全確保を最優先とし救急体制を早期に確立する。
 - イ 応急救護所での活動及び医療機関等との連携を確立し効率的に搬送する。
- (2) 救助事案
 - ア 人命危険が大きい災害現場を優先的に対応する。
 - イ 災害現場で関係機関と合同で活動する場合は、活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を確立し、効果的な活動を行う。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。

- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 感染症対策

救急救助活動等を実施する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第 10 節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、町は医療救護本部機関及び関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。町及び医療救護本部機関は現行の医療救急体制の活用を図りつつ、本計画及び『綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン（資料 7-1）』（以下「町ガイドライン」という。）に基づく医療救護活動を実施する。

主な実施機関	医療救護本部機関	綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会、健康福祉課
	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（医療政策課、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、日本赤十字社香川県支部、中讃保健福祉事務所

1 医療救護活動の実施

- (1) 町及び医療救護本部機関が医療救護活動を必要と認めたときは、「綾川町医療救護本部」（以下「医療救護本部」という。）を設置し、医療救護班等を編成・派遣する。医療救護班等は、町ガイドラインに基づき医療救護活動を行う。
- (2) 町及び医療救護本部は、応急救護所と救護病院を設置し、それぞれの施設が十分機能を発揮できるよう努める。現地医療体制は町ガイドラインにおいて詳細を定める。
- (3) 以上の救護活動によってもなお十分に医療救護活動ができない場合は、中讃保健福祉事務所を通じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の派遣、派遣保健師等支援チーム等についての応援を要請する。また、必要に応じてDMAT指定病院、災害拠点病院、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請する。また、特に必要があると認めたときは、自衛隊等へ医療の実施を要請する。
- (4) 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

2 応急救護所・救護病院

- (1) 応急救護所
応急救護所は、医師がトリアージをし、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。応急救護所の設置については町ガイドライン（資料編 資料 7-4）のとおりとする。
- (2) 救護病院
救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。救護病院の設置については町ガイドライン（資料編 資料 7-4）のとおりとする。

3 医療救護班等の役割

- (1) 医師会による医療救護班の役割は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する診察（トリアージを含む。）と応急処置
 - ② 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
 - ④ 避難所の巡回診療
 - ⑤ 助産活動
 - ⑥ 死亡の確認及び死体の検案
 - ⑦ 活動の記録と報告
 - ⑧ その他状況に応じた必要な措置
- （２）歯科医療救護班の役割は、次のとおりとする。
- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - ② 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
 - ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
 - ⑤ 活動の記録と報告
 - ⑥ その他状況に応じた必要な措置
- （３）薬剤師班の役割は、次のとおりとする。
- ① 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
 - ② 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
 - ③ 医療救護班等のサポート
 - ④ 活動の記録と報告
 - ⑤ その他状況に応じた必要な措置
- （４）医療救護班等の編成は、町ガイドライン（資料編 資料７－４）のとおりとする。

4 あらかじめ応急救護所・救護病院に指定しない医療機関

町及び医療救護本部は、町ガイドラインにおいてあらかじめ応急救護所・救護病院として指定しない医療機関について、状況に応じ救護活動に参加できるようあらかじめ関係者等と十分に調整を図る。

5 搬送体制

町及び医療救護本部機関は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成するよう務める。具体的な内容は町ガイドラインにおいて定める。

（１）搬送区分

搬送区分として、次の場合の搬送方法を決定する。

- ① 被災場所から、町内の応急救護所・救護病院に搬送する場合
- ② 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）
- ③ 町内の応急救護所・救護病院から、同一町内の他の応急救護所・救護病院へ搬送する場合
- ④ 町内の応急救護所・救護病院から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）

（２）搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法により行う。

- ① 人力による方法
- ② 車両による方法
- ③ ヘリコプター等航空機による方法

（３）搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。また、搬送にあたり、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

6 医薬品及び救護資機材の確保

- （１）町及び医療救護本部は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、町ガイドラインに基づき調達した災害時用備蓄医薬品等を活用する。なお、医薬品等の不足が生じたときは、町は県に調達又は斡旋を要請する。
- （２）綾歌地区薬剤師会は、町ガイドラインに基づき、災害等の救護活動に必要な医薬品等を確保し、町及び医療救護本部からの要請により提供する。

7 血液の確保

- （１）香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- （２）血液の輸送
医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

8 非常用通信手段の確保

町及び医療救護本部機関は、非常用通信手段の確保に努めるものとする。具体的な連絡手段の優先順位については、町ガイドラインにおいて定める。

9 その他

- （１）町は、遺体の検案について、あらかじめ遺体安置所を定めておく等、応急救護所・救護病院における医療救護活動に支障がないようにする。
- （２）町及び医療救護本部は、災害時に応急救護所・救護病院が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、当該医療機関等の在庫量の中で少なくとも１日分の調節を図る等の方法により確保する。また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

【資料 7－1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン】

【資料 7－2 綾川町医療救護本部 体制図】

【資料 7－3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧】

【資料 7－4 医療救護所・臨時救護所・救護病院】

【資料 7－5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関】

- 【資料 7－6 医薬品等の調達・供給体制】
- 【資料 1－5 香川県防災ヘリコプター応援協定】
- 【資料 1－22 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人綾歌地区医師会）】
- 【資料 1－23 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡歯科医師会）】
- 【資料 1－24 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌地区薬剤師会）】
- 【資料 12－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 11 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	町	建設課、総務課
	関係機関	県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路㈱

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（１）第１段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（２）第２段階

- ① 上記（１）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（３）第３段階

- ① 上記（２）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

（１）町は、自ら保有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施する。

（２）町は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者等と協議して選定される。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるだけ車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、二次（地域）物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

さらに、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

＊第2章第19節 緊急輸送体制整備計画【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】参照

【資料10－1 緊急輸送路】

【資料13－1－11 緊急通行車両確認申出書等】

第 12 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	町	総務課、建設課、経済課
	関係機関	県（危機管理課、道路課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路(株)

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（※風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場合はある。）

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
	2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる	

実施責任者	範 囲	根拠法
	場合	
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 第4項

③ 交通規制のための措置

ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

エ 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、町、県、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

④ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

⑤ 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件	災害対策基本法 第76条の3

実施責任者	範 囲	根拠法
	を破損することができる。	
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその場にはいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

⑥ 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

⑦ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会を開催する。

県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

(3) 道路啓開等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

① 道路啓開について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

③ 道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に

従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。なお、町は、災害対策基本法施行令等の一部改正（令和 5 年 9 月 1 日施行）に伴い、緊急通行車両としての確認のための申出を行い、災害発生前においても緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空輸送の確保

- (1) 町は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第 11 節による。
- (2) 町は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。
 - ① 救急活動
 - ② 救助活動
 - ③ 災害応急対策活動
 - ③ 火災防御活動

【資料 13－1－11 緊急通行車両確認申出書等】

第 13 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に高齢者等避難、避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、住民生活課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課）、高松市消防局、警察

1 高齢者等避難

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある状況において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令できるよう、積極的に助言を求める。

さらに、町は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

区 分	実 施 責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避 難 指 示	町 長	災害対策 基本法 第 60 条	災害全般に ついて	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知 事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警 察 官 海上保安官	災害対策 基本法 第 61 条	災害全般に ついて	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町に通知)
	知事、その 命を受けた 職員又は水 防管理者	水防法 第 29 条	洪水、雨水 出水、高潮 について	洪水、雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)

区 分	実 施 責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該地区を管轄する警察署に報告)
	警 察 官	警察官職務施行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいらないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛庁長官の指定する者に報告)

3 緊急安全確保

- (1) 町は、災害が発生・切迫している状況を把握した場合、立退き避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を発令するものとする。
- (2) 住民は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守るための行動を速やかにとる。

4 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表のとおり整理された。

【避難情報と防災気象情報の一覧表】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する	警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
						洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報（綾川町は非該当）
						水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令されるものではない）		5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報（浸水害）※2 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報※3
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～										
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）		4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難		3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報		2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報		1相当					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。

※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

【避難情報等の種類】

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル１】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】	「災害のおそれ高い」	「危険な場所から全員避難」

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
避難指示 (町長が発令)	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できる。	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	に発生している蓋然性が高い状況	

5 避難情報の内容及び周知

(1) 町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難情報の周知を行う。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- ④ 避難経路
- ⑤ 警戒レベル
- ⑥ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 町が避難情報を発令する際は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、CATV、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

(3) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘信号 (乱打)

サイレン信号 —————

(余いん防止付) 約 1 分 約 1 分

約 5 秒休止

(4) 町は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

(5) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉通報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難情報を配信するものとする。

(6) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図る。

(7) 住民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

6 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

① 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

② 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

④ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

【避難行動の一覧表】

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない。）	・上階へ移動 ・上層階にとどまる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 （※津波は避難指示のみ発令） （綾川町は津波は非該当）	洪水等 土砂災害 高潮 津波 （綾川町は高潮・津波は非該当）
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 （※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる。）	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階にとどまる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 （土砂災害と津波は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

7 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施する。

また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、病人、障害者、幼児など要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 避難経路、避難路は、洪水・土砂災害など災害の種類ごとに、あらかじめ定めておき、関係者へ周知する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。また、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

8 避難指示等の判断基準

- (1) 河川の氾濫等に係る避難指示等の発令判断基準

河川の氾濫等については、綾川、本津川、田万川の水位等を参考情報として、町が避難指示等を発令し、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

さらに、避難指示等の対象とする河川の浸水想定区域の設定にも努める。

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	
○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本	
○避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 (「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。)	
○立ち退き避難が必要な区域	
	・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。
	・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 0.5m を超える区域の平屋家屋
	・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね 1.5m～3m を超える区域の 2 階建て家屋
	・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。）
	・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物
【警戒レベル 3】	1～4 のいずれかに該当する場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令するこ

区分	判 断 基 準
高齢者等避難	とが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・綾川の滝宮観測所：2.20m ・本津川の福家観測所：0.95m 2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・綾川の滝宮観測所：1.80m、新名観測所：1.70m、萱原堰観測所：2.90m、長田橋観測所：1.80m ・本津川の福家観測所：0.90m ・田万川の諏訪成観測所：2.30m ①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）で町内河川に「警戒（赤）」が表示された場合 5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（気象庁）で町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 6：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 ・綾川の滝宮観測所：2.45m ・本津川の福家観測所：1.20m 2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位）又は避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・綾川の滝宮観測所：氾濫注意水位 1.80m、避難判断水位 2.20m ・綾川の新名観測所：氾濫注意水位 1.70m ・綾川の萱原堰観測所：氾濫注意水位 2.90m ・綾川の長田橋観測所：氾濫注意水位 1.80m

区分	判 断 基 準
	・ 本津川の福家観測所：氾濫注意水位 0.90m、避難判断水位 0.95m ・ 田万川の諏訪成観測所：氾濫注意水位 2.30m ① 上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 上記の河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）で町内河川に「危険（紫）」が表示された場合 6：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（気象庁）で町域内に「危険（紫）」が表示された場合 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・ 綾川の滝宮観測所、新名観測所、萱原堰観測所、長田橋観測所 ・ 本津川の福家観測所 ・ 田万川の諏訪成観測所 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそ

区分	判 断 基 準
	れが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（気象庁）で町内河川に「災害切迫（黒）」が表示された場合 5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（気象庁）で町域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合（災害発生を確認） 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

（２）土砂災害に係る避難指示等の発令判断基準

土砂災害については、県が県ホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令し、具体的な発令にあたっては、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

ただし、土砂災害警戒情報が発表された際は、直ちに避難指示を発令する。

さらに、避難指示等の対象とする土砂災害警戒区域等の設定にも努める。

区分	判 断 基 準
【対象地域の考え方】	
○避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	
（１）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」	
（２）その他の場所	
○避難指示等の発表単位	
・土砂災害警戒区域等を避難指示等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報※１のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する必要がある。	
・土砂災害警戒情報を補足する情報※１で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難指示等を検討する。	
【警戒レベル３】	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）が発表され、

区分	判 断 基 準
高齢者等避難	かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、3の災害発生

区分	判 断 基 準
	を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

9 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- （１）二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難所へ避難する。
- （２）高齢者、障害者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- （３）避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

10 指定避難所の開設

- （１）町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。
また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。
町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- （２）指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。
ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- （３）さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- （４）町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- （５）町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームペー

ジや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を県に報告する。

(6) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

11 指定避難所の運営

(1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

(4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て実施する。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

(5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

(6) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(7) 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニ

ーズの違い等男女双方の視点や性への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (9) 改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平時より必要な取組を推進する。
- (10) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

12 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

13 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

14 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実

に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

【資料 3－4 災害種別と地区の危険箇所】

【資料 11－1 避難所一覧】

【資料 11－2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ】

【資料 13－1－12 避難所運営のための様式】

第 14 節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課、保険年金課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (3) 町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。
- (4) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 炊き出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水（ペットボトル等）
- (3) 炊き出しの実施
 - ① 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、女性防火クラブ、婦人会、赤十字奉仕団、キッチンカー協会等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。

- ② 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 1－14 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料 1－15 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料 1－37 災害時におけるキッチンカーによる炊出しの実施に関する協定書】

第 15 節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（水資源対策課、環境管理課）、香川県広域水道企業団、自衛隊、（公社）日本水道協会香川県支部

1 給水の確保等

- （１）被災地等において飲料水等が確保できないときは、水道事業者が被災地に近い配水池等から給水車で応急給水所に運搬して確保する。
- （２）飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。
- （３）町は、災害時等における私有井戸の井戸水の有効活用を図るため、災害時等応急用井戸の登録を推進するなど、生活水の確保に努める。

2 給水量の基準

- （１）飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。
- （２）生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- （１）水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と被害状況を共有するとともに、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、応急給水所に、給水車等により飲料水等を運搬する。
 - ④ 住民に対して、応急給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県や（公社）日本水道協会香川県支部、国土交通省に対して、応援等を要請する。
- （２）県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者へ飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 自ら飲料水を確保する住民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。

(3) 町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

- ① 応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。
- ② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- ④ 自ら飲料水を確保する住民に対して県と連携して衛生上の注意を広報する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

第 16 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課、保険年金課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課）

1 生活必需品等の調達

- （１）町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- （２）町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、その都度の状況を踏まえた物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- （３）町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

2 生活必需品等の配分

- （１）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- （２）対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- （３）供給する品目は、原則として、次の８種類とする。

【供給する生活必需品】

種 類	品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、薬品、生理用品等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (4) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 9－1 生活必需物資等の調達方法】

第 17 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。

主な実施機関	町	健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課、障害福祉課、健康政策課、感染症対策課、生活衛生課、中讃保健福祉事務所）

1 防疫対策

- （１）県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町は、県の指示に基づき、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- （２）町は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- （３）町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- （４）町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生リスクが高いことから、十分な対策に努める。
- （５）町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- （６）町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

- （１）健康相談等
 - ① 町は、県と連携し、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
 - ② 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。
- （２）精神保健相談等
町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、災害の直接体験や被災生活等への急変に

より、被災者及び救護活動等に従事している者が、精神的不調を訴える事例があるため、精神科医等の協力を得てメンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

（３）栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ① 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ② 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ③ その他必要な栄養相談・指導

３ 食品衛生対策

（１）指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- ① 救援食品の衛生的取扱い
- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

（２）食中毒が発生したときには、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料８－１ 栄養相談・指導活動体系図】

【資料８－２ 精神保健活動体系図】

第 18 節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民の生活の確保を図る。

主な実施機関	町	住民生活課、建設課
	関係機関	県（環境管理課、循環型社会推進課）、中讃広域行政事務組合

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 町は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民の生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民の生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
 - ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。
また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- (3) 産業廃棄物処理
- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
 - ② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。
- (4) 災害廃棄物処理
- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルート確保を図る。
 - ② 災害廃棄物処理は、総括課と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
 - ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
 - ④ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を平成 30 年 3 月に策定しており、災害発生時には本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。
- (2) 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

【資料 8－3 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

第 19 節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処理及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、住民生活課、消防団
	関係機関	県（危機管理課、生活衛生課）、警察

1 遺体の搜索

- （１）町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （２）遺体の搜索にあたっては、警察の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処理等

- （１）遺体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- （２）町は、遺体について、関係団体等が組織する医療救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （３）収容した遺体の検視、身元確認については医師等の協力を得て、警察が実施する。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （４）町は県の協力を得て、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （５）町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （１）遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- （２）町は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （３）町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （４）町は、香川県広域火葬計画に基づき、火葬場の被災や火葬する遺体が多数のにのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【資料 8－4 火葬場・遺体収容場所】

第 20 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	町	建設課
	関係機関	県（住宅課）

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

（１）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

（２）建設方法

応急仮設住宅の建設は、県が（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（３）建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の２割と想定する。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（４）構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による５連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（５）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、町が実施する。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を含めた生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」や「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を行う。

(1) 県が実施する応急修理の内容

- ① 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、次により緊急の修理を行う。
- ② 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。

(3) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

- ① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
- ② 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

- (1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。また、状況に応じ、これを町において実施するよう通知する。
- (2) 町は、県から町において実施するよう通知があった場合、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

町及び不動産関係団体は、県に協力し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は町に会員業者の情報を提供する。

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 21 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	自主防災組織、警察

1 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- (1) 居住者のいない被災住宅の防犯
- (2) 被災住宅における出火の防止
- (3) 在宅の高齢者、障害者等の支援
- (4) 地域の安全確保

第 22 節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関	町	子育て支援課、学校教育課、生涯学習課
	関係機関	県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて所管する学校教育課等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡を取り、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する学校教育課等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた学校教育課等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所を開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 教育の実施

- (1) 町及び県は、教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

(2) 校長等は、児童生徒・教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、学校教育課等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、香川県学校給食会が指定した指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

(2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する生涯学習課等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

(3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに生涯学習課を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 12－3 町内の文化財】

第 23 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町	建設課、住民生活課、健康福祉課、経済課、陶病院
	関係機関	県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

6 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、

災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

7 廃棄物処理施設

- (1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

- (3) 産業廃棄物処理施設については、県又は高松市が必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導助言を行う。

また、町は県等と連携のうえ、大規模災害に備えた廃棄物処理施設の機能強化等に取り組む。

8 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第 24 節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（下水道課）、香川県広域水道企業団、（独）水資源機構、四国電力送配電（株）坂出事業所、四国電力（株）中讃営業所、N T T 西日本（株）香川支店、（株）N T T ドコモ四国支社、K D D I （株）四国支店

1 電気施設

- （１）電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （２）電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- （３）災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- （１）電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- （２）電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- （３）電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施

設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

- (3) 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要なに応じて協力する。

- (5) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設、ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水、マンホールポンプ施設の故障などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

(3) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 液化石油ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- (3) 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

【資料 1－8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

第 25 節 農林産関係応急対策計画

災害による農林産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	町	経済課
	関係機関	土地改良区等、県（森林・林業政策課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課）

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町、土地改良区等は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (2) 各施設管理者は、災害発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。
- (3) ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、町及び県に被害状況を報告する。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導に協力する。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、町は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等防疫対策に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 町及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等の技術指導に協力する。

【資料 2－2 ため池重要水防区域】

第 26 節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	町	健康福祉課、建設課
	関係機関	日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、町は県を通じて速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 町は、被災状況に応じて町災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ町社会福祉協議会が設置するとともに、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの活動や、町災害ボランティアセンター及び日本赤十字社等が行うボランティアの受付、活動調整等について協力するとともに、関係団体、機関や地元、外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (3) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (4) 町は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。
- (3) 香川県災害中間支援組織は県、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県内外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な団体の活動支

援や活動調整を行うとともに、香川県災害ボランティア支援センターの活動支援などを行う。

3 ボランティアの活動分野

(1) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
- ・ 被災地へのボランティアの派遣
- ・ ボランティア情報の収集、発信
- ・ ボランティアと町等との連絡、調整
- ・ ボランティアへの対応
- ・ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

(2) 香川県災害中間支援組織の活動

- ・ 専門性を有するNPO・ボランティア等の受入調整及び活動調整
- ・ 情報収集及び情報共有会議等の開催
- ・ 被災者向け及び支援者向けの情報発信
- ・ 香川県災害ボランティア支援センターの活動支援

4 感染症対策

ボランティア活動を実施する各団体等は、感染症対策のため、ボランティアの健康管理等を徹底するものとする。

【資料 1－25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書】

第 27 節 要配慮者応急対策計画

災害において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	町	健康福祉課、子育て支援課、総務課、住民生活課
	関係機関	県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、社会福祉協議会、香川県西部子ども相談センター

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、難病患者への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。
- (3) 町は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等をこども園等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 妊産婦・乳幼児対策

- (1) 妊産婦については、避難所内での配慮はもちろん、福祉避難所や近隣の宿泊施設等に優先的に入ってもらえるよう協定の締結に努めるとともに、被災地外への避難の仕組みの検討、医療機関への連絡・搬送を迅速に実施できるよう、体制の構築に努める。
- (2) 新生児・乳幼児は月齢によって必要なケアや支援が異なり、幼児も年齢・個人によって発達度合いとケアすべき点が異なってくることを前提に、支援体制の整備に努める。
- (3) 避難所等での食料について、食物アレルギーへの対応や特別な配慮に努める。
- (4) 妊娠初期は見た目ではわからないため、避難所運営関係者や保健・医療関係者が、遠慮なく本人や家族から配慮を申し出てもらえる機会を設定する。
- (5) 子どものこころのケアを行い、災害時に子どもによく現れる心理面・行動面の反応とその対処法について保護者に周知するとともに、保護者のこころのケアも実施する。
- (6) 災害前後に出産した場合、生活再建問題や避難所・仮設住宅での生活など、慣れない育児と両立する必要があるため、産後うつや育児ノイローゼ防止など、長期的視点での精神・心理的な支援に努める。
- (7) 関係課及び医療機関・保健所などの関係機関と連携し、多様なアプローチによる支援に努める。
- (8) 避難生活中の子どもの預かり支援が可能となるよう、こども園や学童保育などとの協力を前提に保育体制の整備に努める。

4 外国人対策

- (1) 町は、必要と認められるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、通訳ボランティア等が必要な場合には、県を通じて他の市町、他県、関係団体等に派遣を要請する。
- (5) 町は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

5 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

6 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- （１）町は、大規模災害が発生した場合、必要により、県にDWA Tの派遣要請を行う。
- （２）DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難所、福祉避難所、在宅及び車中泊避難等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。
- ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

7 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- （１）多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- （２）自主防災組織、民生委員・児童委員等住民の協力による避難誘導
- （３）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- （４）おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- （５）手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- （６）巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- （７）医療福祉等総合相談窓口の設置

【資料 1－17 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（共済会）】

【資料 1－18 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（福寿会）】

【資料 13－1－15 香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書】

第 28 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	町	住民生活課
	関係機関	県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第 29 節 水防等活動計画

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

主な実施機関	町	総務課、経済課、建設課、消防団
	関係機関	県（森林・林業政策課、土地改良課、河川砂防課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局

1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

町及び県は、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化する。

2 水防活動

- (1) 町は、河川管理者から通知があったとき、又は水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団（消防団）の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。なお、平成 25 年 6 月の水防法の改正に伴い、水防計画には以下の項目を記載する。
 - ① 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の手点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
 - ② 浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等における自主避難確保・浸水防止の取組の推進
 - ③ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携
- (2) 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (3) 河川管理者、ため池管理者及びダム管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じて、それぞれが管理するせき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等（ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等）には、県土木事務所等から、直接、町長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- (4) 町は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となっ

たときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。

- (5) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、町、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (6) 洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (7) 水防団（消防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。
- (8) 浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

3 土砂災害防止活動

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 風倒木対策

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

【資料 2－1 河川重要水防区域】

【資料 2－3 高堰堤】

【資料 2－4 山腹崩壊危険地区】

【資料 2－5 崩壊土砂流出危険地区】

【資料 5－1 消防団現勢】

【資料 5－3 水防倉庫等一覧】

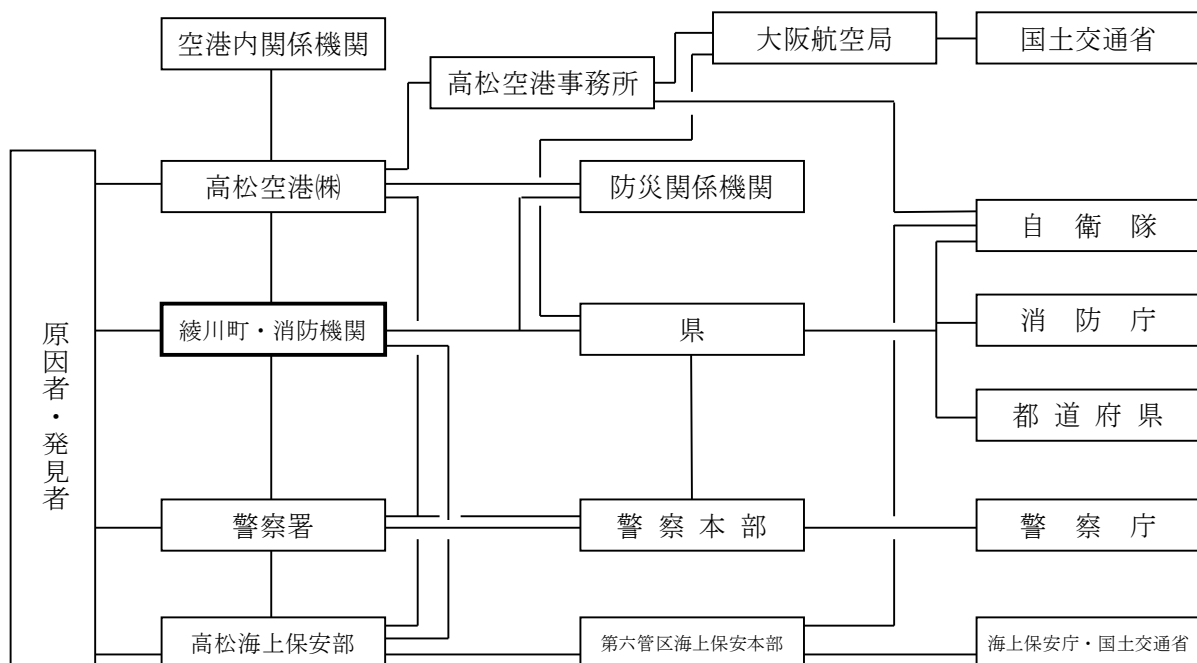
第 30 節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、医療政策課、空港振興課）、警察、高松空港事務所、高松空港㈱

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 町の応急対策

- (1) 町は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 町は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、

必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 1－6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（細目含む）】

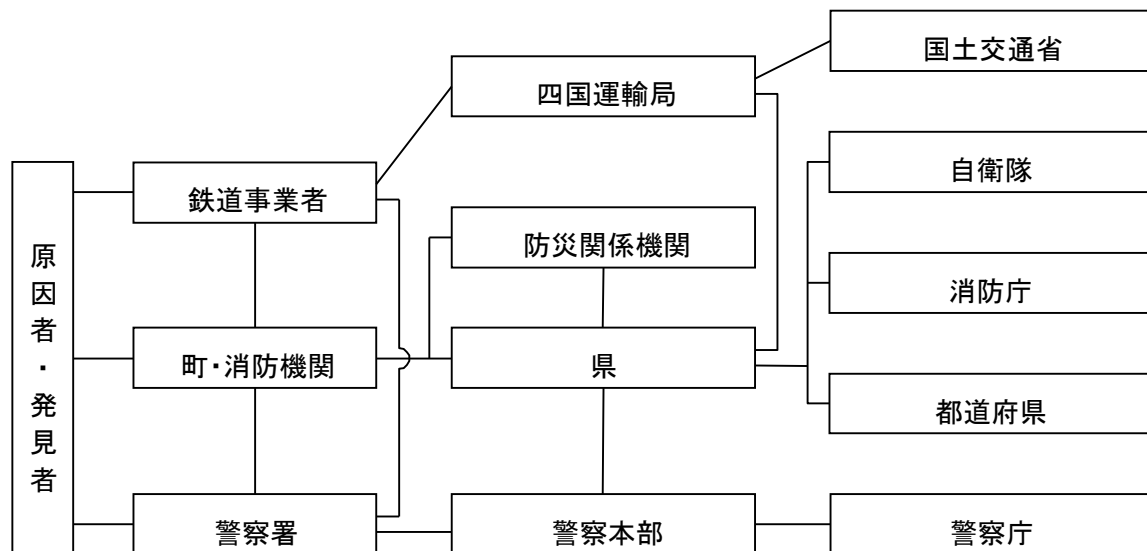
第 31 節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、医療政策課、交通政策課）、警察、高松琴平電気鉄道㈱

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、鉄道事業者は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、鉄道事業者は、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道事業者は、災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

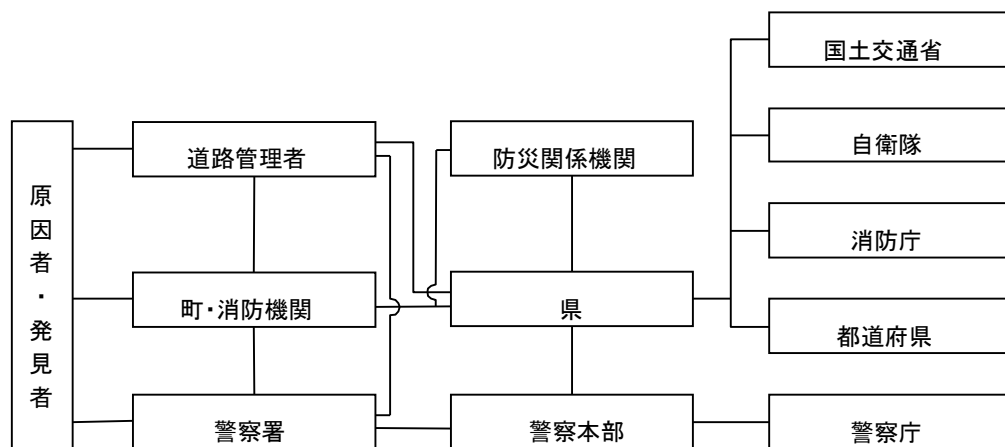
第 32 節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	建設課、経済課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに町、県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 道路管理者は、町、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 道路管理者は、災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、町は、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

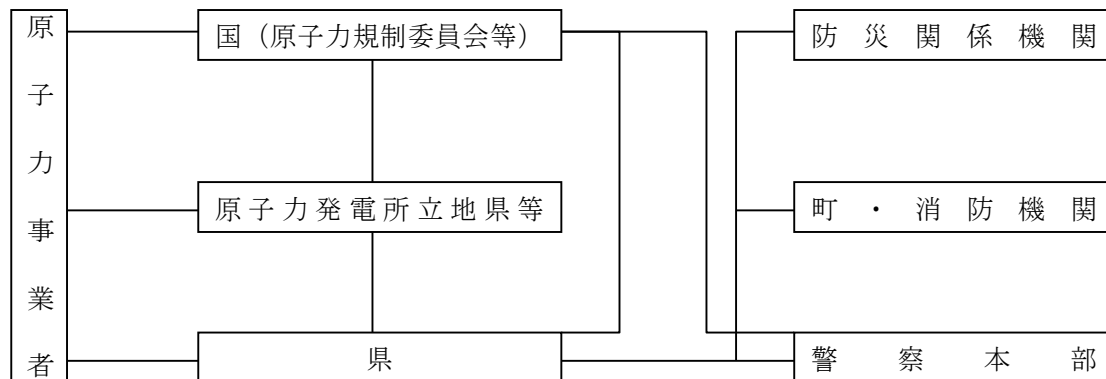
第 33 節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県、警察本部、香川県広域水道企業団

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 警察本部の応急対策

(1) 情報の伝達

町、県と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

（２）避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

（３）緊急輸送の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

4 町の応急対策

（１）広報相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

（２）緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

（３）避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量物質の濃度及び環境試料中の放射性物質濃度の状況等を踏まえ、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。その際には、国と緊密な連携を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが原子力災害のリスクより極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

（４）県外からの避難者の受入と支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

（５）放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

5 水道事業者の応急対策

（１）水道水の安全性の確保

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第 34 節 危険物等災害対策計画

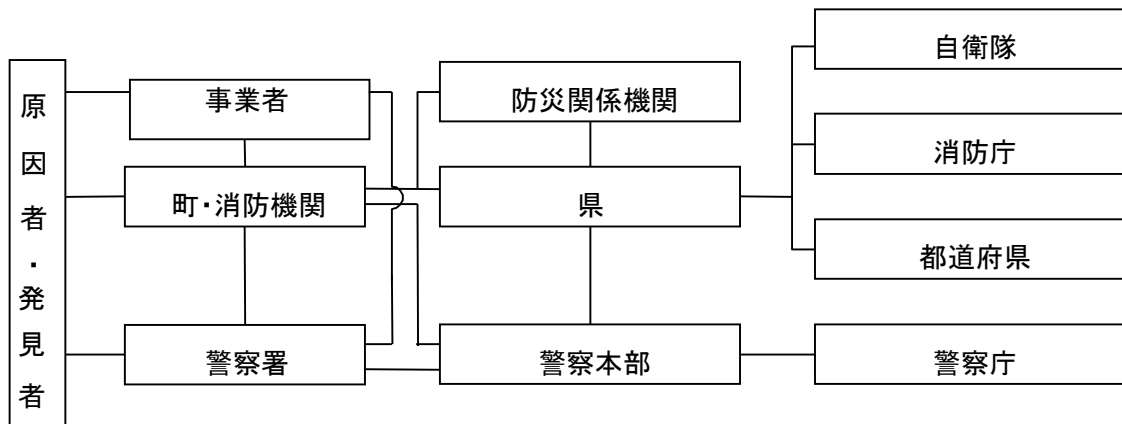
危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、環境管理課、薬務課）、警察、中国 四国産業保安監督部四国支部、香川労働局

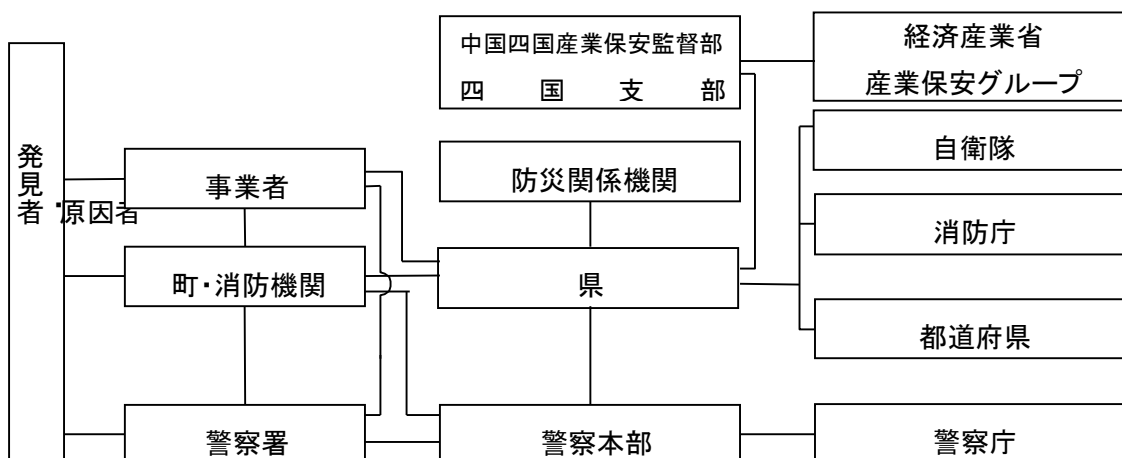
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

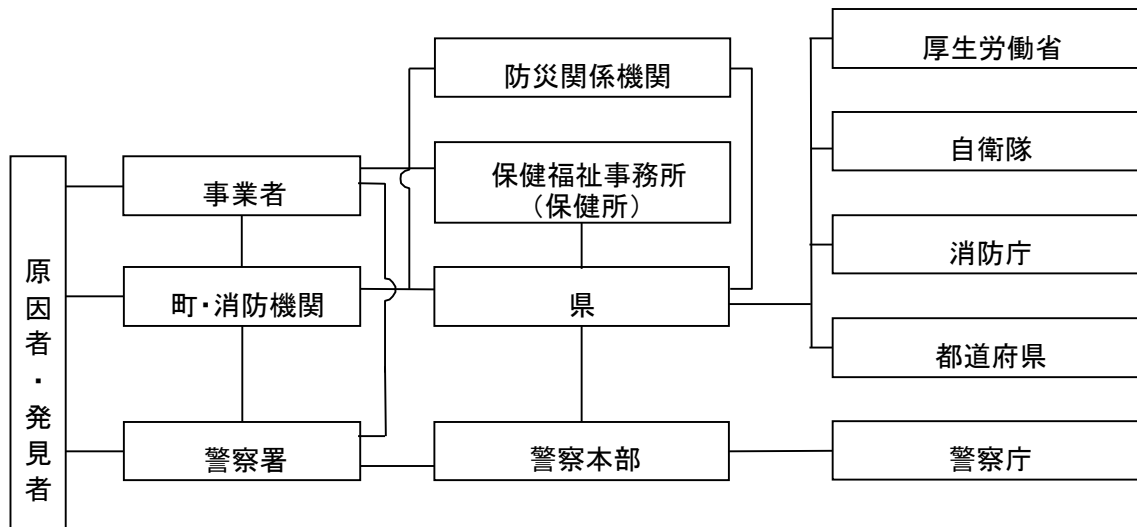
（１）石油類等危険物



（２）高圧ガス



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、町は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 3－1 危険物施設】

【資料 3－2 高圧ガス関係事業所】

【資料 3－3 毒物劇物営業者】

第 35 節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課）、警察、自衛隊

1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 高松市消防局及び町消防団は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県及び近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、町は、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

【資料 5－2 消防水利の現況】

第 36 節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課、経済課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、森林・林業政策課）、警察、自衛隊

1 町の応急対策

- （１）林野火災が発生したときは、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- （２）高松市消防局及び町消防団は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- （３）火災の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県及び近隣市町に応援を要請する。
- （４）火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、町は、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り水利の確保を行う。
- （５）消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- （６）必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- （７）大規模な林野火災が発生した場合（あるいは大規模化が予想される場合）には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災応急対策の推進を図る。また、消火活動に従事する高松市消防局との情報連絡体制を確立し、最新の情報把握に努める。

【資料 1－4 香川県消防相互応援協定】

【資料 1－5 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料 5－2 消防水利の現況】

【資料 12－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	町	各課
	関係機関	県（全部局）、防災関係機関

1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 町又は県は、指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (4) 町は、町長が管理を行う一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (5) 町及び県は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開

発事業、土地改良事業等を実施することにより、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- （２）町及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るよう努める。
- （３）町及び県は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。
- （４）町及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。
- （５）警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- （６）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	町	各課
	関係機関	県（全部局）、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

①河川	②砂防設備	③林地荒廃防止施設	④地すべり防止施設
⑤急傾斜地崩壊防止施設	⑥道路	⑦下水道	⑧公園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）都市災害復旧事業計画

（４）公営住宅災害復旧事業計画

（５）社会福祉施設災害復旧事業計画

（６）公立医療施設災害復旧事業計画

（７）公立学校施設災害復旧事業計画

（８）その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	町	関係各課
	関係機関	県（広聴広報課、税務課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、住宅課）、社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供

- (1) 町は、四国行政評価支局が設置する特別行政相談所等の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。また、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (2) 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・り災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明の交

付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図る。

4 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

町は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ゴミ袋・粗大ゴミ・し尿）等の減額及び免除を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
- (2) 町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

6 生活福祉資金の貸付

民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

7 被災者生活再建支援金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

8 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

9 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

10 被災中小企業者の復興支援

- (1) 町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資等、信用保証協会による融資の補償等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

11 被災農林業者の復興支援

町は、被災した農林業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

12 応急金融対策

- (1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

- (2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

- ① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

- ② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

- ③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じること。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14 感染症対策

窓口業務等を実施する際は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

【資料 13－1－13 り災証明書】

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会

1 義援金等の受付及び保管

（1）町

- ① 町に寄託される義援金等は総務課が受付窓口を開設して受け付ける。
- ② 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ③ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。
- ④ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- ⑤ 町は、義援金等の受入体制を確立しておく。
- ⑥ 町は、県等から送付された義援金等を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

（2）県等

- ① 県は、県に寄託された義援金・義援物資等を受付し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- ② 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

（1）町

- ① 義援金等については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - ア 配分方法
 - イ 被災者等に対する伝達方法
- ② 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

（2）県等

- ① 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を、義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会も、配分委員会に参画する。
- ② 県は、義援物資について、町に対する配分を決定し、町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡すものとする。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

綾川町地域防災計画（一般対策編）

発行 令和 8 年 3 月
編集 綾川町防災会議
（綾川町総務課）
住所 〒761-2329
綾歌郡綾川町滝宮 2 9 9 番地
電話 087-876-1906

地震対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、綾川町防災会議が策定する綾川町地域防災計画は、「一般対策編」、「地震対策編」及び「資料編」の 3 編で構成する。

2 綾川町国土強靱化計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第 13 条の規定により策定された綾川町国土強靱化計画は国土強靱化の観点から町における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、綾川町国土強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 町民の命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

3 他の計画等との関係

本計画は、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、町の水防計画、総合計画、消防計画、国民保護計画等との整合を図る。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、町は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整える。

6 住民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

町は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、防災対策の実施状況について定期的に県に報告するとともに、その内容を住民に公表する。また、住民等に対しては、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として、自らの防災対策を定期的に点検し、その対策が一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行う。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、県、町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機

関、指定公共機関、指定地方公共機関、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
綾 川 町	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒等の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 、の町への通知

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒等の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区 警察局長 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局長との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国行政評価支局	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の設置 3 特別行政相談所の開設
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独) 国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 2 保安林(国有林)の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港滑走路等の応急復旧 7 緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国土地理院 (四国地方測量部)	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中国四国地方 環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の実施 （被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与）

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
日本郵便(株) 四国支社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 高松支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香川県支部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	
四国電力送配電(株)坂出事業所 四国電力(株)中讃営業所	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イ オ ン (株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LP	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
ガ ス 協 会	

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高 松 市 消 防 局	1 火災の警戒及び鎮圧 2 救急・救助等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 農 業 共 済 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建 設 業 協 会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
民生委員・児童委員	1 安否確認、避難誘導等、要配慮者の支援
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置
女性防火クラブ	1 炊き出し等、町が実施する災害対策への協力
災害応急対策又は 災害復旧に必要な物資若しくは 資材又は役務の供給又は提供 を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料	1 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また、町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう

処理すべき事務又は業務の大綱	
	努める。 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 3 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 綾川町の地勢等の概況

1 自然的条件

綾川町は、香川県のほぼ中央に位置し、平成 18 年 3 月 21 日に綾上町と綾南町が合併して誕生した。総面積は、109.67k m²で、綾上地域は 71.20 k m²、綾南地域は 38.47 k m²の面積を有しており、綾上地域が約 65%の面積を占めている。

町名の由来ともなった綾川は、南東部の山中に源を発して北西部に流れ、府中湖を経て坂出市に流入している。綾川上流の柏原溪谷は讃岐百景の一つになっており、水と緑の豊かな美しい自然が広がっている。

(1) 地形条件

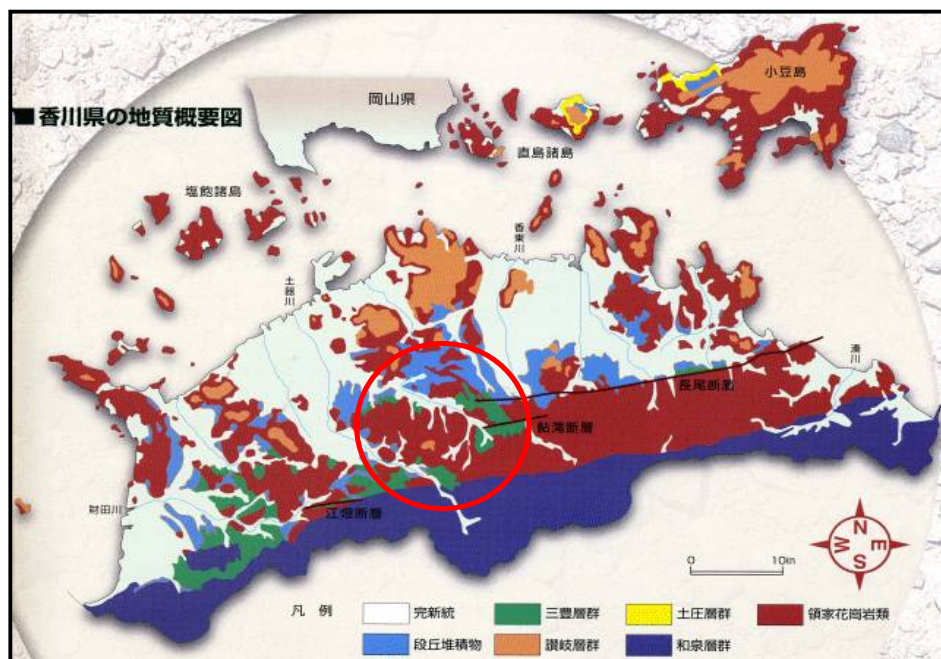
地形条件は、綾上地域と綾南地域において異なる特徴を有している。

綾上地域では、中起伏山地 10%、小起伏山地 10%、山麓地 37%、丘陵 4 %、台地 10%、低地 29%となっており、山麓地の占有率が県内では旧大内町に次いで高い。南部及び西部に山地及び山麓地が多く、北部は綾川及びその支流による氾濫平野及び谷底平野から形成されている。

綾南地域は、中起伏山地 7 %、小起伏山地 3 %、山麓地 8 %、丘陵 6 %、砂礫台地 47 %、低地 30 %となっており、砂礫台地の占有率が県内では高松市香南町に次いで高い。地形は、約半分が台地・段丘となっており、綾川及び支流に沿って氾濫平野・谷底平野がこれに続いている。

(2) 地質条件

綾川沿いには、洪積層及び沖積層が分布している。綾上地域の山地・山麓地については、領家花崗岩が広く分布している。花崗岩は風化が進みマサ化している所もあり、大規模な降雨があった場合には、土砂災害の発生が懸念される。



香川県の地質概要（香川県 HP より引用。赤丸は綾川町周辺を示す。）

(3) 気候

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

直近の本町の総人口は22,657人（令和8年3月1日）である。

国勢調査による総人口の推移は、減少傾向で推移しており、令和2年は22,693人となっている。一方、世帯数は一貫して増加しており、令和2年には8,858世帯となっている。そのため、平均世帯人員は低下傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえる。

国勢調査による年齢構成の推移（平成17～令和2年）は、町全体で、高齢者人口増23.9%、年少人口減21.1%、生産年齢人口減24.7%と少子高齢化による年齢構成のアンバランスが顕著である。

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		25,628	24,625	23,610	22,693
年齢3区分 人口 (実数)	年少人口 (0～14歳)	3,317	3,042	2,777	2618
	生産年齢人口 (15～64歳)	15,692	14,506	13,014	11814
	高齢者人口 (65歳以上)	6,608	7,006	7,808	8188
年齢3区分 人口 (構成比)	年少人口 (0～14歳)	12.9%	12.4%	11.8%	11.5%
	生産年齢人口 (15～64歳)	61.2%	59.2%	55.1%	52.1%
	高齢者人口 (65歳以上)	25.8%	28.5%	33.1%	36.1%
世帯数		8,292	8,409	8,548	8,858

(2) 交通体系

① 道路

広域的交通網として、高松空港、四国横断自動車道が形成されている。

主要幹線道路は、国道32号、国道377号が東西に走り、周辺市町を結ぶ道路として主要地方道が3線、一般県道が9線走っている。南部では道路の結節点が少なく、災害時の孤立化が懸念される。

② 公共交通機関

電車が東西に走っており高松市や琴平町と結ばれている。町営循環バスが運行しているが、とくに南部では便数が少なく、公共交通機関が不足している。

(3) 土地利用

地形条件を反映し、土地利用状況についても旧2町で異なる特徴を持っている。綾上地域については、南部～西部の山地及び山麓地は、山林が大部分を占めている。綾川沿いの平野部は住宅地及び田としての利用がされている。

綾南地域については、田及び住宅地としての利用が多い。特に田については旧町面積の約5割を占めている。ただし、経年的に見ると、田の利用は減少傾向にあり、住宅地としての利用率が上昇傾向にある。

3 過去の地震災害

香川県では、100～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927 年の北丹後地震、1995 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【県内での主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
宝永地震 1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年 10 月 4 日) 未刻	M8.4	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者 4,900 人、潰家 29,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州に及ぶ。 香川県では、死者 29 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。余震は、12 月まで続く。5～6 尺（2 m 弱）の津波で相当の被害があった。
1711 年 12 月 20 日 (正徳 1 年 11 月 11 日) 昼八ツ半	M6.7	北緯 34.3° 東経 134.0° 深さ — 讃岐中部	被害は、高松領のみ。死者 1,000 人余、倒壊家屋 1,073 軒、道路、堤の亀裂著しく、山崩れあり。また、津波が 1 日 10 回押し寄せ、余震は日に約 30 回。
安政南海地震 1854 年 12 月 24 日 (嘉永 7 年 [安政 1 年] 11 月 5 日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国と九州・中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者 3,000 人、家屋全壊 10,000 戸、半壊 40,000 戸、焼失 6,000 戸、流失 15,000 戸。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大破 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。この地震による津波の高さは、香西（高松市西部）で 1 尺（30 cm 余）であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦（共に県東部沿岸）で被害があった。
北 丹 後 地 震 1927 年 (昭和 2 年) 3 月 7 日 18 時 27 分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 32′ 東経 135° 09′ 深さ 0 km 京都府北西部	被害は、丹後半島の頸部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。香川県では、小被害があった。
南 海 道 地 震 1946 年 (昭和 21 年) 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 33° 02′ 東経 135° 37′ 深さ 20 km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は、中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 237 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 122 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995 年(平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 36′ 東経 135° 02′ 深さ 16 km 淡路島北部	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震 2000 年(平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 観音寺 5 弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	北緯 35° 17′ 東経 133° 21′ 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 434 棟、半壊 3,094 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
平成 13 年(2001 年) 芸予地震 2001 年(平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 多度津 4 大内 4 土庄 4 坂出 4 観音寺 4	北緯 34° 07′ 東経 132° 43′ 深さ 51 km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 人、負傷者 287 人、家屋全壊 69 棟、半壊 749 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
平成 25 年(2013 年) 淡路島付近を震源とする地震 2013 年(平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ、小豆島 5 弱 高松 4 さぬき 4 綾川 4	北緯 34° 25.1′ 東経 134° 49.7′ 深さ 15 km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人(うち重傷者 11 人)、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部破損 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
平成 26 年(2014 年) 伊予灘を震源とする地震 2014 年(平成 26 年) 3 月 14 日 2 時 6 分	M6.2(暫定値) 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5′ 東経 131° 53.4′ 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人(うち重傷者 2 人)、家屋一部損壊 26 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
平成 28 年(2016 年) 鳥取県中部を震源とする地震 2016 年 (平成 28 年) 10 月 21 日 14 時 7 分	M6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8′ 東経 133° 51.3′ 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1 府 3 県に及んだ。 全体で、負傷者 32 人(うち重傷者 9 人)、家屋全壊 18 棟、半壊 312 棟、一部破損 15,095 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模震度	震 央	被 害 状 況
平成 30 年 (2018 年) 大阪府北部を震源とする地震 2018 年 (平成 30 年) 6 月 18 日 7 時 58 分	M6.1 震度 小豆島 4 高松 3 丸亀 3 さぬき 3 三豊 3 土庄 3	北緯 34° 50.6′ 東経 135° 37.3′ 深さ 13km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2 府 5 県に及んだ。 全体で、死者 6 人、負傷者 462 人（うち重傷者 62 人）、家屋全壊 21 棟、半壊 483 棟、一部破損 61,266 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
令和 3 年 (2021 年) 紀伊水道を震源とする地震 2021 年 (令和 3 年) 12 月 3 日 9 時 28 分	M5.4 震度 さぬき 4 東かがわ 4	北緯 33° 48.0′ 東経 135° 8.8′ 深さ 18 km 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷 5 人の人的被害、住家一部破損 2 棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス 2 枚が損壊した。※香川県による。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「日本被害地震総覧 599-2012」東京大学出版会、気象庁技術報告第 119 号平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震調査報告)
- 2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

1 香川県地震・津波被害想定

(1) 被害想定概要

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、令和7年7月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を公表した。同年9月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、市町別の発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

今回の見直しでは、最新の知見やデータを活用してより精度の高い被害想定とすることに加え、海岸や河川堤防の整備など、県のこれまでの防災・減災対策の成果を反映させることにも配慮して見直しに取り組んだ。また、県民に分かりやすいものとなるよう工夫し、公助はもとより、自助や共助の充実・強化に繋がる基礎資料として役立つものとなるよう取りまとめている。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

想定地震	本町の最大震度
①南海トラフの最大クラスの地震（L2）	6 強
②南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）	6 弱
③中央構造線断層帯で発生する地震	7
④長尾断層帯で発生する地震	7

※「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（令和7年7月1日）及び「香川県地震・津波被害想定第二次公表報告書」（令和7年9月2日）による。

(2) 被害想定の対象地震

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、政府の地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している 114 の活断層帯のうち、本県に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯と長尾断層帯を対象とした。

【被害想定の対象地震】

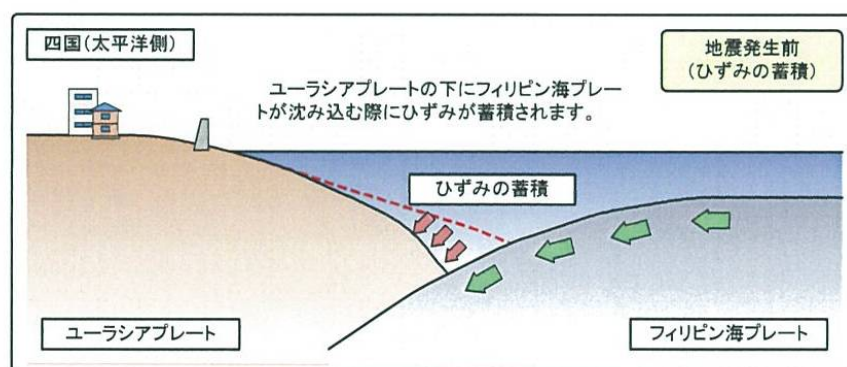
タイプ	海溝型地震※1		直下型地震※3	
震源域	南海トラフ※2		中央構造線	長尾断層
	最大クラス (L2)	発生頻度の高いもの (L1)		
地震	○ (Mw9.0)	○ (Mw8.6)	○ (M8.0)	○ (M7.3)
津波 (参考)	○ (Mw9.1)	○ (Mw8.9)	—	—

(注) Mw：モーメントマグニチュード M：マグニチュード

※1 海溝型地震

陸側のプレート（大陸プレート）の下方向へ、海側のプレート（海洋プレート）が沈み込むため、地震が多発する地域といえる。日本は、陸側のプレートであるユーラシアプレートと、太平洋プレート、フィリピン海プレートが押し合っている。それらのタイプのうち、「プレート間及び沈み込むプレート内で発生する地震」を海溝型地震という。

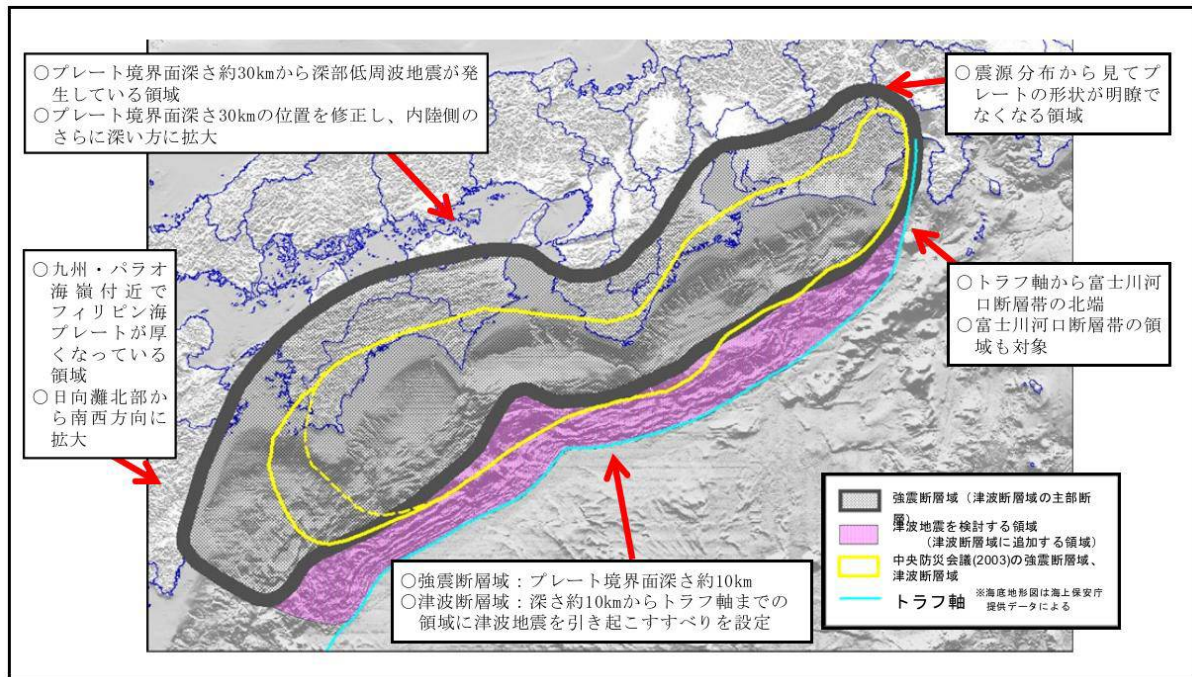
【海溝型地震イメージ】



※2 南海トラフ地震

南海トラフ地震の想定震源域・想定津波波源域は、最新の科学的知見をもとに内閣府が設定している。太い実線のエリアは、最大クラスの地震を示しており、黄線は、発生頻度の高い地震を示している。赤線は、津波予測を行う際に考慮すべき津波波源域を示している。

【南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域】

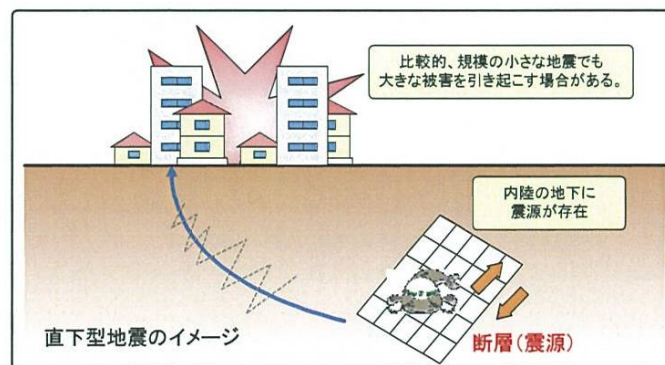


※3 直下型地震

直下型地震は、内陸の地下で発生する地震である。震源が内陸にあるため、比較的小さな地震でも大きな被害を引き起こす場合もある。

被害想定の対象とする内陸部の断層は、中央構造線断層帯と長尾断層帯としたが、現在の知見では見つけられない断層もある。

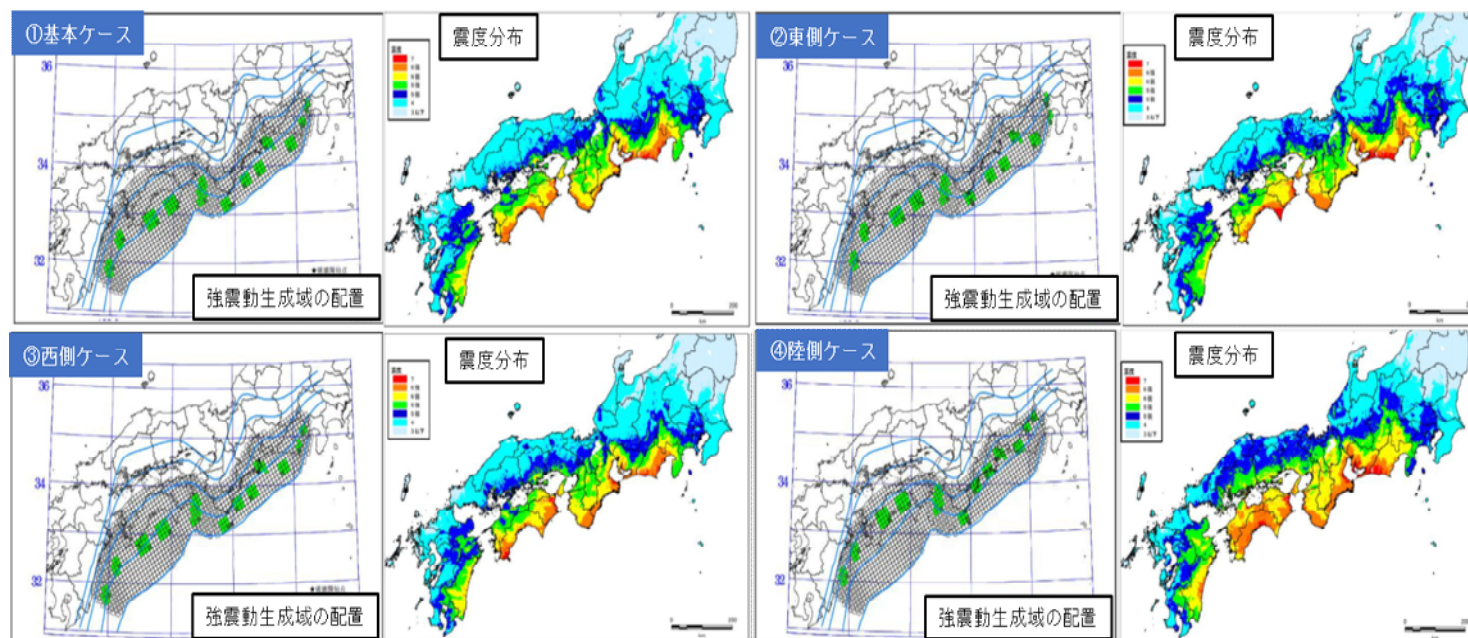
【直下型地震イメージ】



① 最大クラスの地震・津波断層モデル

南海トラフの最大クラスの地震は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で示された強震断層モデル※1を採用した。発生頻度は、千年に一度あるいはそれより低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震である。地震動の予測を行うモデルとしては、つぎの4ケースのモデルごとに震度の算出し、各地点の最大値を採用した。

【強震断層モデル（南海トラフ（L2））】



※1：強震断層モデル

地震の揺れを計算するには、震源断層域（地震時に動く断層域）の中で、強い地震波を発生させる領域（強震動生成域）を決める必要がある。これを強震断層モデルという。

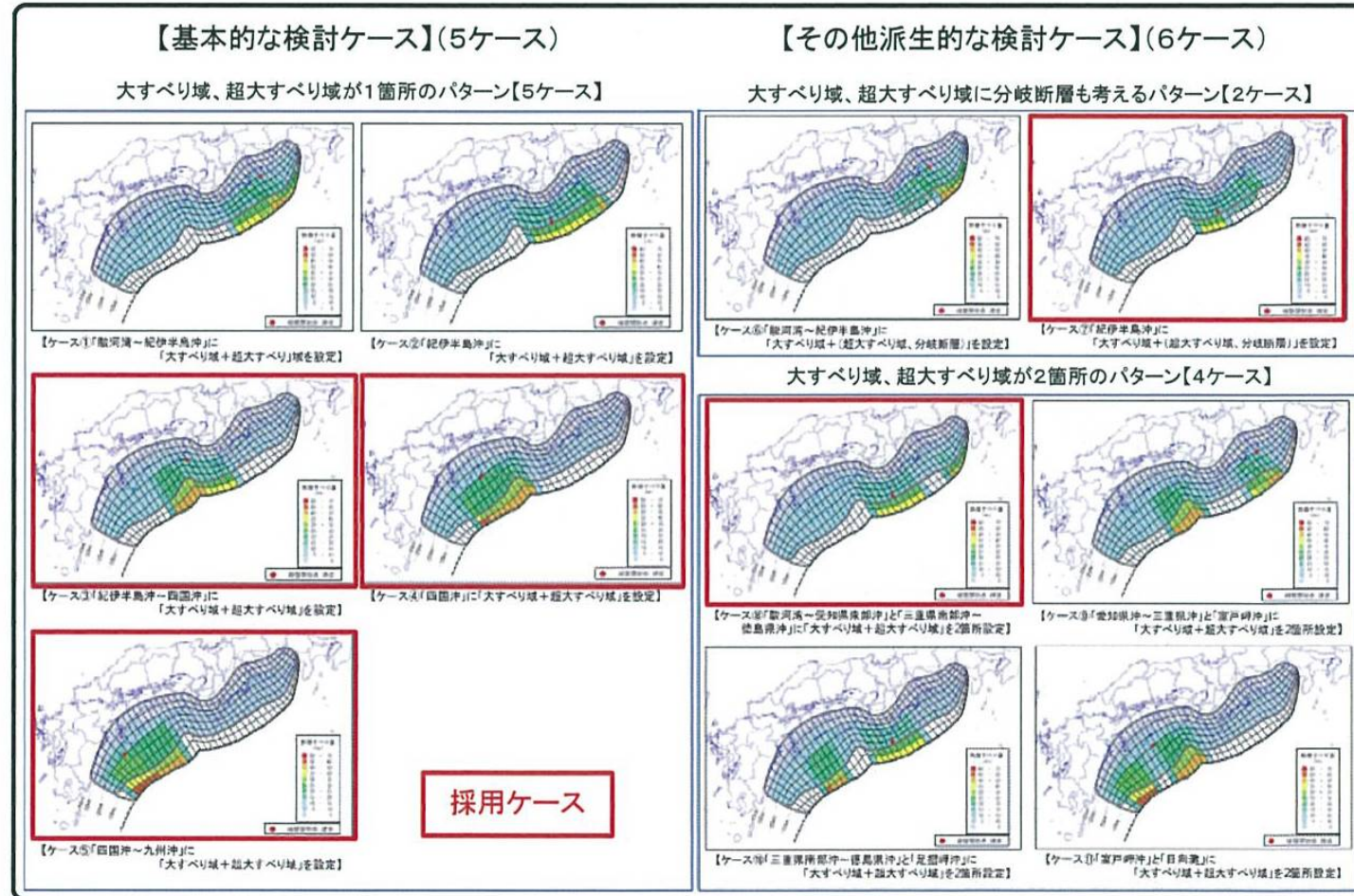
この4ケースは、それぞれ①基本ケース、②東側ケース、③西側ケース、④陸側ケースと呼ばれている。

①基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定

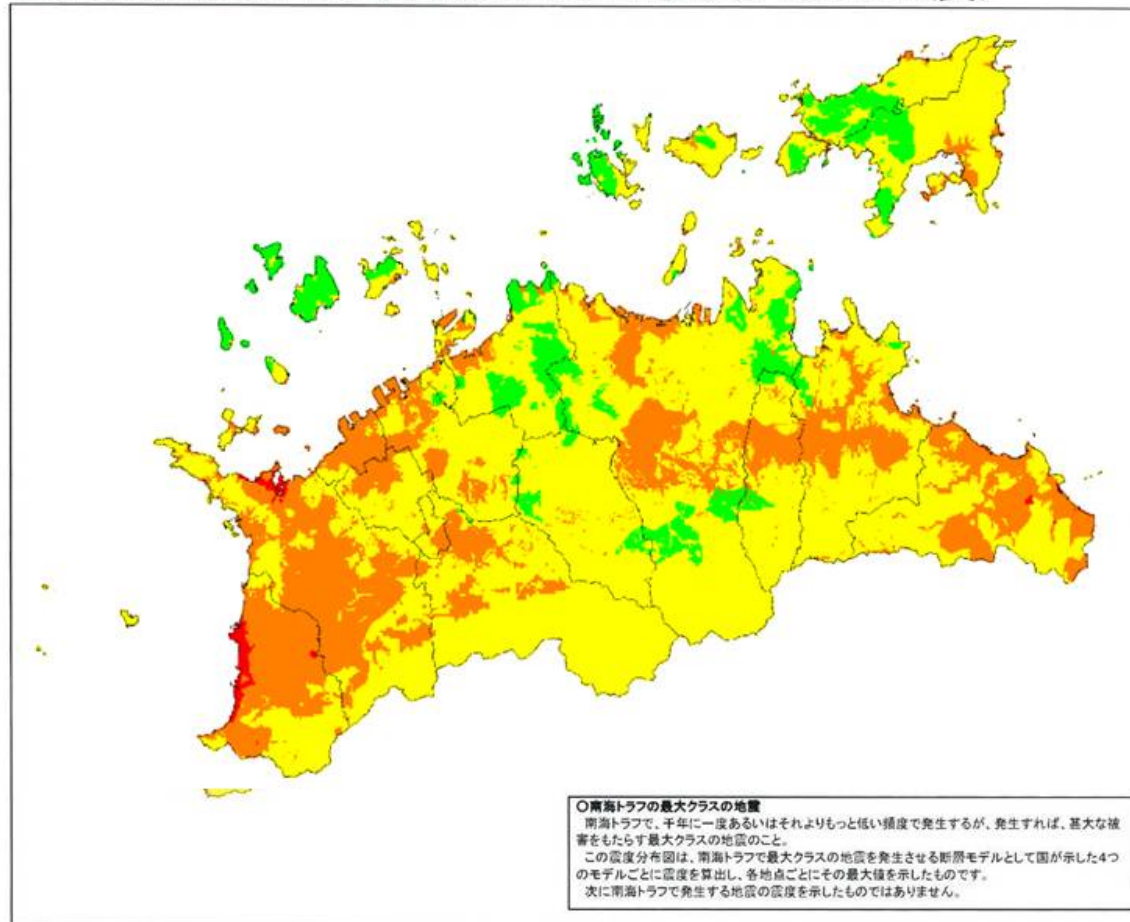
②東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸におおむね平行に右側）の場所に設定

- ③西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸におおむね平行に左側）の場所に設定
- ④陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【南海トラフ（L2）津波断層モデル波源域図】



香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



○南海トラフの最大クラスの地震
 南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。
 この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。
 次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。

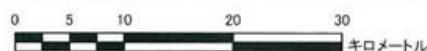


震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

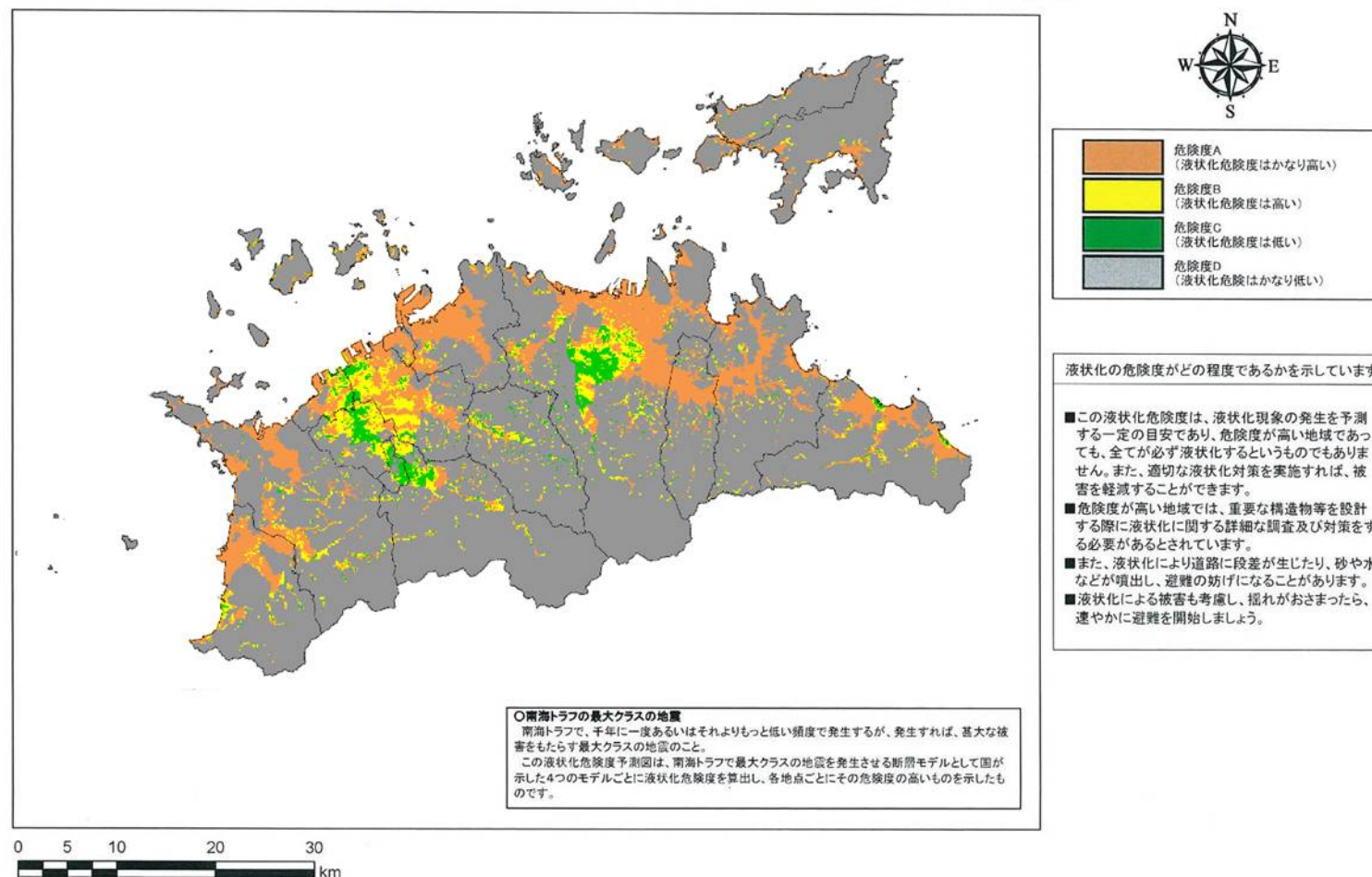
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行きましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

震度	震度と揺れ等の状況(概要)
7	- 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものが多くなる - 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある - 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものも多くなる
6強	「はわないと動くことができない、動はされることもある」 - 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものも多くなる - 大きな地盤割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある - 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものも多くなる
6弱	「立っていることが困難になる」 - 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある、ドアが開かなくなることがある - 壁のタイルや窓ガラスが破砕、落下することがある - 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある、倒れるものもある
5強	「物につかまらないうち歩くことが難しい」 - 壁にある食器棚や本が落ちるものも多くなる - 固定していない家具が倒れることがある - 移動されていないブロック壁が倒れることがある
5弱	「大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる」 - 壁にある食器棚や本が落ちることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	「ほとんどの人が驚く」 「揺れなどのつり下り物は大きく揺れる」 - 床の重い物置が、倒れることがある
3	「大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる」 - 壁にある食器棚や本が落ちることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

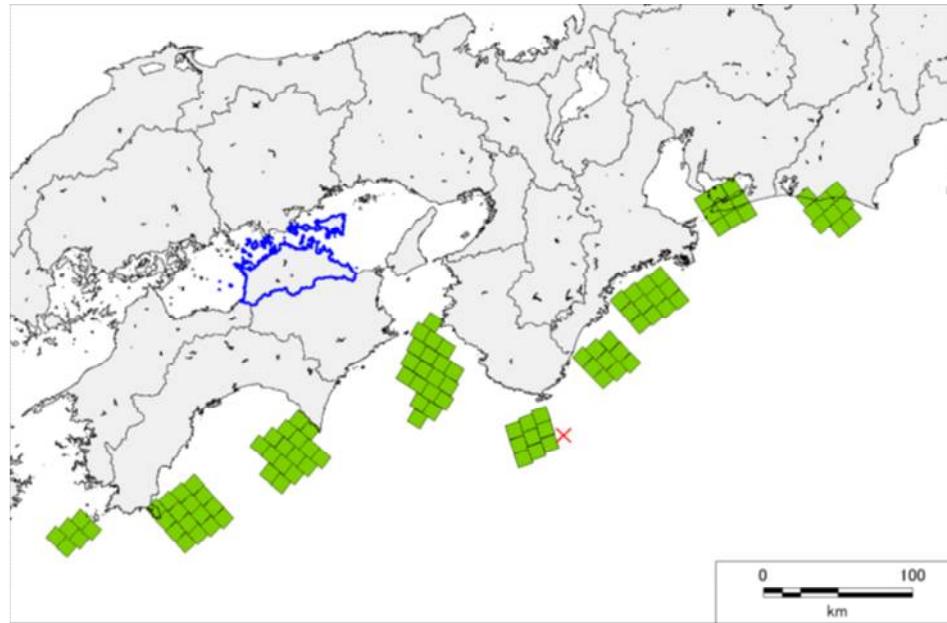
香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



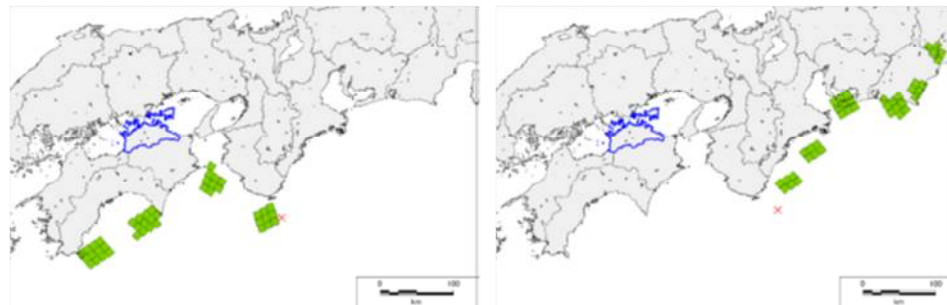
② 発生頻度の高い地震・津波断層モデル

地震の強震断層モデルには、内閣府「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」を踏まえ、下記の①～③の3地震のうち、最大規模の地震である、①宝永地震のモデルを採用した。

【強震断層モデル（南海トラフ（L1））】

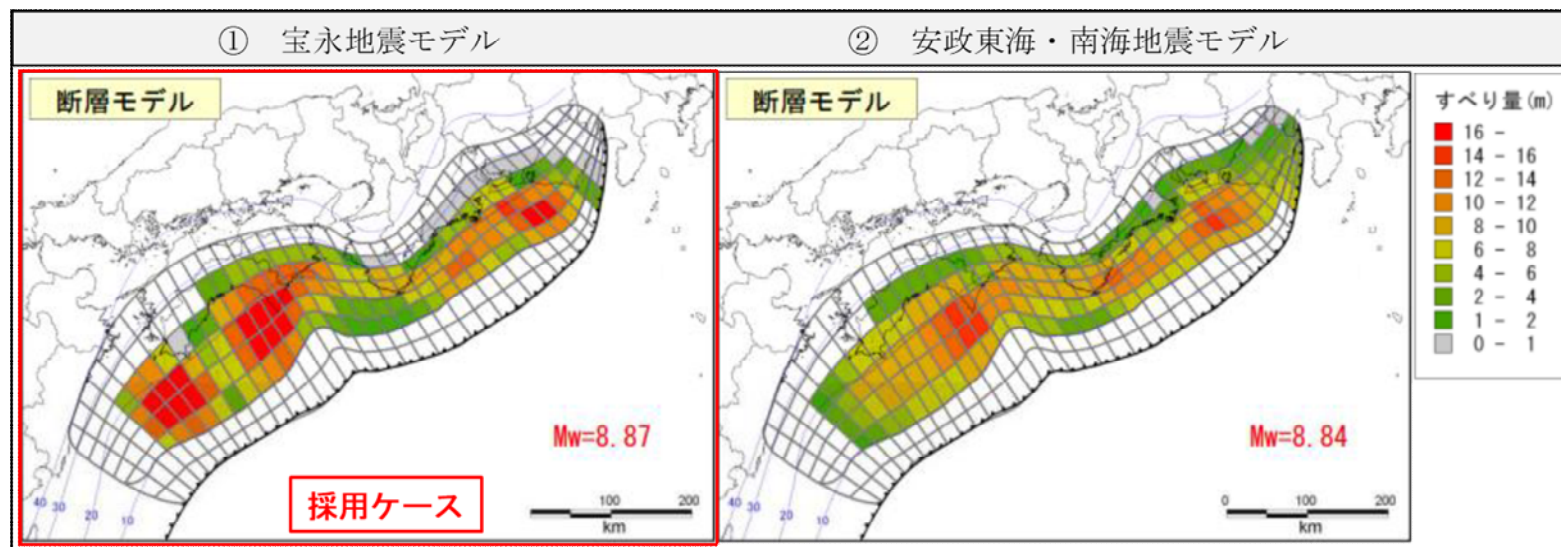


①1707年 宝永地震 (M8.6)

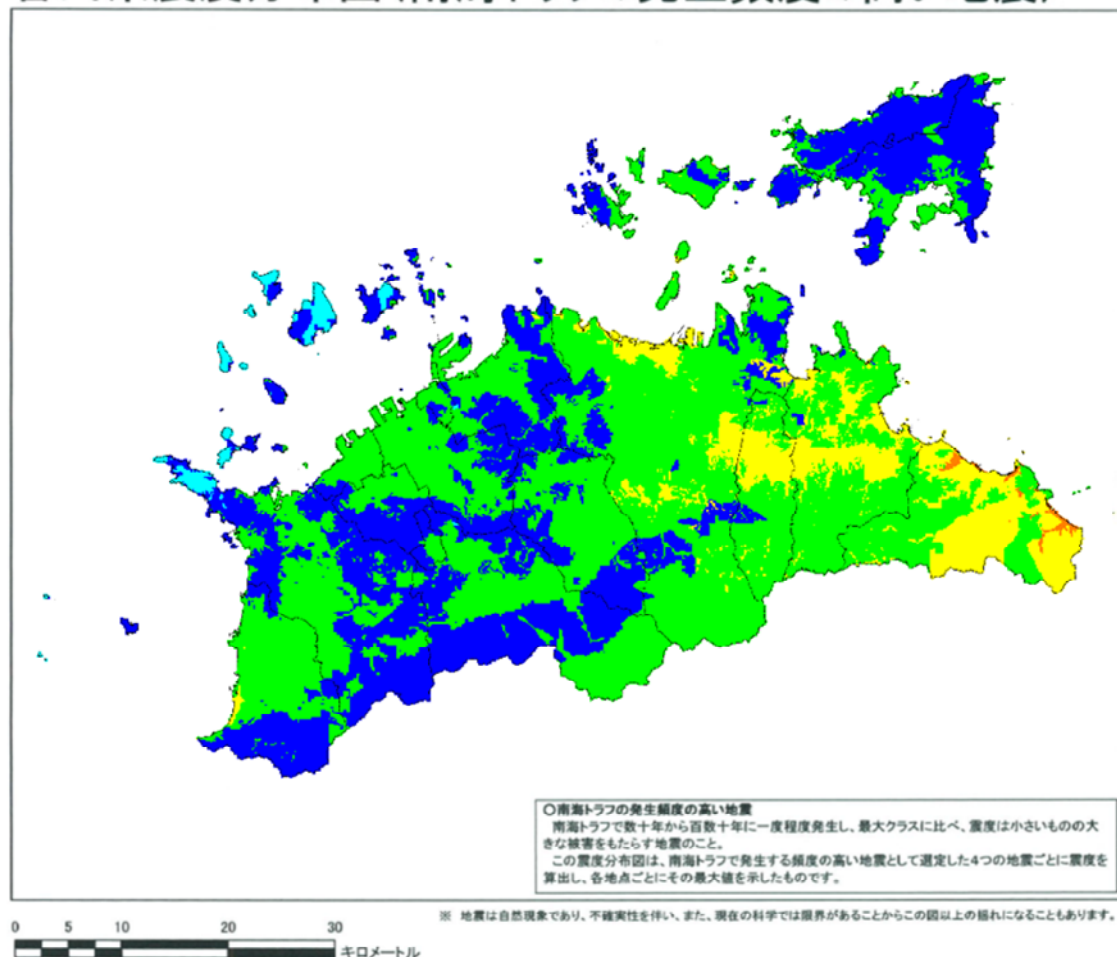


②1854年 安政南海地震 (M8.4) ②1854年 安政東海地震 (M8.4)

【南海トラフ（L1）津波断層モデル】



香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

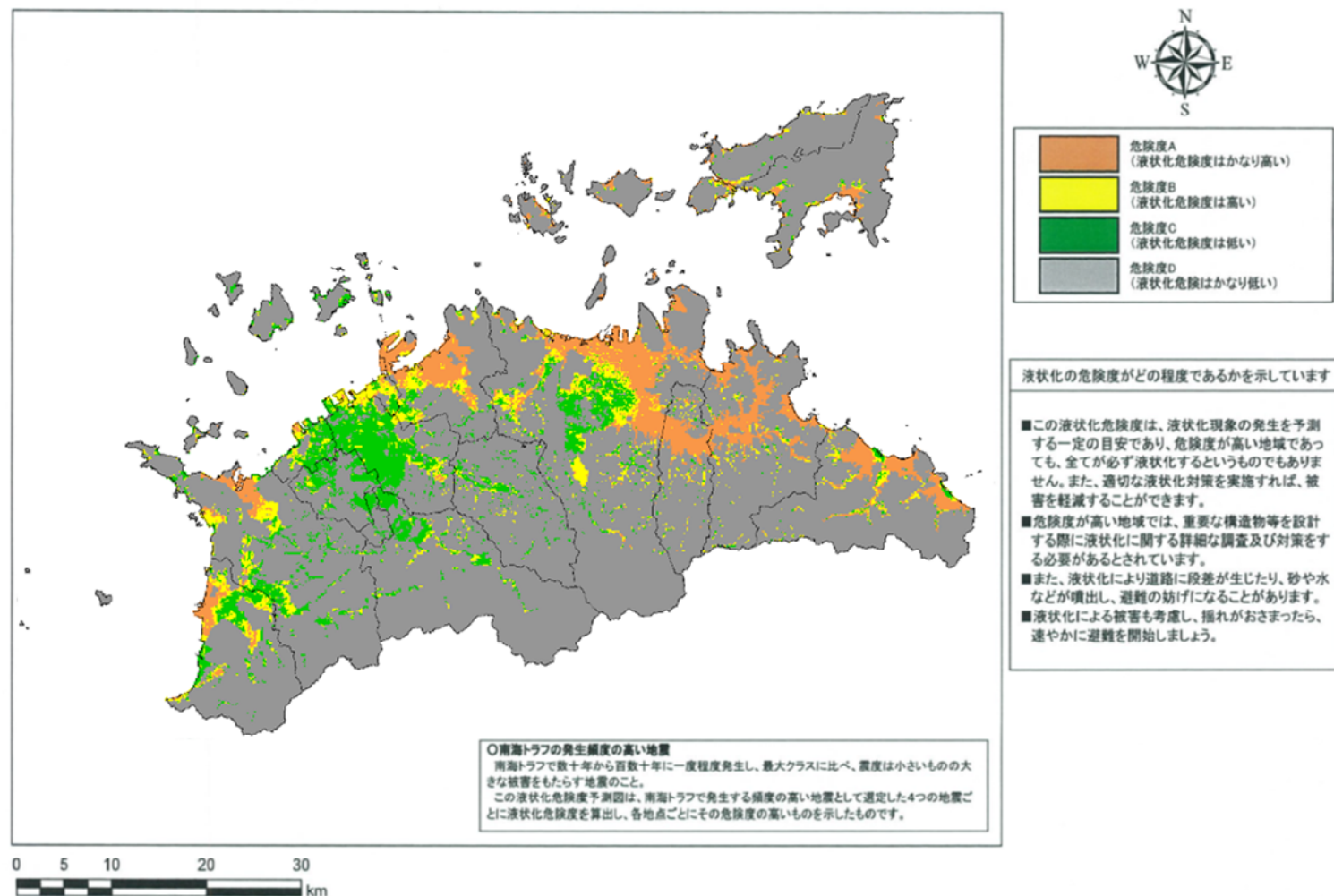
南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行しましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	- 耐震性の低い木造建築物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる - 耐震性の高い木造建築物でも、さらに傾くことがある - 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物では、倒れるものが増える
6強	- はたわいと動にことができない、倒れるものもある - 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える - 大きな揺れが直したり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある - 耐震性の低い木造建築物は、傾くもの、倒れるものが増える
6弱	- 立っていることが困難になる - 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある、ドアが開かなくなることもある - 壁のタイルや天井の石膏が破損、落下することがある - 耐震性の低い木造建築物は、反りが落ちたり、建物が傾いたりすることがある、倒れるものもある
5強	- 物につかまらないうちに倒れることが多い - 倒にある乗用車や歩行者が倒れるものが増える - 固定していない家具が倒れることがある - 傾倒されにくいプロップが倒れることがある
5弱	- 大半の人が、恐怖を感じ、物につかまらないうちに倒れる - 倒にある乗用車や歩行者が倒れることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	- ほとんどの人が驚く - 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる - 揺れの強い物置が、倒れることがある
3	- 室内にいた人の中には、揺れを感じる - 倒れている人の中には、揺れを感じる人はいない - 倒れている人の大半が、目を覚ます - 倒にある乗用車や歩行者が倒れることがある - 電線が少し揺れる

○南海トラフの発生頻度の高い地震
南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。
この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)

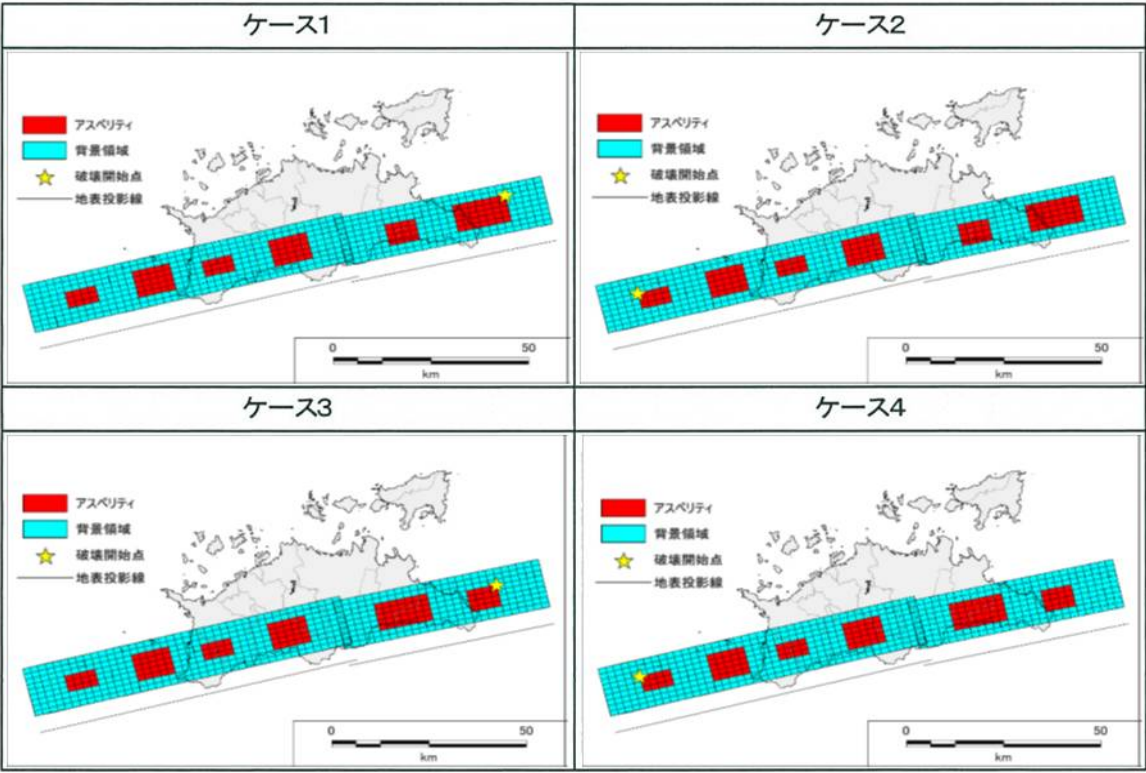


③ 中央構造線断層帯の地震断層モデル

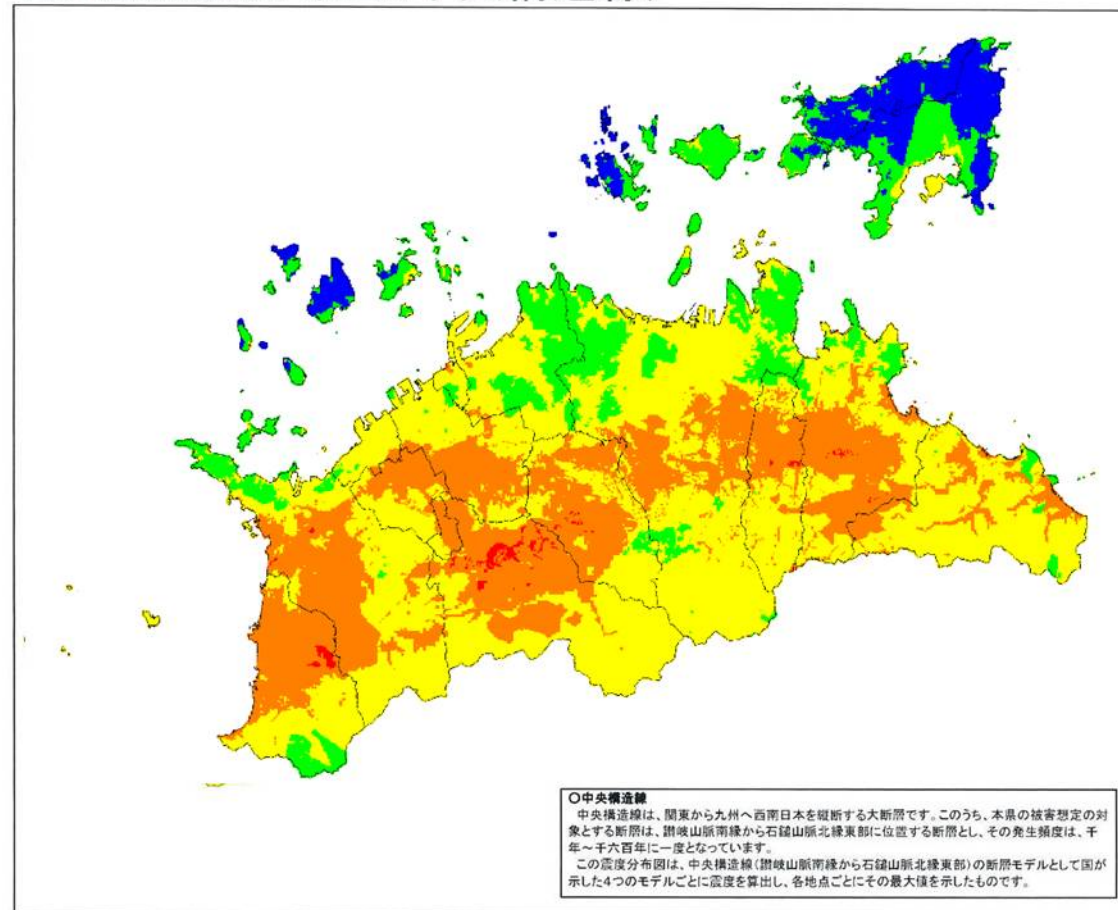
中央構造線断層帯は、関東から中部・近畿地方、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、九州まで達する長大な断層帯であり、このうち、香川県の直下に位置する、「讃岐山脈南縁東部区間」と「讃岐山脈南縁西部区間」が同時に活動する場合（長さ約 134km）を対象とした。発生頻度は、「讃岐山脈南縁東部区間」が 9 百～1 千 2 百年、「讃岐山脈南縁西部区間」が 1 千年～1 千 5 百年に一度となっている。なお、2 つの区間が同時に活動する場合については、発生頻度の評価は行われていない。

地震動の予測を行う強震断層モデルとしては、政府の地震調査研究推進本部の設定を参考に、アスペリティと破壊開始点などに違いがある、次の 4 ケースについて震度を算出し、香川県に最も影響の大きいモデルである「ケース 3」を採用した。

【中央構造線（断層モデル）】



香川県震度分布図(中央構造線)



○中央構造線
中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。
この震度分布図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。



震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

中央構造線で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

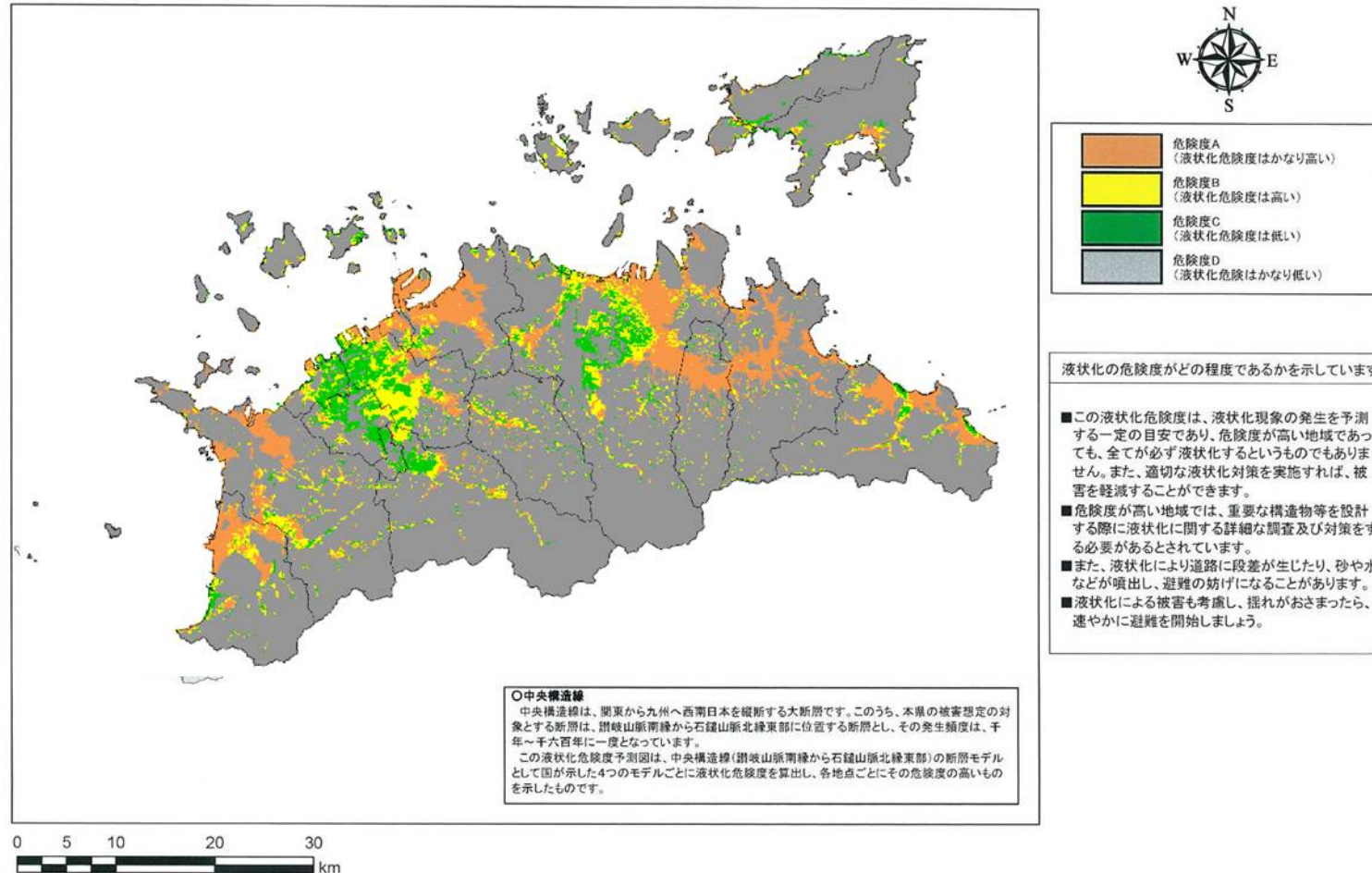
■お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましう。
■地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましよう。
■揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましよう。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	- 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる - 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある - 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる
6強	「はわないと動くことができない、動はされることもある」 - 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる - 大きな地震が起きたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある - 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる
6弱	「立っていることが困難になる」 - 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある - 窓のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある - 耐震性の低い木造建物は、互が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	「物につかまらないうと歩くことが難しい」 - 棚にある食器類や本で落ちるものがある - 固定していない家具が倒れることがある - 傾倒されていないブロック塀が倒れることがある
5弱	- 大半の人が、恐怖を感じ、物につかまりたいと感じる - 棚にある食器類や本が落ちることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	「ほとんどの人が驚く」 「揺れなどのつり下げ物は大きく揺れる」 「振り回される」
3	- 大半の人が、恐怖を感じ、物につかまりたいと感じる - 棚にある食器類や本が落ちることがある - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

0 5 10 20 30
キロメートル

※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

香川県液状化危険度予測図(中央構造線)

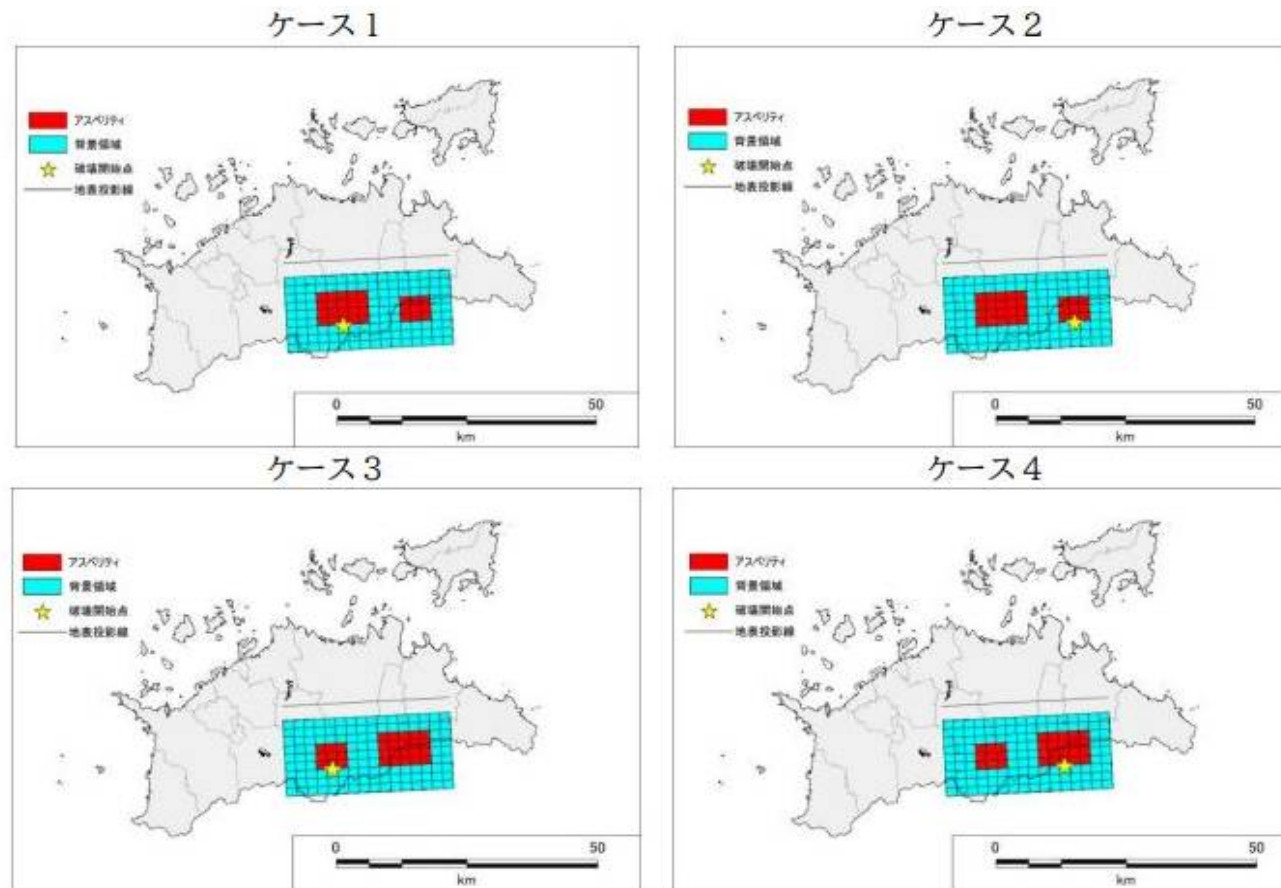


④ 長尾断層帯の地震断層モデル

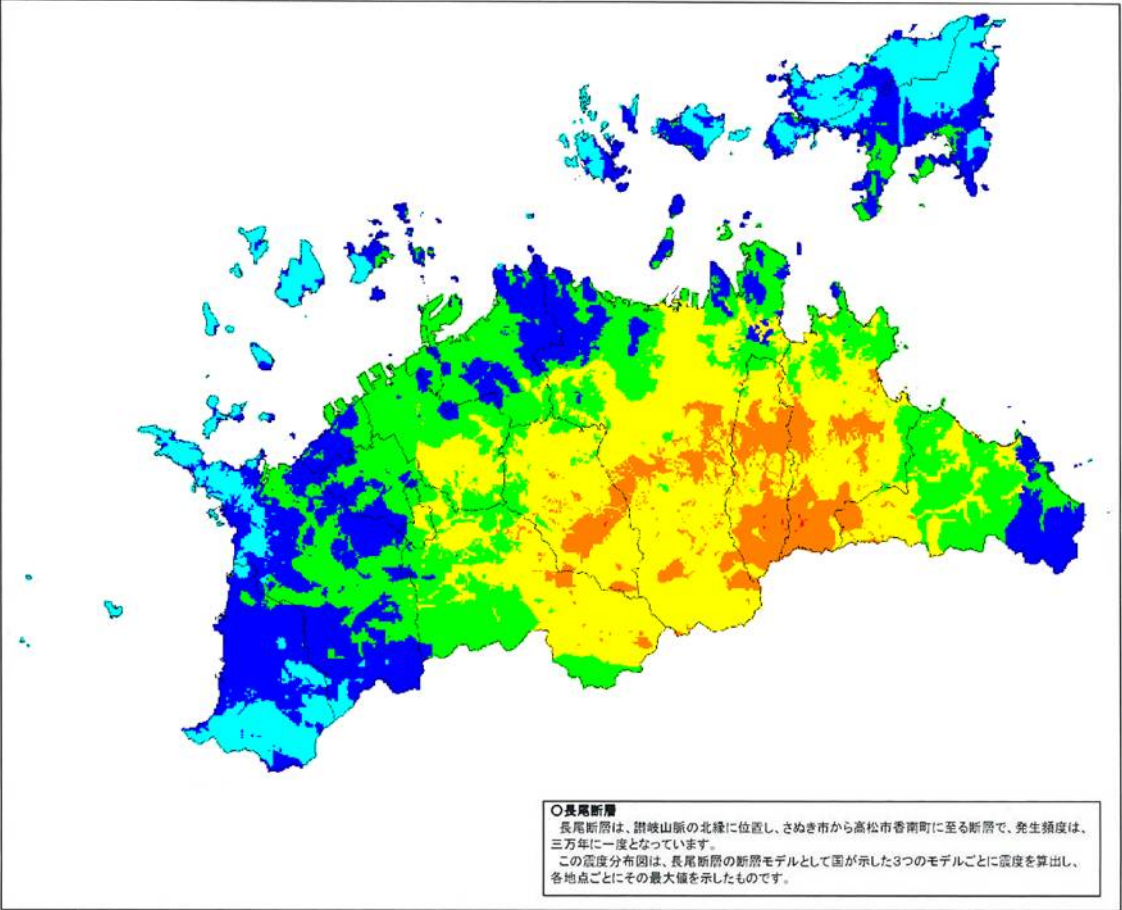
長尾断層帯は、讃岐山脈の北縁に分布する活断層帯で、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至り、長さは約30km、おおむね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層であり、発生頻度は、3万年に一度となっている。

地震動の予測を行う強震断層モデルとしては、政府の地震調査研究推進本部が設定した、アスペリティと破壊開始点などに違いがある、次の4ケースについて震度を算出し、香川県に最も影響の大きいモデルである「ケース4」を採用した。

【長尾断層（断層モデル）】



香川県震度分布図(長尾断層)



長尾断層で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

■お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。

■地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。

■揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

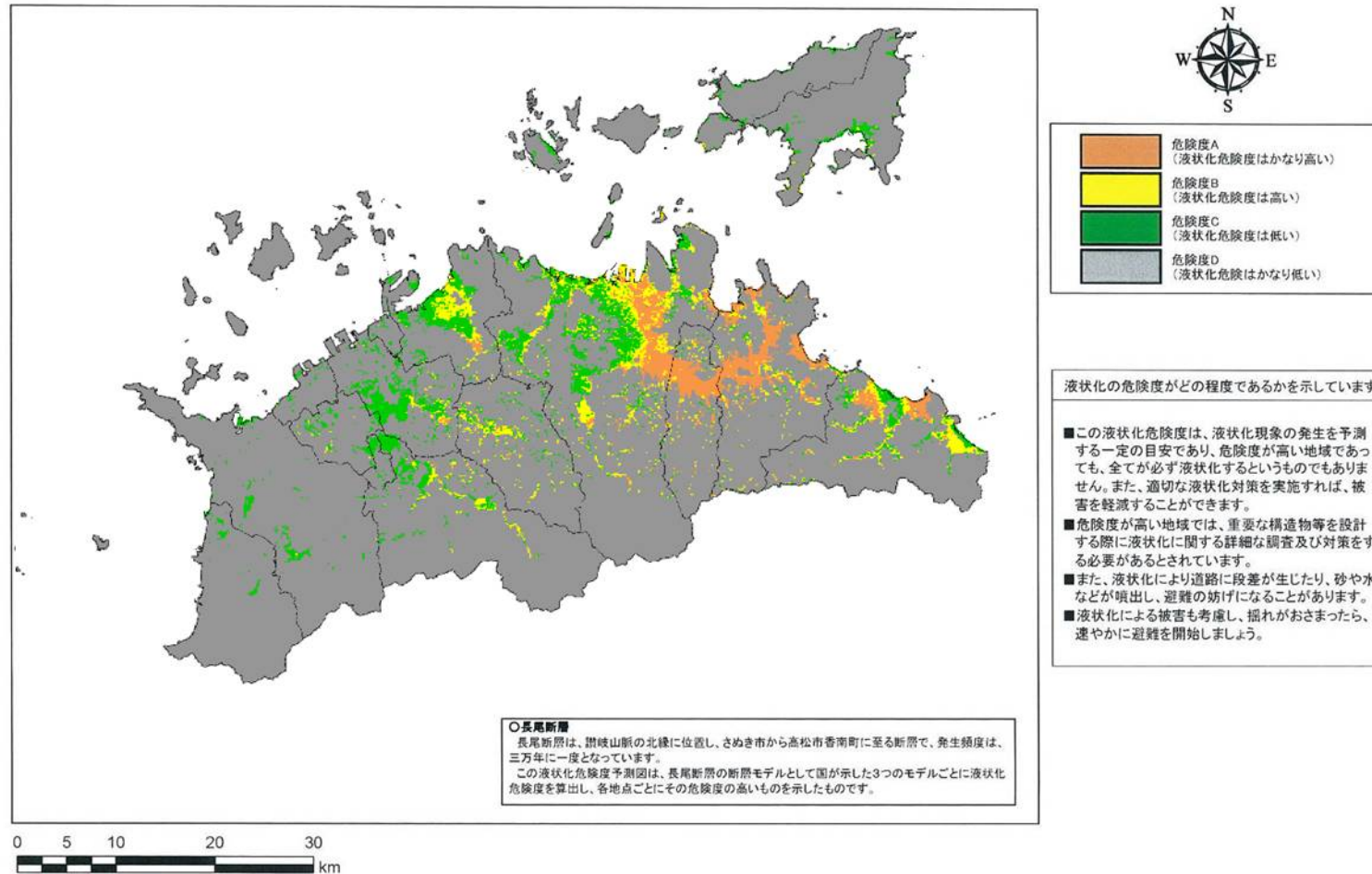
震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	・耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる ・耐震性の高い木造建物でも、揺れに傾くことがある ・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える
6強	・はわないと動くことができない、飛ばされることもある ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える ・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える
6弱	・立っていることが困難になる ・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある、ドアが開かなくなることもある ・窓のガラスや窓ガラスが破損、落下することがある ・耐震性の低い木造建物上、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある、倒れるものもある
5強	・物につかまらないうまくことが難しい ・棚にある食器類や本が落ちるものが増える ・固定していない家具が倒れることがある ・傾倒されていないブロックが倒れることがある
5弱	・大半の人が、恐怖を感じる、物につかまらないうまく感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	・ほとんどの人が驚く ・電灯などのつり下げ物は大きく揺れる ・床の悪い物資が、倒れることがある
3	・大半の人が、恐怖を感じる、物につかまらないうまく感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

○長尾断層
長尾断層は、讃岐山脈の北縁に位置し、さぬき市から高松市香南町に至る断層で、発生頻度は、三万年に一度となっています。
この震度分布図は、長尾断層の断層モデルとして国が示した3つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



(3) 本町の被害想定

本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

			南海トラフ(発生頻度が高い)の地震・津波による被害	南海トラフ(最大クラス)の地震・津波による被害	中央構造線による被害	長尾断層の地震による被害
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)		0	180	700	120
	液状化(棟数)		※	20	10	※
	急傾斜地崩壊(棟数)		0	0	※	※
	地震火災(棟数)		0	0	0	0
	合計(棟数)		※	200	710	120
人的被害 (死者数) (冬5時) ※4	建物倒壊(人)		0	※	40	※
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)		0	※	※	※
	急傾斜地崩壊(人)		0	0	0	0
	火災(人)		0	0	0	0
	ブロック塀等(人)		※	※	※	※
	災害関連死		0	※	20~40	※
	合計(人)		※	※	最大80	※
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)		10	230	490	160
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)		※	20	50	20
	急傾斜地崩壊(人)		0	0	0	0
	火災(人)		0	0	0	0
	ブロック塀等(人)		※	※	※	※
	合計(人)		10	500	490	160
人的被害 (自力脱出 困難者・要 救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)		0	30	120	20
ライフ ライン被害	上水道	断水人口(人)	17,000	15,000	18,000	13,000
		断水率(%)	8%	65%	79%	56%
	下水道	支障人口(人)	340	630	1,500	750
		支障率(%)	4%	7%	17%	8%
	電力	停電軒数(軒)	※	12,000	13,000	12,000
		停電率(%)	0%	97%	99%	92%
	通信(固定 携帯電話)	不通回線数(回線)	※	9,100	9,300	8,600
		不通回線率(%)	0%	97%	99%	92%

			南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害	南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害	中央構造線による被害	長尾断層の地震による被害
		停波基地局率（％）	0％	97％	99％	92％
	都市ガス	供給停止戸数（戸数）	—	—	—	—
		供給停止率（％）	—	—	—	—
交通施設被害	道路（緊急輸送）	被害箇所（箇所）	※	※	※	※
	鉄道	被害箇所（箇所）	※	20	20	20
生活への影響	避難者	避難所（人）	30	490	1,200	350
		避難所外（人）	20	330	820	230
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物（トン）	1,000	35,000	103,000	25,000
		津波堆積物（トン）	—	—	—	—
その他の被害（定量的手法）	エレベータの停止	停止数（棟数）	0	※	※	※
		火災（箇所）	0	0	0	0
	危険物	流出（箇所）	0	0	0	0
		破損等（箇所）	0	0	0	0

※1：「※」は少ないが被害がある。

※2：「—」は該当無し

※3：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

※4：南海トラフ（発生頻度が高い）の地震・津波による被害は、夏12時を想定している。

本町のライフラインの被害数及び避難者数の推移は、以下のとおりとなっている。

① 上水道（断水人口：人）

	供給人口	発災直後	1日後	4日後	1週間後	1ヶ月後	参考※1
南海トラフ（発生頻度の高い）	23,000	1,700	160	110	80	※	0
南海トラフ（最大クラス）		15,000	7,700	6,400	5,200	750	0
中央構造線		18,000	13,000	12,000	9,800	1,900	—
長尾断層		13,000	5,500	4,500	3,600	500	—

※1：ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2：「※」はわずか

② 下水道（機能支障人口：人）

	供給人口	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後	参考※ 1
南海トラフ （発生頻度の 高い）	9, 100	340	340	320	290	70	0
南海トラフ （最大クラス）		630	630	600	570	340	0
中央構造線		1, 500	1, 500	1, 400	1, 400	1, 000	—
長尾断層		750	750	700	660	310	—

※ 1：ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※ 2：「※」はわずか

③ 電力（停電軒数：軒）

	供給人口	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後	参考※ 1
南海トラフ （発生頻度の 高い）	13, 000	※	※	※	※	0	0
南海トラフ （最大クラス）		12, 000	3, 600	390	30	0	0
中央構造線		13, 000	6, 000	970	110	0	—
長尾断層		12, 000	3, 000	310	30	0	—

※ 1：ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※ 2：「※」はわずか

※ 3：「南海トラフ（発生頻度の高い）」「南海トラフ（最大クラス）」「中央構造線」は、冬 18 時を想定。

④ 固定電話（不通回線数：回線）

	供給人口	発災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	1 ヶ月後	参考※ 1
南海トラフ （発生頻度の 高い）	9, 400	※	※	0	0	0	0
南海トラフ （最大クラス）		9, 100	2, 700	330	60	※	0
中央構造線		9, 300	4, 400	750	120	10	—
長尾断層		8, 600	2, 200	230	30	0	—

※ 1：ライフラインの被害のうち、今回の対象期間内での仮復旧が困難である、火災、急傾斜地崩壊による被害区域における被害数を示す。

※2:「※」はわずか

※3:「南海トラフ（発生頻度の高い）」「南海トラフ（最大クラス）」「中央構造線」は、冬18時を想定。

⑤ 生活への影響（避難者数：人）

	当日・1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計	避難所 避難者	避難所外 避難者	避難者 総計
南海トラフ （発生頻度の 高い）	30	20	40	30	30	50	10	30	40
南海トラフ （最大クラス）	490	330	820	950	950	1,900	250	580	820
中央構造線	1,200	820	2,000	2,000	2,000	4,000	610	1,400	2,000
長尾断層	350	230	580	670	670	1,300	170	410	580

※:冬深夜を想定

（4）減災効果（県地域防災計画より抜粋）

- 建物の耐震化
- 屋内収容物の転倒・落下防止対策
- 津波避難の早期化

	避難行動別の避難者比率			検討ケース
	すぐに避難する （直接避難）	避難するがすぐに は 避難しない （用事後避難）	切迫避難*あるい は 避難しない	
発災後全員が即 避難	100%	0%	0%	対策実施後
早期避難者が少 ない	20%	50%	30%	対策実施後

※：南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

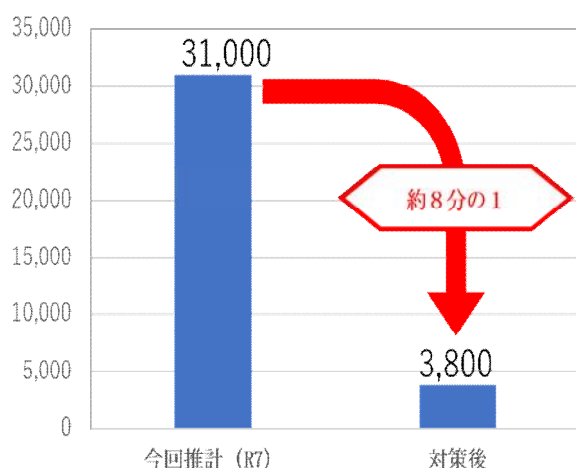
*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態をいう。

① 建物の耐震化

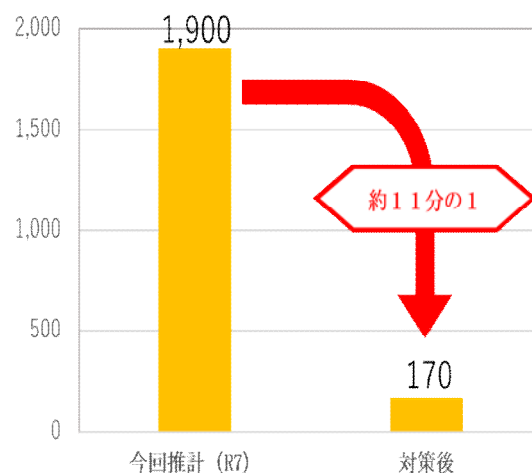
県内の住宅の耐震化率は、約 86%（令和5年現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、すべての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 8 分の 1 に、それに伴う死者数は約 11 分の 1 に軽減される。

【揺れに対する建物の耐震化による
全壊棟数の軽減（棟）】



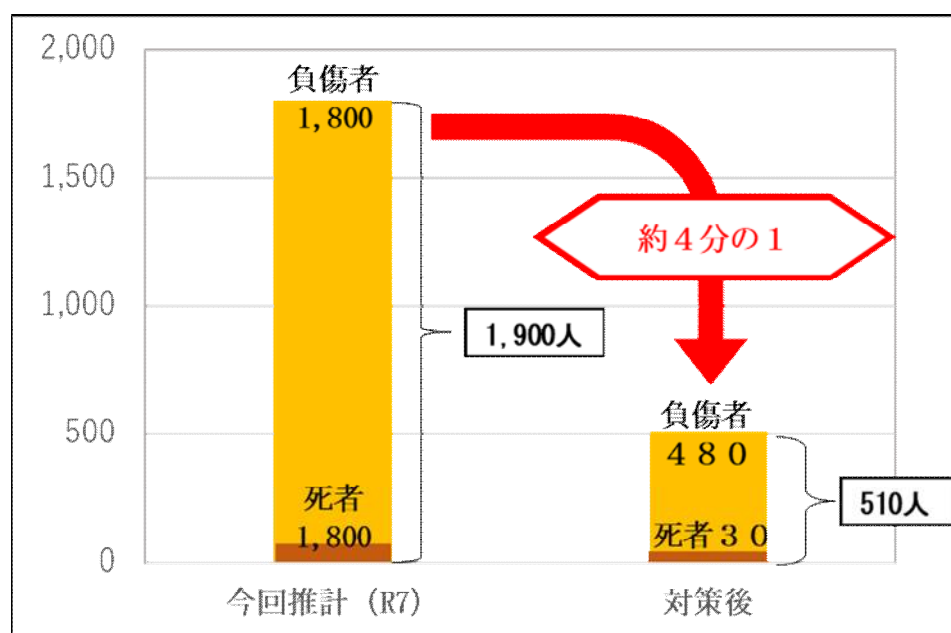
【揺れに対する建物の耐震化による
死者数の軽減（人）】



② 屋内収容物の転倒・落下防止対策

内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 17.9%（令和6年県政世論調査）となっている。この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

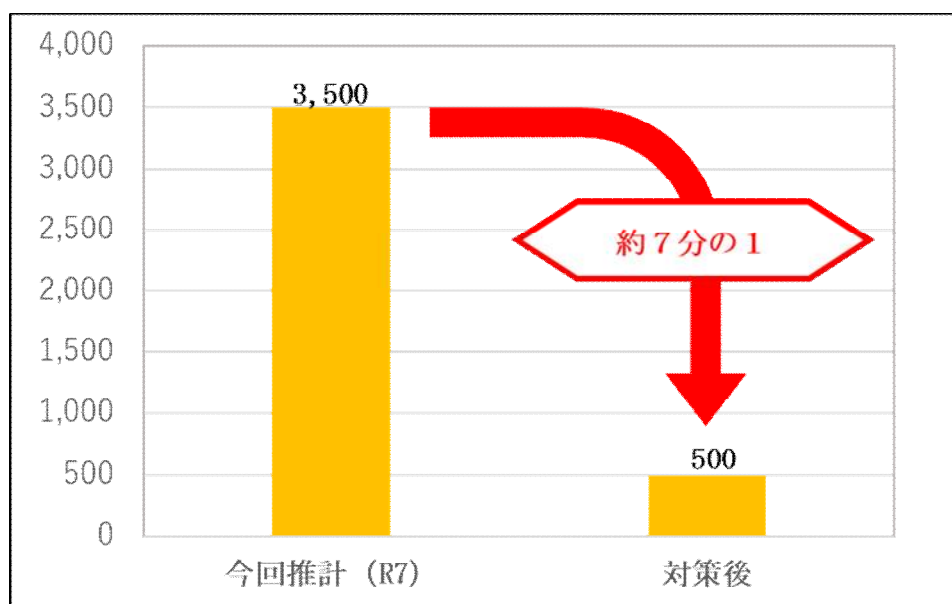
【家具類の転倒・落下防止対策による死者数の軽減（人）】



③ 津波避難の早期化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100%になれば、死者数は、約 7 分の 1 に軽減される。

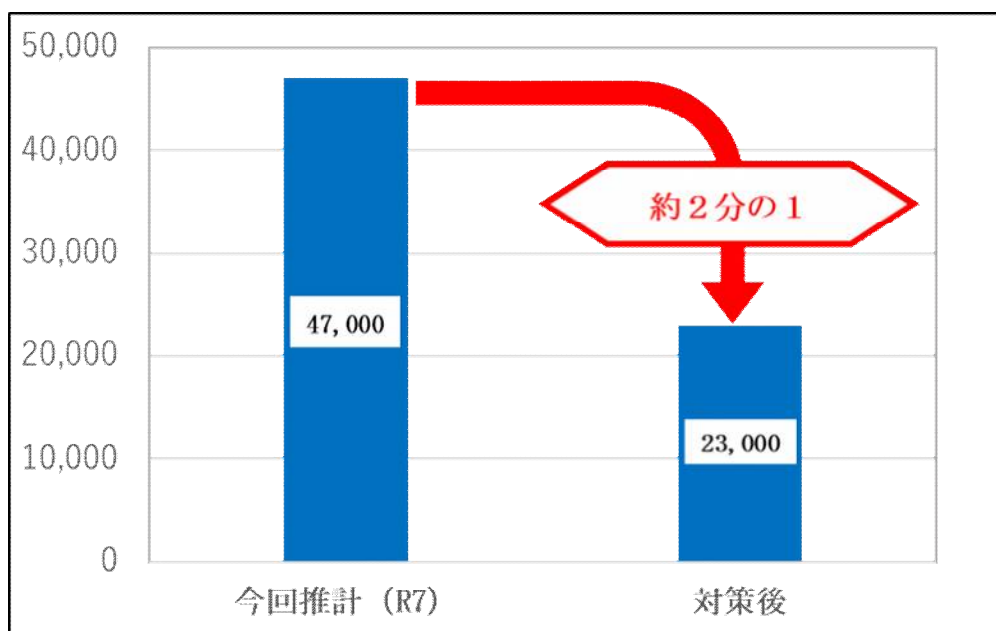
【津波避難意識向上による死者数の軽減（人）】



④ 直接経済被害額の軽減

建物の耐震化率が 100%となれば、直接経済被害額は、約 2 分の 1 に軽減される。

【建物耐震化による建物被害額の軽減（億円）】



第5節 地震防災対策の推進

1 目的

南海トラフ地震等の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震防災対策を講じるため、住民・町の連携と協働のもと地震防災対策を推進する。

2 背景

(1) 大規模地震発生の切迫性

本町においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフでは、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は60%～90%程度以上(令和8年1月1日現在)と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

(2) 住民・町の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、住民・町が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。町も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進を図っていく。

また、南海トラフ地震の発生によっては、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋沿岸に位置する自治体の大規模津波被害が想定され、本町においては、被災自治体の避難者の受入等について県と連携のうえ取組んでいく必要がある。

3 想定される被害と対応

香川県が実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その被害想定については、「第4節 1 香川県地震・津波被害想定」のとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。

町は、こうした被害の軽減のため、これらの強い地震動に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震に強い地域づくりを行う必要がある。

(1) 強い揺れに対する備え

① 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生のも要因であり、出火・延焼、避難者発生のも要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大のも要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等(以下「窓ガラス等」という。)の落下防止等の対策を講じる必要がある。

② 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

③ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、土砂災害警戒区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

④ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

⑤ ため池の耐震化対策

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、決壊した場合の浸水想定区域内に防災活動の拠点となる施設や緊急輸送路が存在する防災上重要なため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。

⑥ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

⑦ ライフライン、公共施設の耐震化

住民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

(2) 地震に強い地域づくり

① 地震に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子どもの頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

② 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

③ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

④ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

⑤ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、地震の前後に台風などによる洪水、土砂災害が発生する場合もある。

4 住民・事業所・団体・町等の役割分担と連携による地震防災の取組

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、

地域住民、自主防災組織、企業、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化していく。

（１）住民等

①（住民）：地域の危険度を知り、「自助」の備えをする。

- ・ 地震の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ。
- ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ・ 初期消火に必要な用具の準備
- ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
- ・ 最低３日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- ・ 家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 防災訓練への参加

②（自主防災組織等）：自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをする。

- ・ 地理的状況を把握したうえで、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
- ・ 避難行動要支援者の把握
- ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 町との連携強化

（２）町

① 地震防災体制の整備・充実・地域防災計画の充実

- ・ 南海トラフ地震に対する対策の推進
- ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成
- ・ 職員研修、防災訓練の実施
- ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

② 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
- ・ 学校での防災教育の推進
- ・ 災害危険情報の提供
- ・ ハザードマップの作成・普及
- ・ 自主防災組織の結成促進

③ 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備

- ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
- ・ 町防災行政無線システム等の整備充実

④ 避難対策の整備

- ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画の作成
- ・ 避難すべき区域や避難指示等の判断基準の作成
- ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
- ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
- ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有

⑤ 救助対策の整備

- ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
- ・ 医療救護体制の整備
- ・ 救助用資機材等の整備充実
- ・ 消防力の充実強化
- ・ 他市町との連携・協定

⑥ 公共施設の点検・整備

- ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
- ・ 地震対策のための公共施設の計画的な整備

（３）事業所・団体

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画の策定により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、町は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

町は、町のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意する。

また、町は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じるうえで必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。

1 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後も、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取組が重要となるとともに、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋岸に位置する自治体の被災者の受入等についても考慮していく必要がある。

2 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

(1) 香川県における防災対応

① 基本的な考え方

香川県では、令和7年9月に南海トラフ地震等の震度分布や浸水域、人的・物的被害の推計などを見直した「香川県地震・津波被害想定」を公表しており、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合には、最大で、死者数が約7,800人（災害関連死を含む）、負傷者数が約21,000人、建物の全壊棟数が約39,000棟などと予測されている。

一方で、建物の耐震化を100%にした場合には、全壊棟数が約8分の1に、家具類の転倒防止対策実施率を100%にした場合は、死傷者数が約4分の1に、地震発生後直ちに避難すれば、津波による死者数が約7分の1に軽減されるなどの減災効果も推計されている。

このため県では、人的・物的被害をゼロに近づけることを目標に、香川県国土強靱化地域計画や香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に各種施策を推進している。

突発地震に備えた対策を進めることに変わりはないが、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、住民・企業等が後発地震に備えた防災対応を実施することにより、被害のさらなる軽減が図られると考えられるため、国のガイドラインの考え方にに基づき、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民避難等の防災対応について県内統一的な方針を取りまとめ、今後、本対応方針に沿って、県・県内市町・防災関係機関等が引き続き連携して取組を進めていく。

② 住民等の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方にに基づき、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することが重要である。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してから避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とするが、綾川町においては、津波浸水想定区域は対象外のため、後発地震に備えた事前避難は考慮していない。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

a 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

日頃からの地震への備えの再確認の例	できるだけ安全な防災行動の例
・家具の固定の確認 ・非常用持出品、備蓄の確認	・高いところに物をおかない ・できるだけ安全な部屋で就寝

・避難場所、避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 など	・危険性の高い場所にできるだけ近づかない など

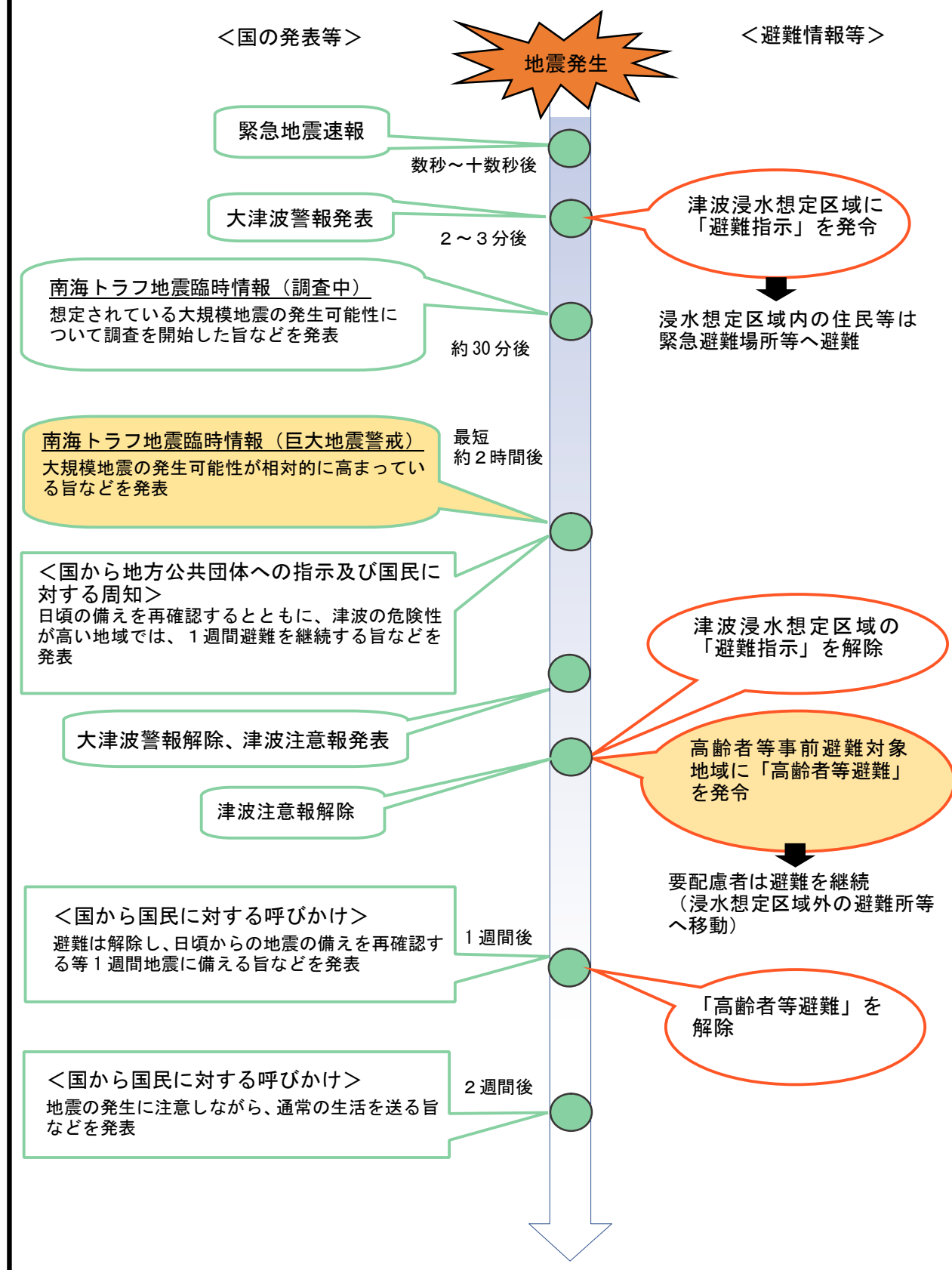
b 土砂災害に対する防災対応

- ・地震に伴う土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害警戒区域外でも発生するケースがあるなど、危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難である。
- ・一方で、土砂災害が生じた場合には、身体や生命に著しい被害を及ぼすおそれがあることから、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を促すこととする。
- ・なお、「半割れケース」における最初の地震で既に土砂崩れが発生したり、大雨等で地盤が緩み複合災害のおそれがある場合など、町の判断により避難情報の発令もあり得る。

c 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- ・また、住民は、地震火災の発生を防止するため、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることが重要である。
- ・このため、日頃から住民に対して、耐震化の推進や地震火災予防を呼びかけることとする。

「巨大地震警戒対応」（半割れケース）における情報の流れと対応のイメージ



※綾川町は津波浸水想定区域対象外のため、後発地震に備えた事前避難は考慮していない。

イ 巨大地震注意対応

α 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。
なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるのは、大規模地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった状況であるため、必要な対策を実施し、冷静に行動することが重要である。
- ・このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

（２）防災対応の実効性確保のための取組

① 住民等への情報伝達

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施できるよう町は、臨時情報が発表された場合、社会的混乱防止や冷静な行動促進を含め、同情報を迅速かつ確実に伝達・提供する必要がある。

このため、町は同情報を伝達するとともに、防災情報メールや町ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

また、町は、防災行政無線や県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

② 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、町及び地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておくことが必要である。

また、町は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画の策定が有効であると考えられることから、こうした取組を推進するものとする。

③ 「南海トラフ地震臨時情報」等に関する住民の理解促進

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に、直ちに後発地震等が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

また、南海トラフ沿いでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないことや、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、後発地震が発生せずに1週間経過した場合でも、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分留意する必要がある。

このため、住民が「南海トラフ地震臨時情報」を正しく理解し、同情報が発表された際にはあわてることなく適切に行動できるよう、町及び県は、防災訓練や自主防災組織の研修等あらゆる機会を捉えて、同情報の内容及びとるべき防災対応について、住民に周知を行うこととする。

④ 関係部局間及び地域内の各主体との連携

町及び県は、防災部局のみならず、福祉・商工・土木部局や教育委員会等の関係部局が緊密に連携して防災対応を実施できるよう、連絡・協力体制をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は、相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、情報共有を図り、必要に応じて協議等を行うこととする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

- (1) 施設等の整備にあたっては、その施設等の必要性及び緊急度に従い年次計画を作成し、その計画に沿って実施する。

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。

- (2) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

3 整備目標

- (1) 施設の整備等についての目標

① 避難場所

ア 町は、香川県地震被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

イ 町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

ウ 町は、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

② 避難経路

町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

④ 老朽住宅の密集する街区における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

町は、不良住宅や密集街区の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設又はヘリポート

町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

⑥ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。

⑦ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。

⑧ 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。

また、水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。

さらに、小中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の町や県が所有している施設を活用することにより確保した非常用食料の備蓄スペースの維持管理に努める。

⑨ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の町や県が所有している施設を活用することにより確保した救助用資機材その他の物資の備蓄スペースの維持管理に努める。

⑩ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

町及び県は、南海トラフ地震の発生に備えて整備した応急的な措置に必要な設備や資機材の維持管理に努める。

(2) 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 公的医療機関

町及び県は、公的医療機関（公的病院及び公的診療所＜有床＞）の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

② 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院

町及び県は、第二次救急医療機関の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

③ 社会福祉施設

町及び県は、社会福祉施設の耐震化を進め、できるだけ早い時期に100%を達成できるよう、必要に応じて国庫補助制度に関する助言等を行う。

④ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（都市計画課、建築指導課、住宅課）

1 都市施設の整備促進

（1）街路の整備

町、県等は、道路の拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（2）公園緑地の整備

町、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）住居系用途地域の指定

町は、住居系用途地域の指定を行う際には、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に指定する。

（3）防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区については、防火地域、準防火地域の指定を検討する。

（4）災害に強いまちづくり

町は、立地適正化計画の策定について検討を行う場合は、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

（5）宅地造成等の規制

町、県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、町内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく町耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努める。

主な実施機関	町	総務課、公共建築物管理関係課
	関係機関	県（財産経営課、危機管理課、住宅課、建築指導課、教育委員会）、警察

1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保にあたっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

（1）防災上重要建築物の指定

- ・ 防災拠点施設：町役場、支所、消防署、消防屯所
- ・ 救護施設：病院
- ・ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

（2）耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努める。

（3）建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

（4）緑化の推進

災害時の避難所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難所の安全性を確保する。

（5）町は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。

（6）町及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防

（1）防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレ

ット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

(2) 耐震化の促進

町及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

町及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等危険住宅の移転促進

町及び県は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

町及び県は、ブロック塀等の倒壊事故を防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(8) 地震保険の普及

町は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

(1) 町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

(2) 住民、事業所等は、家具を止め金具で固定する等、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講

ずる。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

町は、住民の安全確保を図るため、県及び建築団体と協力し、災害により被災した建築物及び被災宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

- (1) 町は、県及び建築関係団体が行う応急危険度判定講習会の開催及び応急危険度判定士の養成、登録に協力する。
- (2) 町は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物・宅地応急危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、県が実施する危険箇所の現況把握、区域の指定、防止施設の整備等に協力するとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課、経済課、建設課
	関係機関	県（森林・林業政策課、河川砂防課、建築指導課）

1 現況

町は、土砂災害・山地災害における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

（1）砂防事業

町内には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域が 210 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

町内には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域が 266 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

（3）治山事業

町内には、崩壊土砂流出危険地区 118 箇所、山腹崩壊危険地区 37 箇所などの山地災害危険箇所がある。山地災害危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

2 実施内容

（1）防災工事の実施

県は、土砂災害警戒区域等における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

① 砂防事業

② 急傾斜地崩壊対策事業

③ 治山事業

（2）砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し、適正な管理を行う。

（3）総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する情報提供に基づき、地域防災計画に記載する。

また、町は県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動、地域住民等への周知を行う。

② 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難指示等の発令対象区域（大字単位で発令）、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）
- ・ 要配慮者への支援体制の整備
- ・ 適切な指定避難所及び避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

⑤ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

町は、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

（４）土砂災害・山地災害の災害予防対策

- ① 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。
- ② 町及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊等の山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- ③ 町は、土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

（５）液状化等災害の予防対策

- ① 町は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- ② 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- ③ 町は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに、大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

（６）要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。町は県と協力して、土砂災害に関する情報を

施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、町及び関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

(7) 土砂災害防止法への対応

① 警戒避難体制の整備

町は、町内において土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」に指定された場合、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な次の事項を地域防災計画に定める。

- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 予報又は警報の発令及び伝達
- ・ 避難
- ・ 救助
- ・ その他必要な事項

② 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地及び避難方法など
- ・ その他必要な事項

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課）

1 出火防止、初期消火

（１）一般家庭に対する指導等

- ① 町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災のおそろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備され、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

（２）事業所に対する指導等

- ① 町及び高松市消防局は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- （１）町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- （２）町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の強化を積極的に進める。
- （３）町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努める。

3 消防水利の整備

- （１）町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- （２）町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、薬務課）、中国四国産業保安監督部四国支部、香川労働局

1 施設の安全性の確保

町、県、高松市消防局、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- （１）危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- （２）事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- （３）事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

町は、県、高松市消防局及び関係機関と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

【資料３－１ 危険物施設】

【資料３－２ 高圧ガス関係事業所】

【資料３－３ 毒物劇物営業者】

第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	町	建設課、経済課、住民生活課
	関係機関	県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、土地改良課、道路課、河川砂防課）、警察、四国地方整備局、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 道路施設

(1) 道路管理者は、道路施設について、耐震診断結果等に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。

(2) 警察は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるような信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がないように維持管理に努める。

3 ため池等農地防災施設

(1) 町、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。

(2) 町及び県は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施のうえ、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。

(3) 町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進する。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

5 廃棄物処理施設

町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、地震・津波被害想定等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力送配電（株）坂出事業所、四国電力（株）中讃営業所、N T T 西日本（株）香川支店、N T T ドコモ四国（株）、ソフトバンク（株）、KDDI（株）四国支店

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

町は、地震による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める

とともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

【資料 1－8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

【資料 1－39 災害時における復旧支援協力に関する協定書】

第 8 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	町	総務課、経済課、建設課、消防団
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、香川県広域水道企業団、警察、四国地方整備局、高松地方气象台、NTTドコモ四国㈱、NEC ネットエスアイ㈱

1 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施する
- (2) 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

2 通信施設等

- (1) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

- ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努める。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- （２）町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

３ 道の駅「滝宮」の防災拠点化

「防災道の駅」に選定（令和３年６月）された道の駅「滝宮」については、国土交通省四国地方整備局と一体となって、災害時における防災拠点としての機能の充実・整備を図る。

- ・ 災害時情報提供場所として情報提供施設の整備
- ・ 避難所としての整備
- ・ 一次（広域）物資拠点支援施設としての整備

４ その他施設等

- （１）町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- （２）町及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- （３）道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、地元土木業者と応援体制の整備に努めるとともに必要な資機材を備蓄する。

【資料５－１ 消防団現勢】

【資料５－２ 消防水利の現況】

【資料６－１ 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図】

【資料６－２ 町防災行政無線】

【資料６－３ 香川県防災情報システム概要図】

第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（情報システム課、危機管理課）、防災関係機関、県内市町

1 職員の体制

- (1) 町は、実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することを努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関等相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 町は、知事と各市町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制

を整備する。

- (4) 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (5) 町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- (6) 町は、近隣市町及び県内市町等と締結した各種消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (7) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (8) 災害時に県や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、要請の内容、受入方法等を整備しておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

3 民間事業者との連携

町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

4 防災中枢機能等の確保、充実

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

5 基幹情報システムの安全確保

町は、自らが管理する情報システムの耐震化等の安全対策を実施する。

6 広域防災活動体制の整備

- (1) 町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (2) 町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

7 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【資料1-4 香川県消防相互応援協定】

【資料1-5 香川県防災ヘリコプター応援協定】

【資料1-19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町建設業協会）】

【資料1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町協力会）】

【資料12-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 10 節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所等の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

町における災害時の医療救護体制は、本計画及び『綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン（資料 7-1）』（以下「町ガイドライン」という。）に基づく体制とする。

主な実施機関	医療救護本部機関	綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会、健康福祉課
	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、日本赤十字社香川県支部、中讃保健福祉事務所

1 初期医療体制の整備

- （１）町は、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会との協定書及び町ガイドラインの整備により、災害時における初期医療体制、後方医療体制等の充実を図る。町ガイドラインは医療救護本部機関及び関係機関の全面的な協力を得て策定し、毎年改訂の必要性について検討し、町医療救護本部長（綾歌地区医師会会長）が必要と認めたときに改訂を行う。
- （２）町は、町災害対策本部が設置された場合の、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会が主導して設置する「綾川町医療救護本部」（以下「医療救護本部」という。）との連携を目的とし、救護所等の設置、医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の編成、派遣等に関する体制を整備する。
- （３）町は、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や医療救護班等の活動支援などの自主救護体制の確立を図るため、綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会の指導の下で啓発活動を行う。
- （４）町及び医療救護本部機関以外の関係機関は、町の医療救護を補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- （５）町及び医療救護本部機関は、災害に備え、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物資・施設の点検を行う。

2 後方医療体制等の整備

- （１）町及び県は、救護所における医療救護班等で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【中讃地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	（独）国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
3	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131

No.	施 設 名	病床数	所 在 地	電話番号
4	坂出市立病院	194	坂出市寿町3-1-2	0877-46-5131
5	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮486	087-876-1145
6	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町1-4-13	0877-46-5195
7	回生病院	397	坂出市室町3-5-28	0877-46-1011

(2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

【災害拠点病院】

No.	施 設 名	病床数	所 在 地	電話番号
1	(独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町2-1-1	0877-62-1000
2	回生病院	397	坂出市室町3-5-28	0877-46-1011
3	香川労災病院	404	丸亀市城東町3-3-1	0877-23-3111

3 医薬品等の確保

町及び医療救護本部機関は、関係機関と協力して、医療救護班等及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制を整備する。

4 ライフラインの確保

町及び関係機関は、保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

町及び医療救護本部機関は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町から医療協力を得るため、地域と連携した医療救護班等の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、医療救護班等の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

また、大規模災害時の広域的な被災者支援の観点から、県及び県医師会、県薬剤師会等と連携して、町外の被災者の医療対応や受入体制の整備について取組む。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

【資料7-1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン】

【資料7-2 綾川町医療救護本部 体制図】

【資料7-3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧】

【資料7-4 医療救護所・臨時救護所・救護病院】

【資料7-5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関】

【資料7-6 医薬品等の調達・供給体制】

第 11 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	町	建設課、総務課、経済課
	関係機関	県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

1 緊急輸送路の指定等

町は、県及び関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、空港）を指定する。また、町は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

（１）道路

① 県指定緊急輸送路

- ・ 第１次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ・ 第２次輸送確保路線：町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ・ 第３次輸送確保路線：第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路

② 町指定優先啓開路線

- ・ 災害時において、防災拠点と指定避難所を結ぶ道路で、町内の国道、県道、町道、農道、林道の内主要な幹線道路を複数ルート選定し指定する。

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- （１）道路管理者等及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- （２）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

4 民間事業者との連携

- （１）町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- （２）町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者

等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両確認のための申出

町は、災害対策基本法施行令等の一部改正（令和5年9月1日施行）に伴い、緊急通行車両としての確認のための申出を行い、災害発生前においても緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

6 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名 称	場 所	所在地	管理者	連絡先	座 標	特記事項
綾川町	綾川町ふれあい運動公園 多目的広場	綾川町山田下 3694	綾川町	087-878-2211	N 34° 12' 53" E 133° 57' 09"	※1
とかめ	綾川町総合運動公園多目的 グラウンド	綾川町陶 1536-1	綾川町	087-876-1180	N 34° 15' 56" E 133° 56' 53"	

※1 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場合外

【資料 10－1 緊急輸送路】

【資料 13－1－11 緊急通行車両確認申出書等】

第 12 節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の確保・整備、避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	町	総務課、支所、建設課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、陶病院
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、教育委員会）

1 指定緊急避難場所の指定、整備

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定し、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・非常用電源、ガス設備
- ・テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・衛星通信を活用したインターネット機器の通信機器
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 町は、感染症を含む感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努め、県はこれを支援する。

(4) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(5) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等

が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、必要に応じて県に対し、協定・届出避難所として位置付けられた避難所の情報を提供する。

- (6) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難路の選定

町は、避難路については、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートを選定し、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難指示の発令基準等の策定

町は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難指示を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておく。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、また既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

6 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、町のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

また、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避

難指示については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、これを周知する。

7 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成し、当該避難計画には、町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。

町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平時から、防災担当部局（保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを作成する。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又

は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 要配慮者への対応

町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により町に作成が義務付けられており、名簿の作成に必要な個人情報利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のため帰宅することが困難になり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒等への対応

町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設と町との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 孤立地域への対応

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

14 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

町及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、県に対し避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

【資料 6－3 香川県防災情報システム概要図】

【資料 11－1 避難所一覧】

【資料 11－2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ】

第 13 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、平時から保存性の高い物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。また、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、 （公社）日本水道協会香川県支部、香川県広域水道企業団

1 町による備蓄

- (1) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (2) 町は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B－P L o）の研修や訓練の実施に努めるものとする。
- (3) 食料等の確保

町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

また、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等に

ついて、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(4) 飲料水の確保

水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

また、町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

(5) 生活物資の確保

町は、県の地震被害想定調査結果に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

2 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間程度備蓄するように努める。また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

3 備蓄品の管理等

災害時における必要資機材はおおむね次のとおりであり、役場及び各備蓄倉庫に配分し、備蓄する。

●必要備蓄資機材

用 途	品 名
消火用具	消火器、初期消火用バケツ

水防等用具	杭、土のう袋、防水シート、縄、ロープ、バリケード等
情報連絡用	携帯用無線（トランシーバー）、ハンドマイク、ラジオ、警笛
保護用具	防護ヘルメット、軍手、雨合羽、長靴、感染症対策消耗品等
照明用具	投光器、携帯用発電機、コードリール、懐中電灯
救出・救護用具	担架、毛布、タオル、応急医療セット、ロープ、チェンソー、ジャッキ他
食料品関係用具	飲料水、飲料水用給水タンク、米、乾パン、缶詰、粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、炊飯器具、食器
その他	浄水器、仮設トイレ、紙おむつ（乳児用・高齢者用）、生活物資

備蓄品は、担当課において毎年1回点検し、補充・更新を行う。

4 物資の集積拠点の指定

町は、香川県指定の一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、総合運動公園及びふれあい運動公園を二次（地域）物資拠点として指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。

【資料1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料1-15 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料1-37 災害時におけるキッチンカーによる炊出しの実施に関する協定書】

【資料9-2 防災倉庫等配置一覧】

【資料9-3 備蓄一覧】

第 14 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の園児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	町	総務課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課
	関係機関	県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

（１）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を促進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町総務課と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（２）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

（３）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（４）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（５）学校以外の教育機関の防災対策

災害時に於いて、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

【資料 12－3 町内の文化財】

第 15 節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	町	健康福祉課
	関係機関	日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会

1 連携体制の強化

- (1) 町は、香川県社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の強化に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (2) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記するとともに、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

【資料 1－25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書】

第 16 節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、保険年金課、住民生活課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）、町社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者

1 社会福祉施設等入所者の対策

町は、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための特に支援を要するものを「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、町は、県の助言を受け、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者避難支援プラン

における全体計画及び避難行動要支援者名簿を更新するとともに、地域と連携して災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難行動要支援者の範囲

- ・ 80歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- ・ 75歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ・ 身体障害者手帳1級を所持する者
- ・ 療育手帳㊦、Aを所持する知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・ 難病患者等（小児慢性特定疾病児童等を含む。）
- ・ 要介護認定3以上の者
- ・ 町長が支援の必要を認めた者

② 避難支援等関係者（避難行動要支援者の平時の見守りや情報共有、発災時の支援活動を行う関係者）

- ・ 自主防災組織
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 消防団
- ・ 警察
- ・ 社会福祉協議会などの関係機関団体

③ 避難情報等関係者（避難行動要支援者の平時の見守りや情報共有を行う関係者）

- ・ 自治会
- ・ 綾川町高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業協力員等の関係者

④ 名簿作成に必要な個人情報

- ・ 氏名
- ・ フリガナ
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 住所
- ・ 自治会名
- ・ 電話番号
- ・ 避難行動要支援者区分
- ・ 備考
- ・ 民生委員・児童委員名
- ・ 身体状況

- ・ 緊急連絡先
 - ・ 避難支援者（任意）
- ⑤ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法
- ・ 住民基本台帳
 - ・ 健康福祉課より提供
 - ・ 保険年金課より提供
 - ・ 県福祉部局に提供依頼
 - ・ 手上げ方式
- ⑥ 名簿の更新に関する事項
- ・ 該当者へ郵送で通知し、返却されたデータを年度末までに更新する。
 - ・ 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
 - ・ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
 - ・ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）
- ※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- ⑦ 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置
- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者及び避難情報等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は町の条例の定めにより、あらかじめ提供する。
 - ・ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - ・ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- ⑧ 要配慮者が円滑に避難できるための配慮
- ・ 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

- ・ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
 - 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
 - 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。
- ・ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

⑨ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

- (2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

- (3) 町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (4) 市町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

- (5) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

- (6) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保

する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(7) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(8) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平時から地域包括支援センター、ケアマネジャーと連携を図る。

(9) 町は、難病患者への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。

また、町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

(10) 町は、県による個別避難計画に係る事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の支援を受け、個別避難計画に係る取組を推進する。

3 福祉避難所の指定等

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(3) 町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 妊産婦・乳幼児の対策

(1) 要配慮者としての妊産婦・乳幼児特有の特徴

①妊産婦

- 同じ妊婦でも、妊娠週数によって、体型をはじめ心身の状態、必要とする生活環境は大きく異なる。短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化する。
- 妊婦のつわり症状や体型、同じ週数、月齢だから同じような状態になるということはなく、個々人の心身の状態の差が大きい。
- 母体と胎児の安全や妊娠経過を把握し、ハイリスクな妊娠等の予防のため、受診や健康診査などの継続的な観察、産後ケアや離乳支援など時期に応じた対応が必要となる。
- 栄養状態や水分、衛生の確保が、母体の保護や安全な出産、感染症リスクの低減につながるなど、生命の存続に与える影響が大きい。

②乳幼児

- 同じ乳幼児でも、体型をはじめ心身の状態、必要とする生活環境は大きく異なる。短期間のうちに、心身の特性と生活上の留意点が大きく変化する。
- 乳幼児の離乳時期や排泄頻度など、同じ週数、月齢だから同じような状態になるということはなく、個々人の心身の状態の差が大きい。
- 乳幼児の心身の発達を把握し、乳幼児の疾患等の予防のため、受診や健康診査などの継続的な観察、産後ケアや離乳支援など時期に応じた対応が必要となる。
- 栄養状態や水分、衛生の確保が、乳幼児の成長、感染症リスクの低減につながるなど、生命の存続に与える影響が大きい。

(2) 妊産婦・乳幼児への配慮

妊産婦・乳幼児特有の特徴を踏まえた、以下のような防災対策上の配慮が必要である。

①妊産婦

- 妊産婦の時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要である。母子の時期ごとの心身の変化について、本人をはじめ、町等関係機関、家族、地域住民等が正しく把握することが災害時の適切な支援につながるため、普及啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めるものとする。
- 個々の妊産婦の心身の状態の差が大きいため、災害時の適切な支援に向けて、妊産婦や母親が、各々の状態を支援者に伝えられる仕組みづくりに努める。
- 食物アレルギーへの対応など妊産婦や母親の状態に応じた必要な物資については、それぞれの家庭が準備することも必要であるため普及啓発に努める。
- 妊娠経過の状態把握のために、災害時の保健医療体制の継続に努める。
- 妊産婦や母親の生命や健康維持に必要な物資を災害時に確実に調達できるよう、備蓄体制、流通体制の整備に努める。
- 災害時の妊産婦や母親の生命や健康への影響を避けるため、避難所などにおける清潔の維持や室内環境の整備に配慮する。

②乳幼児

- 乳幼児の時期によって、必要とする生活環境や食物・物資等が異なるため、それに対応した適切な配慮が重要である。時期ごとの心身の変化について、妊産婦をはじめ、町等関係機関、家族、地域住民等が正しく把握することが災害時の適切な支援につながるため、普及啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めるものとする。
- 個々の乳幼児の心身の状態の差が大きいため、災害時の適切な支援に向けて、妊産婦や母親が、各々の状態を支援者に伝えられる仕組みづくりに努める。

- 食物アレルギーへの対応など乳幼児の状態に応じた必要な物資については、それぞれの家庭が準備することも必要であるため普及啓発に努める。
- 乳幼児の心身の発達状態の把握のために、災害時の保健医療体制の継続に努める。
- 乳児にとってのミルクや水など、乳幼児の生命や健康維持に必要な物資を災害時に確実に調達できるよう、備蓄体制、流通体制の整備に努める。
- 災害時の乳幼児の生命や健康への影響を避けるため、避難所などにおける清潔の維持や室内環境の整備に配慮する。

5 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 町は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、外国語通訳や翻訳ボランティア、外国人防災リーダーなどの確保に関する県、関係機関の連絡先を把握しておく。

6 旅行者等の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

7 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、町、民生委員・児童委員、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

【資料 1－17 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（共済会）】

【資料 1－18 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（福寿会）】

第 17 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、震災時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	町	総務課、各課、消防団
	関係機関	自主防災組織、高松市消防局、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関

1 防災訓練の実施

（１）町、及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年１回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から避難のための災害応急対策を含める。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努める。

2 総合防災訓練

町は、大規模な震災を想定して、県、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報
- ・ 消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ 要配慮者への支援
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

3 災害対策本部設置運営訓練

町は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。また、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮する。

- (1) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 町は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、町、消防団及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

第 18 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	町	総務課、子育て支援課、学校教育課
	関係機関	県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察、高松市消防局、防災関係機関

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、さらには町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、住民に対して、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

町は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また、職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町内における災害発生状況の把握
- ・ 地域防災計画等の周知、徹底
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ・ 地震に関する一般的な知識
- ・ 地震が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）の確認
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

(1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(2) 町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発にあたっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防運動等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 緊急地震速報を受けた際にとるべき行動
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ・ 地震に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 火災の予防や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備

- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・ 防災士等、防災知識を備えた人材育成を目的とした制度の普及、推進

4 学校等における防災教育

（１）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、地震に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育に配慮する。

また、町は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（２）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転者等に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者等がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物等を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取

引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

8 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、県、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第 19 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の充実強化を図る。また、自主防災組織の活動支援や消防団等との連携強化による活動の活性化などを推進する。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課）

1 地域住民の自主防災組織

（１）災害時には行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県の協力により、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実や、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。

また、町は、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

（２）自主防災組織の編成は、次により行う。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

（３）自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

① 平時の活動

- ・ 平時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - イ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路及び方法等の確認

- ウ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
- オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備
- カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等
- ・ 廃棄物処理活動に対する協力

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員が取るべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難所等として使用するとともにその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

町は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めるため、地域防災協定の締結を促進するものとする。

3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災

力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 20 節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

主な実施機関	町	住民生活課
	関係機関	県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、また被災者支援等の観点から、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

第 21 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、観光振興課）

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町及び県は、宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第 22 節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。町においては、平成 29 年度に綾川町業務継続計画を策定し、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務を整理するよう努めている。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課）

1 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めている。また、計画の実効性を確保するため、定期的な研修会や職員訓練を企画し、計画の見直しを行う。

2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

3 地域継続計画の推奨

町は、国、県、香川大学、民間企業及びその他団体等が連携し推進する、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に協力する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び県、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。

主な実施機関	町	各課、消防団
	関係機関	県（全部局）、防災関係機関

1 町の活動体制

（1）迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立する。

（2）防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

（3）災害対策本部

① 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

【設置基準】

- 1 綾川町で震度6弱以上の地震を観測したとき。
- 2 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- 3 綾川町で震度5弱以上の地震を観測し、町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、本庁舎会議室に設置する。設置できない場合には、綾上支所に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 (副町長) 第2順位 (教育長)

イ 副本部長

副町長及び教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、総務課長、支所長、会計室長、経済課長、建設課長、健康福祉課長、子育て支援課長、保険年金課長、学校教育課長、生涯学習課長、陶病院事務長、住民生活課長、税務課長、及び消防団長、副団長をもって充てる。

エ 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 本部の動員配備体制に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。
- ・ 綾川町議会災害対策会議との連絡・調整に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務課とする。

カ 班・課

a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班及び課を置く。

b 各班各課の組織及び分掌事務は別表のとおりとする。

c 課長は、本部長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、課長に事故あるときは、当該課の課長補佐等の職にある者がその職務を代理する。

キ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置又は解散したときは、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

⑤ 県との連携

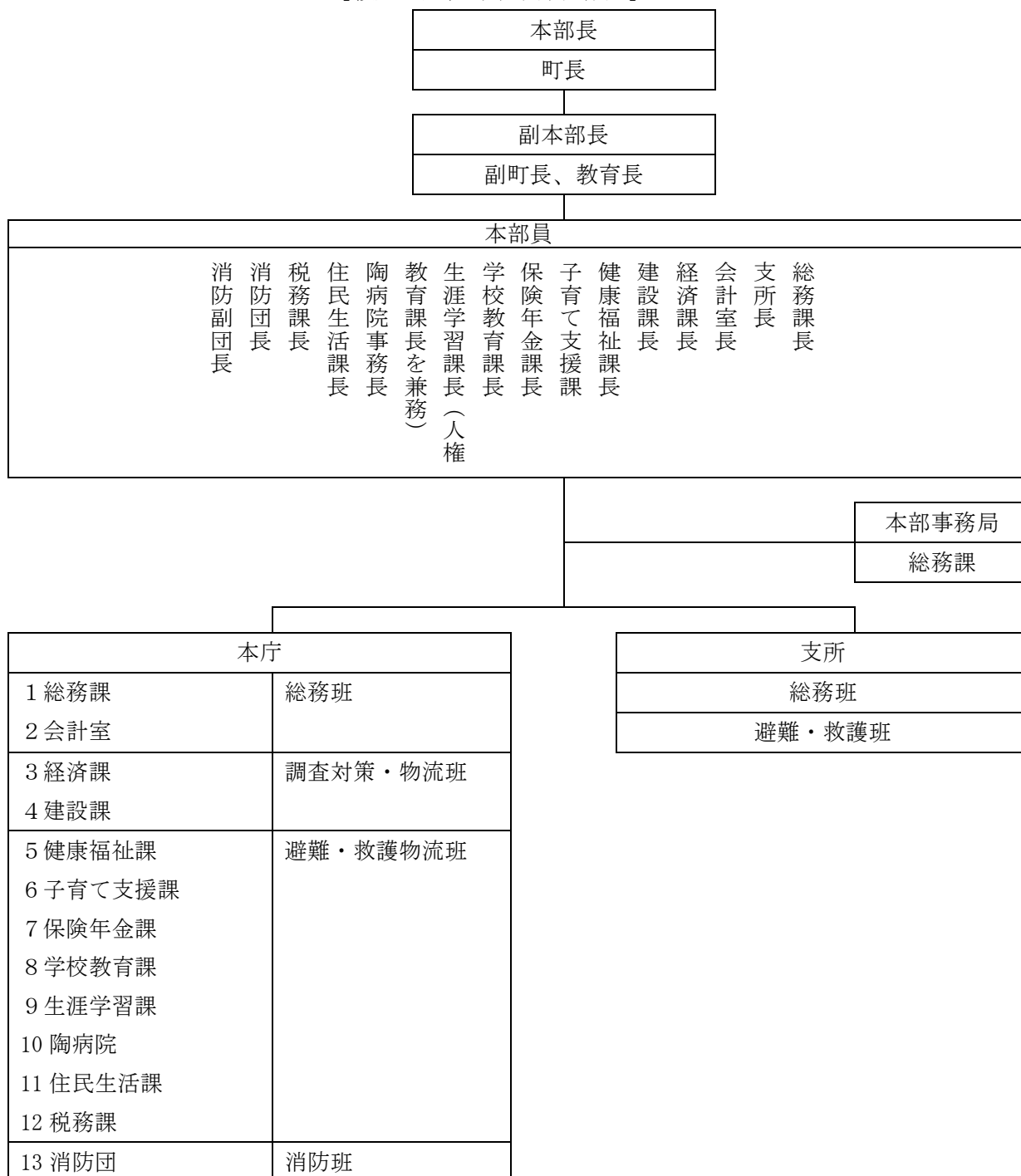
県災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

本部長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応

急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【綾川町災害対策本部組織図】



別表 綾川町災害対策本部各班各課の分掌事務

【本庁】

班体制	担当課	災害時	災害復旧
各班共通事項 (支所含む。)		・各班の動員配備に関すること。 ・災害対策本部及び各班間、所管する関係機関の連絡調整に関すること。 ・所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）。 ・他班の応援に関すること。 ・り災証明、り災者名簿、被災者台帳作成への協力に関すること。	
総務班	総務課 いいまち推進室	・本部の庶務に関すること。 ・本部会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害対策全般に関すること。 ・警報及び特別警報の伝達及び災害広報に関すること。 ・香川県防災行政無線、香川県防災情報システムの管理に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 ・人材・物資調達に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・り災証明、り災者名簿、被災者台帳の作成の統括に関すること。 ・関係機関に対する協力及び応援要請に関すること。 ・受援体制の確保に関すること。 ・災害ボランティアとの連絡調整に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・情報提供、その他報道機関への対応に関すること。 ・記録・広報活動に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の連絡調整に関すること。 ・要配慮者対策に関すること。	・災害救助法適用に関すること。 ・災害把握、復旧調整に関すること。 ・災害義援金の受入・配分に関すること。 ・り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。 ・災害予算措置に関すること。 ・その他他班に属さないこと。

班体制	担当課	災害時	災害復旧
		・個別避難計画に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・支援物資物流に関すること。 ・その他他班に属さないこと。	
	会計室	・情報収集等に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・その他本部長の命じた事項に関すること。
調査対策・物流班 （災害規模の拡大により、人員の確保が必要な場合は、協力要請し、人員配置計画を立てる。）	経済課	・農林水産・農地・土地改良施設の被害受付、調査及び応急復旧に関すること。 ・商工、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び応急復旧及び災害資金融資に関すること。 ・農業団体等に関する災害対策指導に関すること。 ・支援物資物流に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・農林水産・農地・土地改良施設の被害応急対策及び復旧計画に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
	建設課	・公共土木施設、町営住宅等の被害受付及び調査に関すること。 ・応急対策資機材の調達及び輸送に関すること。 ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定活動に関すること。 ・下水道施設の保全に関すること。 ・指定緊急避難場所の管理運営に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。	・公共土木施設、町営住宅等の被害応急対策及び復旧計画等に関すること。 ・建設業者の応援計画に関すること。 ・公共土木施設、町営住宅等の調査に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居者選考に関すること。 ・下水道施設の復旧計画に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。
避難・救護班 （災害規模の拡大により、人員の確保が必要な場合は、協力要請し、人員	健康福祉課 （えがお いきいき センター）	・関連施設等の安全確保に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・個別避難計画に関すること。 ・被災者の保健指導に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。 ・医療物資の確保に関すること。	・関連施設等の復旧計画に関すること。 ・防疫その他保健衛生に関すること。 ・その他本部長の命じた事項に関すること。

班体制	担当課	災害時	災害復旧
配置計画を立てる。)		・救護所の設置及び運営に関する事 ・日赤県支部との連絡調整に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事	
	子育て支援課	・児童施設等の安全確保に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事	・児童施設等の復旧計画に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事
	こども園	・児童施設等の安全確保に関する事 ・指定緊急避難場所の管理運営に関する事	・その他本部長の命じた事項に関する事
	保険年金課	・支援物資物流に関する事 ・被災者の調査、減免等に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事	・被災者の調査、減免等に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事
	診療所	・被災者の応急救護、応急医療に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事	・その他本部長の命じた事項に関する事
	教育委員会	・教育施設等の安全確保に関する事 ・社会教育施設の安全確保に関する事 ・指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関する事 ・り災児童生徒等の応急教育に関する事 ・教職員の動員及び確保に関する事 ・災害時における学校給食に関する事 ・文化財の災害対策に関する事 ・支援物資物流に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事	・教育施設等の復旧計画に関する事 ・その他本部長の命じた事項に関する事
	陶病院	・指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関する事 ・福祉避難所の開設協力に関する事 ・被災者の応急救護、応急医療に関する事 ・医療物資の確保に関する事 ・救護所の設置及び運営に関する事	・その他本部長の命じた事項に関する事

班体制	担当課	災害時	災害復旧
		・他の医療機関との調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	
(災害初期の調査・巡視の段階においては、災害通報受付及び調査対策・物流班の応援)	住民生活課	・災害受付に関する事。 ・遺体の処理、火葬、埋葬に関する事。 ・外国人の対応に関する事。 ・一般廃棄物処理対策及び災害廃棄物処理対策に関する事。 ・愛玩動物(ペット)の処理に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・環境衛生、廃棄するごみ処理計画に関する事。 ・し尿処理業者との連絡調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
	税務課	・被災宅地・建築物等の災害調査に関する事。 ・被災納税者の調査、減免等に関する事。 ・り災証明の作成発行に関する事。 ・災害受付に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・被災宅地・建築物等の災害調査に関する事。 ・被災納税者の調査、減免等に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。
消防班	消防団	・消防、水防、災害活動、危険箇所の警戒・防御、住民の避難・立退き指示に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。

【支所】

班体制	担当課	災害時	災害復旧
総務班 避難・救護班		・情報収集及び災害対策本部への伝達等に関する事。 ・支所併設避難所の管理運営及び連絡調整に関する事。 ・その他本部長の命じた事項に関する事。	・その他本部長の命じた事項に関する事。

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震災害の場合】

区分	動員配備の基準	配備内容	動員配備及び所属等
第1次配備 (準備態勢)	- 綾川町で震度4の地震が発生したとき。 - 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	- 情報収集連絡活動を主とし、右記の各員が災害対策にあたる。 - 状況により第2次配備に円滑に移行し得る状態とする。	全課の課長補佐以上及び下記各課の全員 総務課 建設課 経済課 消防団員は自宅待機
第2次配備 (警戒態勢) 災害対策本部設置	- 綾川町で震度5弱、又は5強の地震が発生したとき。 - 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 - 南海トラフ地震の発生を受けて、町災害対策本部の設置が必要とされるとき。	- 全職員が登庁・活動にあたる。 - 事態の推移に伴い、速やかに第3次配備に切替え得る態勢をとる。	全職員 出先の職員は、勤務している施設に集合する。 避難所運営スタッフ(女性・災支団員含む) ※参集については指定の避難所。 消防団員は屯所待機(警戒出場)
第3次配備 (非常態勢)	綾川町で震度6弱以上の地震が発生したとき。		全職員 出先の職員は、勤務している施設に集合する。 避難所運営スタッフ(女性・災支団員含む) ※参集については指定の避難所。 消防団員は屯所待機(警戒出場)
備考 配備時期及び配備内容については、気象状況又は異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が必要と認めたときは、変更する場合がある。この場合は、別に指示する。 (各職員は、連絡がとれる体制を整えておくこと。)			

(2) 動員体制の確立

- ① 各課・室長は、各課・室の動員計画を事前に作成し、課・室内の職員に周知しておく。
- ② 各課・室長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各課・室長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

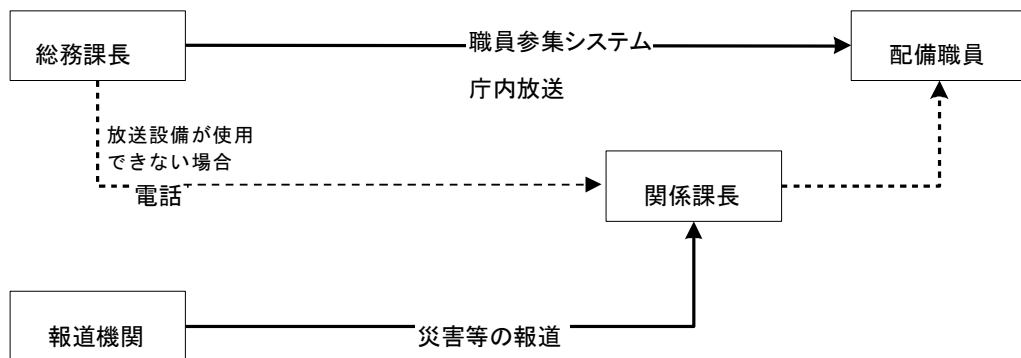
(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

総務課長は、綾川町において、震度4以上の地震の観測が発表されたとき、又は災害が発生したとき、職員参集システム、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。システム、

放送設備が使用できない場合は、電話により関係課長に伝達する。

関係課長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。



【勤務時間内における動員伝達】

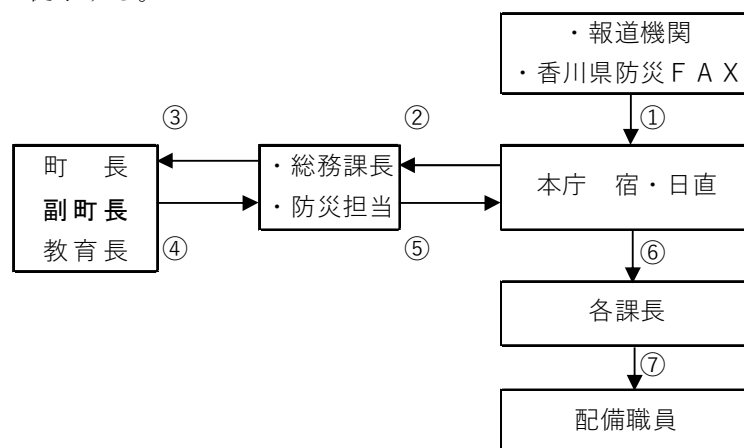
② 勤務時間外における動員

ア 本庁、宿・日直者は、綾川町において震度4以上の地震の観測が発表されたときは、通信手段の可否を確認後、【勤務時間外における動員伝達】に基づき、総務課長及び防災担当職員に連絡する。

イ 職員は、通信手段が途絶することもあると考えられるので、地震発生後直ちにテレビ、ラジオ等報道機関等からの情報を確認し、配備基準に従い、自主的に参集することを基本とする。

ウ 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に参集できない職員は、最寄りの指定避難所等に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。



【勤務時間外における動員伝達】

③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部の動員は、総務課から各課を通じて行うものとし、各課から職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各課の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各課に所属する職員を他課に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各課長は、当日の動員可能者数を本部に報告する。

また、各課長は、他課の職員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

【資料 1－1 綾川町災害対策本部条例】

【資料 1－2 綾川町防災会議条例】

【資料 13－1－1 配備人員報告書】

【資料 13－1－2 配備体制別配備人員集計表】

第2節 広域的応援計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 町の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議のうえ、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

① 町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。

④ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等

① 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

(4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町及び関係機関は、現場の状況に応じ、必要とする場合には、各種応援協定に基づき協定締結市町村に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき行う。

(1) 町は、災害規模及び災害を考慮して、町及び消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分

な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行う。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を県に対して報告する。

(2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

応急対策室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した場合は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などのリスト化に努めるものとする。

5 他市町、県、国等への応援

(1) 相互応援協定に基づく応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(2) 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。

- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【資料1-3 災害時の相互応援に関する協定書】

【資料1-4 香川県消防相互応援協定】

【資料12-4 広域航空応援受援マニュアル】

【資料13-1-9 要請情報】

【資料13-1-14 緊急消防援助隊応援等要請連絡事項】

第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、自衛隊

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書」に基づき実施される。

（１）災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、町は、県に対して、県は第 14 旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第 14 旅団に連絡員の派遣を求める。

（２）町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第 14 旅団に通知する。この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【香川県連絡先】

危機管理課	N T T	平日	TEL 087-832-3187 又は 3192
		休日・夜間	TEL 087-831-3115（守衛室）
	防災行政無線	TEL 200-5062	FAX 200-5802

【陸上自衛隊第 14 旅団連絡先】

第 3 部	N T T	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311（内線切替）
	県防災行政無線 （地上）※ 1	TEL 466-502	FAX 466-581
	県防災行政無線 （衛星）※ 2	TEL 037-466-001	FAX 037-466-002

※ 1：防災行政無線電話機による

※ 2：衛星電話機による

2 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 水難事故、航空機の異常事態を感知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。)
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
給食及び給水	被災者に対して、給食及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

業 務	活 動 内 容
び除去	を行う。
入浴支援	被災者に対して、入浴の支援を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

町は、派遣部隊を受入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

【資料 13－1－10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式】

第4節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関	町	各課、消防団
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 情報の収集伝達

（１）被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、高松市消防局から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 町は、支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

（２）災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
 - ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するとともに、防災ＩｏＴシステム等を活用し防災関係機関と共有を図るものとする。
 - ・ 震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
- ② 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町の所管する道路、下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ③ 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（３）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）、県防災行政無線等を活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

② 町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

町内の被害状況等の調査にあたっては、各課が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各課の情報収集担当表】

班体制		担当課	災害時	主な協力機関
本庁	総務班	総務課	・ 気象情報・地震情報等 ・ 消防・水防活動の状況 ・ 町有施設の被害・対策状況 ・ 人的被害 ・ 避難の状況の取りまとめ ・ 電気・ガス・電話等の被害・対策状況 ・ 食料・物資・医療品、燃料等の調達状況 ・ 活動人員の状況 ・ 自衛隊の派遣要請に関すること。 ・ 関係機関に対する協力及び応援要請に関すること。 ・ 防災関係予算、財務に関すること。 ・ 報道調整に関して必要な情報収集 ・ 記録・広報活動 ・ 避難の状況 ・ 被災者の応急救助 ・ 災害救助法の適用	高松地方气象台 香川県 中讃土木事務所 高松市消防局、本部 高松西警察署 田万ダム管理事務所 長柄ダム管理事務所 四国電力送配電(株)坂出事業所、四国電力(株)中讃営業所 N T T 西日本 本部等
	現地調査対策班 物流班	経済課	・ 農林水産・土地改良施設の被害、対策状況 ・ 商工、農地、農作物、家畜等の被害、対策状況 ・ 支援物資物流に関すること。	土地改良区等 農業協同組合
		建設課	・ 公共土木施設、被災住宅等の被害、対策状況 ・ 交通規制等の状況 ・ 応急仮設住宅の状況 ・ 急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域等の被害、対策状況 ・ 下水道施設の被害、対策状況 ・ 上水道施設の被害、対策状況 ・ 飲料水の確保状況	農業共済組合 森林組合 商工会 香川県広域水道企業団
	避難・救護・物流班	子育て支援課 健康福祉課 (えがお) (いきいきセンター)	・ 児童施設等の安全確保 ・ 社会福祉施設等の被害、対策状況 ・ 医療物資の確保 ・ ボランティア活動の状況 ・ 医療施設の被害、対策状況 ・ 災害救助法の適用	こども園 社会福祉施設管理者 健康福祉総務課 日本赤十字社 綾歌地区医師会 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 綾歌郡歯科医師会 綾歌地区薬剤師会 中讃保健福祉事務所
		保険年金課	・ 災害受付応援 ・ 被災者の調査、減免等に関すること。 ・ 支援物資物流に関すること。	
		診療所	被災者の応急救助、応急医療に関すること。	
		教育委員会	教育施設等の被害、対策状況	学校管理者

班体制		担当課	災害時	主な協力機関
			・社会教育施設の被害、対策状況 ・避難の状況 ・応急教育の状況 ・文化財の被害、対策状況	各公民館 社会教育施設管理者
		陶病院	・避難所の管理運営及び連絡調整 ・避難の状況 ・被災者の応急救助	
	(災害初期の調査・巡視の段階においては、災害通報受付及び現地巡回調査の応援)	住民生活課	・災害救助法の適用 ・廃棄物処理の状況 ・災害受付応援 ・現地調査対策班の応援	
		税務課	・災害受付応援 ・現地調査対策班の応援 ・被災納税者の調査	
		会計室	・災害受付応援 ・現地調査対策班の応援	
		議会事務局	・災害受付応援 ・現地調査対策班の応援 ・議会 BCP による対応	
	消防班	消防団	・人的・住家等一般の被害状況 ・消防・水防活動の状況 ・救急・救助の状況	
支所	総務班	住民係	・情報収集及び災害対策本部への伝達等	各班
	避難・救護・応援班	住民係	・避難所の管理運営及び連絡調整	

(5) 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各課が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 危険物等に係る事故

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

(3) 武力攻撃災害速報に該当するもの

(4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

地震が発生し、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【消防庁連絡先】

区分	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	F A X	電話	F A X
固定電話回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
県防災行政無線 （地上）※ 1	048-500-90-43425	048-500-49033	048-500-90-43425	048-500-49036
県防災行政無線 （衛星）※ 2	048-500-90-49013	048-500-90-49033	048-500-90-49101	048-500-90-49036
電子メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp			

※ 1：防災行政無線電話機による

※ 2：衛星電話機による

3 被害の認定

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

【資料 13－1－4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表】

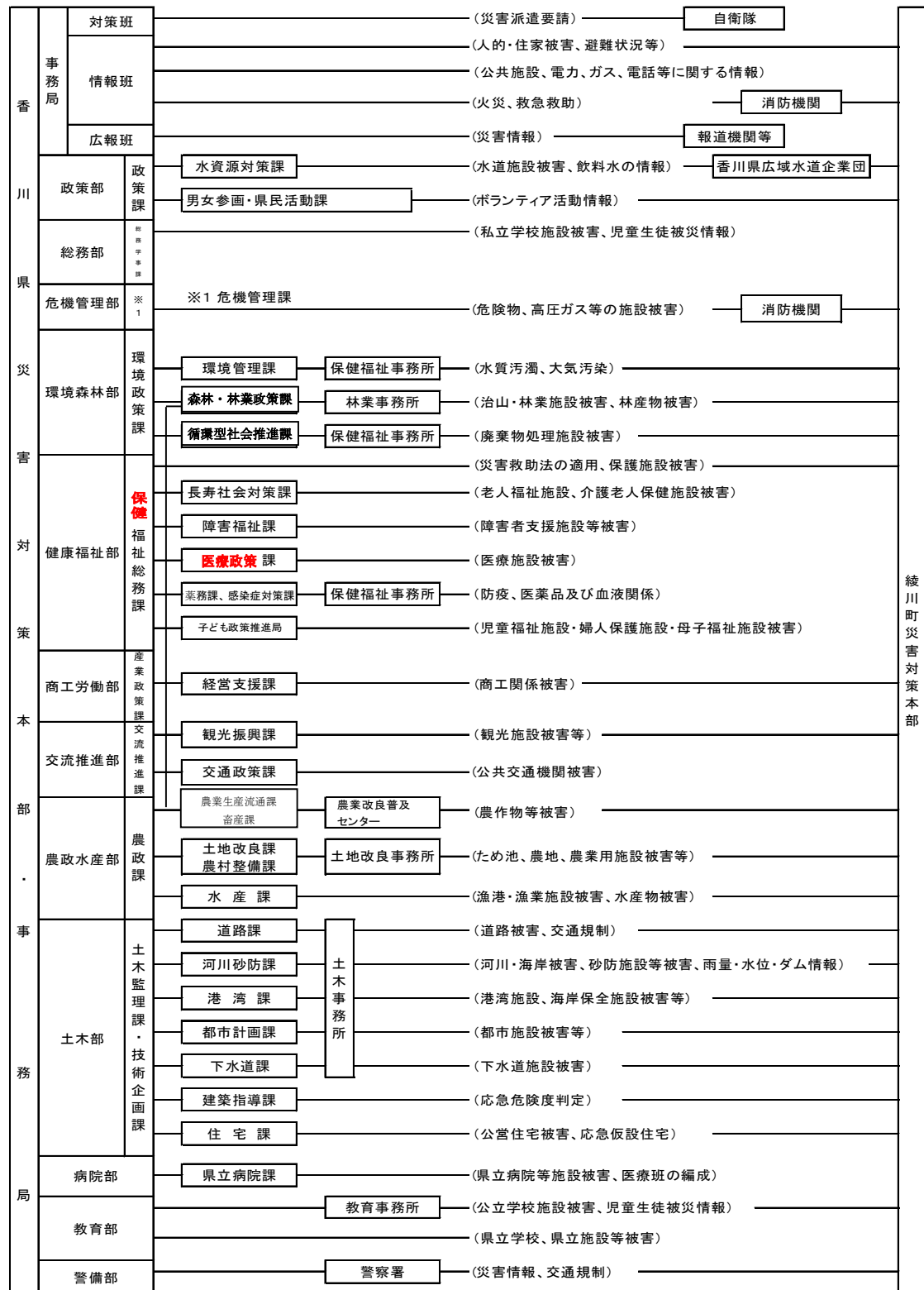
【資料 13－1－5 災害報告（即報・確定）】

【資料 13－1－6 被害調査表】

【資料 13－1－7 浸水被害調査表】

【資料 13－1－8 災害報告及び対策処理票】

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

4 地震情報等伝達計画

(1) 地震に関する情報

① 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級 3 以上が予想された場合に、震度 4 以上予想される地域（香川県東部、香川県西部）又は長周期地震動階級 3 以上が予想された地域に対し、気象庁本庁が発表する警報である。

震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたとき、若しくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに緊急地震速報（予報）を発表する。

気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達される。またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による町防災行政無線等を通して住民に伝達される。

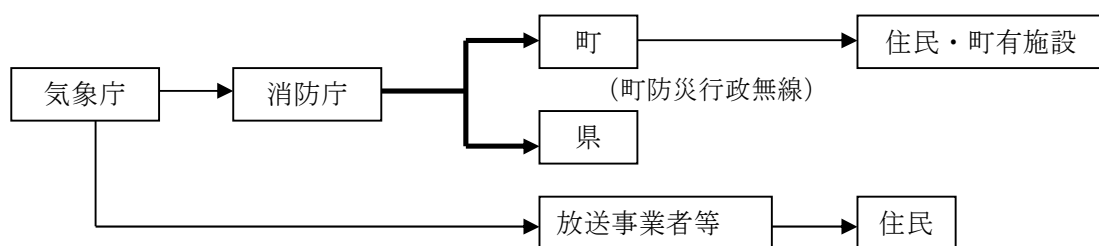
高松地方気象台は、県や町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。また、緊急地震速報は平成 25 年 8 月より、予想される地震動の大きさが震度 6 弱以上の場合は、県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として位置付けのうえ発表される。

【緊急地震速報の伝達系統図】



※ → は J－A L E R T により伝達されるルート

② 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震等に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表することがある。

ア 発表基準

- ・ 県内で震度 1 以上を観測したとき。
- ・ 香川県に津波警報・注意報が発表されたとき。
- ・ その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合

地震情報の種類	発表基準	内容
	地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名（町名）
香川県東部（カガワノトウブ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡（三木町）、香川郡（直島町）
香川県西部（カガワノセイブ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡（宇多津町、綾川町）、仲多度郡（琴平町、多度津町、まんのう町）

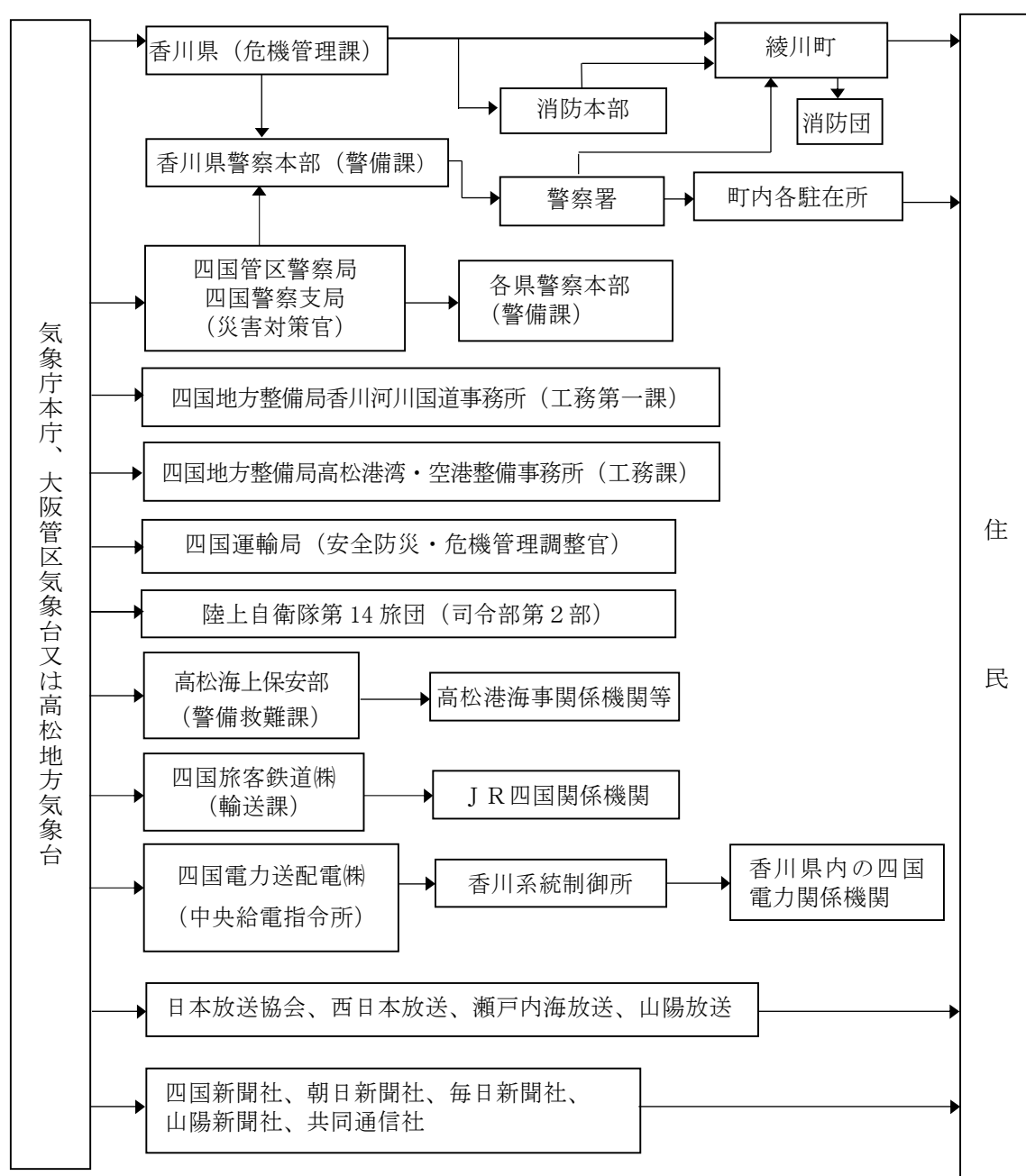
【地震情報で用いる香川県内の震度観測点】

令和4年7月21日現在

地域名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県西部	*綾川町滝宮	綾川町滝宮 299（綾川町役場）
香川県西部	*綾川町山田下	綾川町山田下 2224（綾川町役場綾上支所）

（注）震度観測点名称に*印のついている観測点は地方公共団体の震度観測点である。

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



（2）地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、県内で震度4以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

5 異常現象発見者の通報義務等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察に通報しなければならない。通報を受けた警察は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

第5節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（危機管理課）、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、町・県防災行政無線、衛星携帯電話、県防災情報システム等を利用して行う。

(1) 町・県防災行政無線の運用

町は、災害時の状況を的確に判断して、町防災行政無線を運用する。一方、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換にあたる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

(2) 県防災情報システムの運用

町は、県防災情報システムを利用することにより、県及び防災関係機関との情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ電気通信事業者に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、電気通信事業者に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保する。

綾川町	綾川町役場（総務課TEL 087-876-1906 FAX 087-876-1948 県防（音声）382-501（FAX）382-581）
	①——香川県（危機管理課）
	②……高松西消防署綾川分署——高松市消防局——香川県（危機管理課）
	③……高松西警察署——県警察本部……香川県（危機管理課）
	④……琴電滝宮駅——琴電瓦町駅……香川県（危機管理課）
	⑤——香川県（危機管理課）衛星携帯電話で通信可能

◇記号 ——無線区間 ……使送区間

参考 □香川県危機管理課 TEL 087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表）、FAX 087-831-8811
県防（音声）200-5063 又は、200-7-2435（夜間）
（FAX）200-5803

□高松西消防署綾川分署 TEL 087-878-1111 FAX 087-878-3196

□高松西警察署 TEL 087-876-0110

□高松琴平電気鉄道榑滝宮駅 TEL 087-876-1991

（６）災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、衛星インターネット、公共安全モバイルシステムなど）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

（７）災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

（８）アマチュア無線の活用

町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

（９）放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

（１０）町防災行政無線

町は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行う。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

（１１）その他の通信手段の確保

町は、被害状況を総合的に判断し、ＨＰなどのインターネット回線や、臨時ＦＭ放送局の開設など有効な情報伝達手段を検討、利用するように努める。

（１２）情報の収集

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

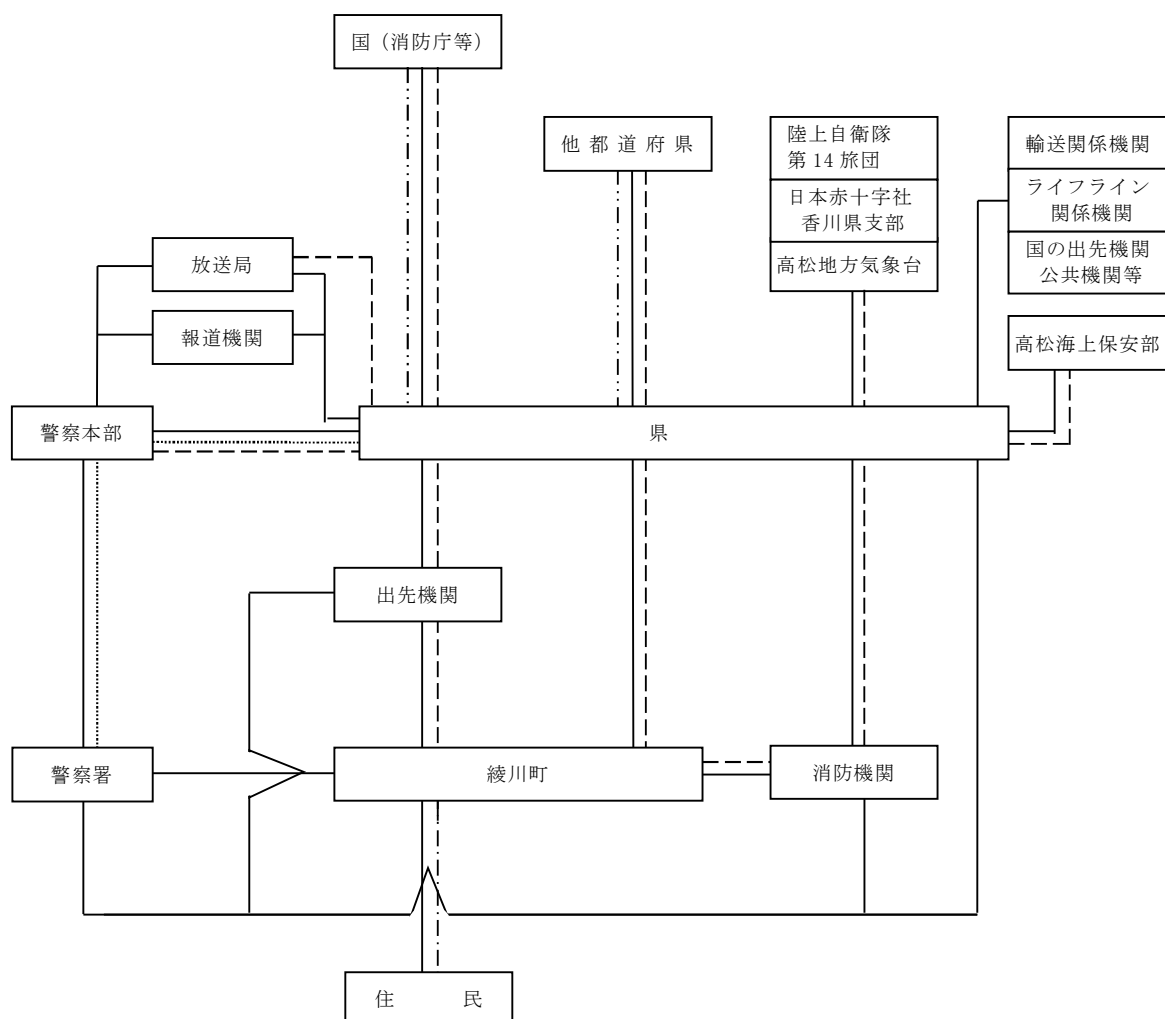
（１３）多様な緊急通報手段

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

２ 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

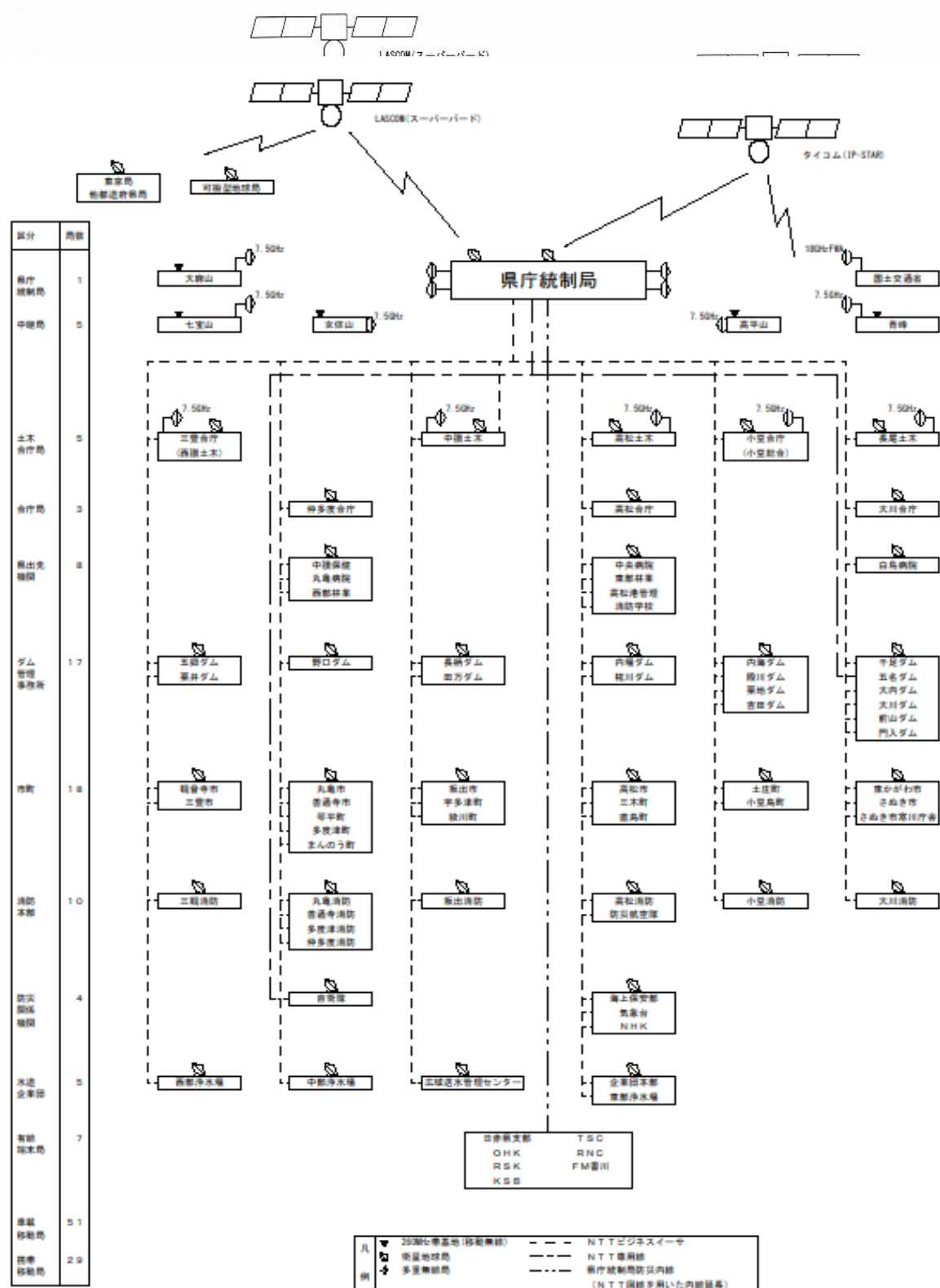
【災害時通信連絡系統図】



【凡 例】

-----	県防災行政無線（ＮＴＴ専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
=====	電話・ＦＡＸ（一般のＮＴＴ回線）
-.-.-.-.-	消防防災無線（消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
.....	警察電話（警察の専用回線・無線回線）
-.-.-.-.-	市町防災行政無線（住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。）

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第6節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、町、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関

1 被災者等への広報活動

（1）町の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 避難指示、避難路・指定避難所・指定緊急避難場所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民の生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、オフトーク通信等による広報
- ・ 広報車等による広報

- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 香川県防災情報システムによるメール配信
- ・ インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 緊急速報メール（エリアメール）による広報
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ その他

日本道路交通情報センターCATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（２）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

２ 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、役場庁舎、支所等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

【資料６－３ 香川県防災情報システム概要図】

第 7 節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、住民生活課
	関係機関	県（保健福祉総務課）

1 適用基準

（1）適用基準

綾川町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は 23,610 人（平成 27 年国勢調査）を基準に算定する。

- ① 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の 2 分の 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の 3 分の 1 世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口	住家滅失世帯数	備 考
5,000 人未満	30 世帯	
5,000 人以上 ～ 15,000 人未満	40 "	
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	50 "	綾川町
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	60 "	
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	80 "	
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	100 "	
300,000 人 "	150 "	

- ② 被害世帯が①の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口	住家滅失世帯数	備 考
5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上 ～ 15,000 人未満	20 "	
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	25 "	綾川町
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	30 "	
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	40 "	
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	50 "	
300,000 人 "	75 "	

- ③ 被害世帯数が①及び②に達しないが、被害が広域にわたり県下の全消失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合であつて、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の1/3世帯とみなして換算する。

2 適用手続

- (1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 町の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、県は直ちに救助を実施する。県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、町において実施するよう通知する。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、『香川県災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、町は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、町の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

4 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者からり災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしており、町は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平時から努める。

また、改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

5 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受ける。

【資料 12－2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

【資料 13－1－3 災害概況即報】

第 8 節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、保健年金課、陶病院
	関係機関	県（危機管理課）、警察、自主防災組織、高松市消防局

1 町の活動

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 感染症対策

救急救助活動等を実施する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第 9 節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、町は医療救護本部機関及び関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。町及び医療救護本部機関は現行の医療救急体制の活用を図りつつ、本計画及び『綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン（資料 7－1）』（以下「町ガイドライン」という。）に基づく医療救護活動を実施する。

主な実施機関	医療救護本部機関	綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌地区薬剤師会、健康福祉課
	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（医療政策課、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、日本赤十字社香川県支部、中讃保健福祉事務所

1 医療救護活動の実施

- （１）町及び医療救護本部機関が医療救護活動を必要と認めたときは、「綾川町医療救護本部」（以下「医療救護本部」という。）を設置し、医療救護班等を編成・派遣する。医療救護班等は、町ガイドラインに基づき医療救護活動を行う。
- （２）町及び医療救護本部は、応急救護所と救護病院を設置し、それぞれの施設が十分機能を発揮できるよう努める。現地医療体制は町ガイドラインにおいて詳細を定める。
- （３）以上の救護活動によってもなお十分に医療救護活動ができない場合は、中讃保健福祉事務所を通じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の派遣、派遣保健師等支援チーム等についての応援を要請する。また、必要に応じてDMAT指定病院、災害拠点病院、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請する。また、特に必要があるとき、自衛隊等へ医療の実施を要請する。
- （４）応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

2 応急救護所・救護病院

（１）応急救護所

応急救護所は、医師がトリアージをし、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。応急救護所の設置については町ガイドライン（資料編 資料 7－4）のとおりとする。

（２）救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。救護病院の設置については町ガイドライン（資料編 資料 7－4）のとおりとする。

3 医療救護班等の役割

(1) 医師会による医療救護班の役割は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する診察（トリアージを含む。）と応急処置
- ② 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- ④ 避難所の巡回診療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 死亡の確認及び死体の検案
- ⑦ 活動の記録と報告
- ⑧ その他状況に応じた必要な措置

(2) 歯科医療救護班の役割は、次のとおりとする。

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ② 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
- ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- ⑤ 活動の記録と報告
- ⑥ その他状況に応じた必要な措置

(3) 薬剤師班の役割は、次のとおりとする。

- ① 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- ② 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- ③ 医療救護班等のサポート
- ④ 活動の記録と報告
- ⑤ その他状況に応じた必要な措置

(4) 医療救護班等の編成は、町ガイドライン（資料編 資料7-4）のとおりとする。

4 あらかじめ応急救護所・救護病院に指定しない医療機関

町及び医療救護本部は、町ガイドラインにおいてあらかじめ応急救護所・救護病院として指定しない医療機関について、状況に応じ救護活動に参加できるようあらかじめ関係者等と十分に調整を図る。

5 搬送体制

町及び医療救護本部機関は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成するよう務める。具体的な内容は町ガイドラインにおいて定める。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合の搬送方法を決定する。

- ① 被災場所から、町内の応急救護所・救護病院に搬送する場合
- ② 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）
- ③ 町内の応急救護所・救護病院から、同一町内の他の応急救護所・救護病院へ搬送する場合
- ④ 町内の応急救護所・救護病院から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道

府県内の医療救護施設への搬送も含む。)

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害(想定)に応じて、次の方法により行う。

- ① 人力による方法
- ② 車両による方法
- ③ ヘリコプター等航空機による方法

(3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。また、搬送にあたり、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

6 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 町及び医療救護本部は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、町ガイドラインに基づき調達した災害時用備蓄医薬品等を活用する。なお、医薬品等の不足が生じたときは、町は県に調達又は斡旋を要請する。
- (2) 綾歌地区薬剤師会は、町ガイドラインに基づき、災害等の救護活動に必要な医薬品等を確保し、町及び医療救護本部からの要請により提供する。

7 血液の確保

- (1) 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- (2) 血液の輸送
医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

8 非常用通信手段の確保

町及び医療救護本部機関は、非常用通信手段の確保に努めるものとする。具体的な連絡手段の優先順位については、町ガイドラインにおいて定める。

9 その他

- (1) 町は、遺体の検案について、あらかじめ遺体安置所を定めておく等、応急救護所・救護病院における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町及び医療救護本部は、災害時に応急救護所・救護病院が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、当該医療機関等の在庫量の中で少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

【資料7-1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン】

【資料7-2 綾川町医療救護本部 体制図】

【資料7-3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧】

- 【資料 7－4 医療救護所・臨時救護所・救護病院】
- 【資料 7－5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関】
- 【資料 7－6 医薬品等の調達・供給体制】
- 【資料 1－5 香川県防災ヘリコプター応援協定】
- 【資料 1－22 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人綾歌地区医師会）】
- 【資料 1－23 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡歯科医師会）】
- 【資料 1－24 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌地区薬剤師会）】
- 【資料 12－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

第 10 節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	自主防災組織、高松市消防局、県（危機管理課）

1 町及び高松市消防局の活動

（１）町及び高松市消防局は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し、消防活動を行う。

- ・ 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
- ・ 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- ・ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ・ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
- ・ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。

（２）町及び高松市消防局は、現場の状況に応じ、必要とする場合には、各種応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 住民等の活動

（１）住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。

（２）住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

（３）町は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平時から広報等を行い、住民等へ周知する。

3 惨事ストレス対策

（１）救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

（２）消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【資料５－１ 消防団現勢】

【資料５－２ 消防水利の現況】

【資料６－２ 町防災行政無線】

- 【資料 3－1 危険物施設】
- 【資料 3－2 高圧ガス関係事業所】
- 【資料 3－3 毒物劇物営業者】
- 【資料 1－4 香川県消防相互応援協定】

第 11 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	町	建設課、総務課
	関係機関	県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路㈱

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（１）第１段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（２）第２段階

- ① 上記（１）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（３）第３段階

- ① 上記（２）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- （１）町は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。
- （２）町は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- （１）町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路等の被害状況、復旧見込みなど必要な情

報を把握する。

- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県、警察及び道路管理者等と協議して選定される。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるだけ車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

さらに、二次（地域）物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

＊第2章第11節 緊急輸送体制整備計画【県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】参照

【資料 10－1 緊急輸送路】

【資料 13－1－11 緊急通行車両確認申出書等】

第 12 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	町	建設課、経済課、総務課
	関係機関	県（危機管理課、道路課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、西日本高速道路(株)

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、地震が発生した場合、危険防止又は地震災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 第4項

③ 交通規制のための措置

ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

エ 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、町、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

④ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

⑤ 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3

実施責任者	範 囲	根拠法
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

⑥ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会を開催する。

県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

(3) 道路啓開等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

- ① 道路啓開について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。なお、町は、災害対策基本法施行令等の一部改正（令和 5 年 9 月 1 日施行）に伴い、緊急通行車両としての確認のための申出を行い、災害発生前においても緊急通行車両の標章及び証

明書の交付を受ける。

- ② 町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空輸送の確保

(1) 町は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第 11 節による。

(2) 町は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 災害応急対策活動
- ⑤ 火災防御活動

【資料 13－1－11 緊急通行車両確認申出書等】

第 13 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、住民生活課、消防団
	関係機関	自主防災組織、県（危機管理課）、高松市消防局、警察

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令できるよう、積極的に助言を求める。

さらに、町は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（町は県に報告）
	知 事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警 察 官 海上保安官	災害対策基本法第 61 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（町に通知）
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第 25 条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該地区を管轄する警察署に報告）
	警 察 官	警察官職務施行法第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（防衛庁長官の指定する者に報告）

2 避難指示の内容及び周知

(1) 町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難指示の周知を行う。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- ④ 避難経路
- ⑤ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

(2) 町が避難指示を発令する際は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、CATV、広報車、携帯電話の香川県防災情報システムのメール配信や携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

(3) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせる信号は、次のよう

警鐘信号 (乱打)

サイレン信号 

(余いん防止付) 約1分 約1分

約5秒休止

(4) 町は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

(5) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難指示を配信するものとする。

(6) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図る。

(7) 住民は、町が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施する。

また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

(1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

- (2) 高齢者、病人、障害者、幼児など要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導
- (4) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 地震の二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難所へ避難する。
- (2) 高齢者、障害者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるのでできるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定避難所の開設

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、地震により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

- (5) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (6) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、

指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を県に報告する。

(7) 収容施設の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。

6 指定避難所の運営

(1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、マニュアルの作成、訓練などを通じ住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

(4) 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て実施する。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

(5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (6) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。
- 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。
- (8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (9) 改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平時より必要な取組を推進する。
- (10) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

7 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

9 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他

の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

- (2) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

【資料 11－1 避難所一覧】

【資料 11－2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ】

【資料 13－1－12 避難所運営のための様式】

第 14 節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出

し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課、保険年金課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）

1 食料の調達

- (1) 炊き出しその他による食品の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (3) 町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。
- (4) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 炊き出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であつて、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- ④ 飲料水（ペットボトル等）

(3) 炊き出しの実施

- ① 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、女性防火クラブ、婦人会、赤十字奉仕団、香川県キッチンカー協会等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- ② 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 1－14 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料 1－15 災害時における物資の提供等に関する協定書】

【資料 1－37 災害時におけるキッチンカーによる炊出しの実施に関する協定書】

第 15 節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	県（水資源対策課、環境管理課）、香川県広域水道企業団、自衛隊、（公社）日本水道協会香川県支部

1 給水の確保等

- （１）被災地等において飲料水等が確保できないときは、水道事業者が被災地に近い配水池等から給水車で応急給水所に運搬して確保する。
- （２）飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。
- （３）町は、災害時等における私有井戸の井戸水の有効活用を図るため、災害時等応急用井戸の登録を推進するなど、生活水の確保に努める。

2 給水量の基準

- （１）飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。
- （２）生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- （１）水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と被害状況を共有するとともに、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、応急給水所に給水車等により、飲料水等を運搬する。
 - ④ 住民に対して、応急給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県や（公社）日本水道協会香川県支部、国土交通省に対して、応援等を要請する。
- （２）県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 自ら飲料水を確保する住民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。

(3) 町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

- ① 応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。
- ② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- ④ 自ら飲料水を確保する住民に対して県と連携して衛生上の注意を広報する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

第 16 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	町	総務課、保険年金課
	関係機関	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課）

1 生活必需品等の調達

- (1) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム(B-P L o) を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとするとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- (3) 町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

2 生活必需品等の配分

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- (2) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 地震によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種 類	品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、薬品、生理用品等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (4) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (5) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

【資料 9－1 生活必需物資等の調達方法】

第 17 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。

主な実施機関	町	健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、中讃保健福祉事務所）

1 防疫対策

- （１）県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、町は、県の指示に基づき、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- （２）町は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- （３）町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- （４）町は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- （５）町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- （６）町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

- （１）健康相談等
 - ① 町は、県と連携し、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
 - ② 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。
- （２）精神保健相談等
町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、災害の直接体験や被災生活等への急変に

より被災者及び救護活動等に従事している者が精神的不調を訴える事例があるため、精神科医師等の協力を得てメンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

（３）栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ① 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ② 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ③ その他必要な栄養相談・指導

３ 食品衛生対策

（１）指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- ① 救援食品の衛生的取扱い
- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

（２）食中毒が発生したときには、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

【資料８－１ 栄養相談・指導活動体系図】

【資料８－２ 精神保健活動体系図】

第 18 節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民の生活の確保を図る。

主な実施機関	町	住民生活課、建設課
	関係機関	県（環境管理課、循環型社会推進課）、中讃広域行政事務組合

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 町は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民の生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民の生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
 - ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。
また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- (3) 産業廃棄物処理
- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
 - ② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。
- (4) 災害廃棄物処理
- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルート確保を図る。
 - ② 災害廃棄物処理は、総括課と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
 - ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
 - ④ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を平成 30 年 3 月に策定しており、災害発生時には本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。
- (2) 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

【資料 8－3 廃棄物処理施設、し尿処理施設】

第 19 節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処理及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課、住民生活課、消防団
	関係機関	県（危機管理課、生活衛生課）、警察

1 遺体の搜索

- （１）町は、地震により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （２）遺体の搜索にあたっては、警察の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処理等

- （１）遺体の処理については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- （２）町は、遺体について、関係団体等が組織する医療救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （３）警察署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （４）町は県の協力を得て、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （５）町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （１）遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が実施する。
- （２）町は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （３）町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （４）町は、香川県広域火葬計画に基づき、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。

【資料 8－4 火葬場・遺体収容場所】

第 20 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

主な実施機関	町	建設課
	関係機関	県（住宅課）

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

（１）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

（２）建設方法

応急仮設住宅の建設は、県が（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（３）建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の３割と想定する。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（４）構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による５連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（５）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により、町が実施する。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」や「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を行う。

(1) 県が実施する応急修理の内容

- ① 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、次により緊急の修理を行う。
- ② 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。

(3) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

- ① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
- ② 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

- (1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。また、状況に応じ、これを町において実施するよう通知する。
- (2) 町は、県から町において実施するよう通知があった場合、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

5 民間住宅の借上げ

町及び不動産関係団体は、県に協力し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は町に会員業者の情報を提供する。

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 21 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	町	総務課、消防団
	関係機関	自主防災組織、警察

1 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- (1) 居住者のいない被災住宅の防犯
- (2) 被災住宅における出火の防止
- (3) 在宅の高齢者、障害者等の支援
- (4) 地域の安全確保

第 22 節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関	町	子育て支援課、学校教育課、生涯学習課
	関係機関	県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて所管する学校教育課等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する学校教育課等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡を取り、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する学校教育課等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた学校教育課等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所の開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 教育の実施

- (1) 町及び県は、教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

(2) 校長等は、児童生徒・教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、学校教育課等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、香川県学校給食会が指定した指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する生涯学習課等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行う。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、地震により被害が発生したときは、速やかに生涯学習課を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、生涯学習課が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、生涯学習課を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

(4) 埋蔵文化財対策

生涯学習課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

【資料 12－3 町内の文化財】

第 23 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町	建設課、住民生活課、健康福祉課、経済課、陶病院
	関係機関	県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、県立病院課、土地改良課、技術企画課、道路課、河川砂防課、都市計画課）、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、地震発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

6 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

7 廃棄物処理施設

(1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

(2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

(3) 産業廃棄物処理施設については、県又は高松市が必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導助言を行う。

また、町は県等と連携のうえ、大規模災害に備えた廃棄物処理施設の機能強化等に取り組む。

8 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第 24 節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、地震によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	町	総務課、建設課
	関係機関	県（下水道課）、香川県広域水道企業団、（独）水資源機構、四国電力送配電(株)坂出事業所、四国電力(株)中讃営業所、N T T 西日本(株)香川支店、(株)N T T ドコモ四国支社、K D D I (株)四国支店

1 電気施設

- （１）電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （２）電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- （３）災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- （１）電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- （２）電気通信事業者は、災害時において、電源を確保するとともに、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- （３）電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施

設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

- (3) 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

- (5) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

4 下水道施設

町は、地震が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設、ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水、及びマンホールポンプ施設の故障などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) 町及び県は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 液化石油ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- (3) 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

【資料 1－8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書】

【資料 1－21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書】

第 25 節 農林産関係応急対策計画

地震による農林産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	町	経済課
	関係機関	土地改良区等、県（森林・林業政策課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課）

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

ため池管理者は、その管理するため池について、早急に被害状況を把握し、町及び県に被害状況を報告する。なお、ため池施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導に協力する。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 町及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、町は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等防疫対策に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 町及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 町及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等の技術指導に協力する。

【資料 2－2 ため池重要水防区域】

第 26 節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関	町	建設課、住民生活課
	関係機関	県（環境管理課、森林・林業政策課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）

1 土砂災害対策

- （１）町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により土砂災害警戒区域等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。
- （２）町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

- （１）町は、被災した建築物や被災宅地について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等へ支援要請し、応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- （２）住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- （３）町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 環境汚染への対策

県から大気汚染や水質汚濁の調査結果等について情報提供されたときは、町は、必要に応じて、周辺住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

【資料 2－1 河川重要水防区域】

【資料 2－2 ため池重要水防区域】

【資料 2－4 山腹崩壊危険地区】

【資料 2－5 崩壊土砂流出危険地区】

第 27 節 危険物等災害対策計画

事業者は、地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

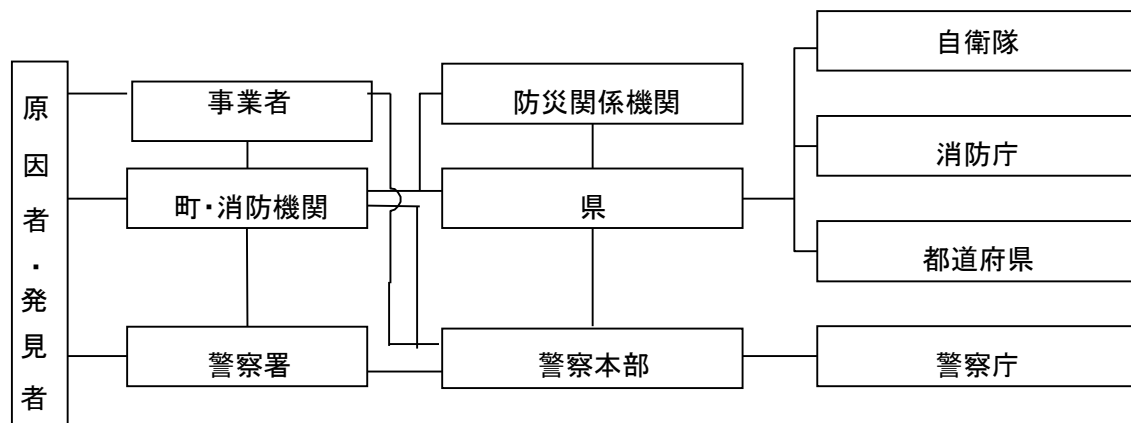
地震により危険物、高圧ガス等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	町	総務課
	関係機関	高松市消防局、県（危機管理課、環境管理課、薬務課）、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、香川労働局

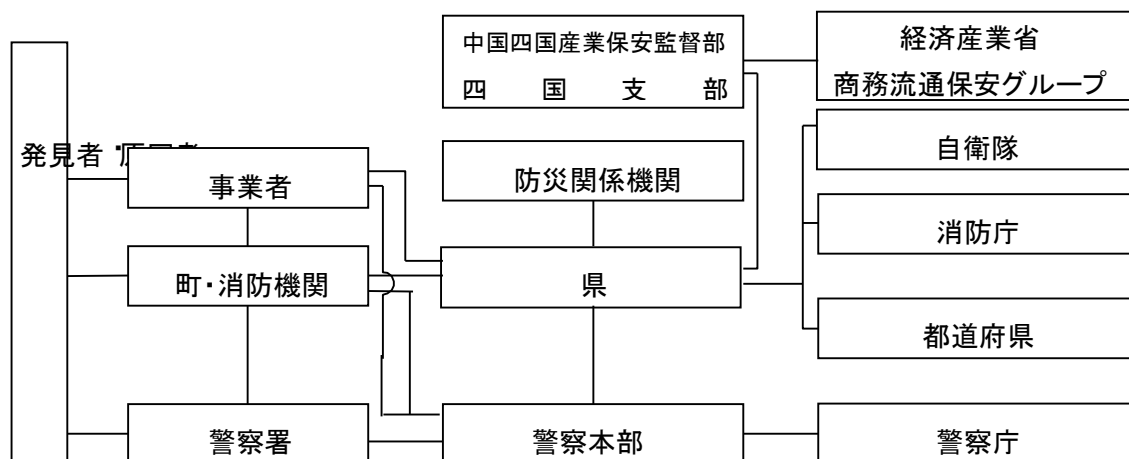
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

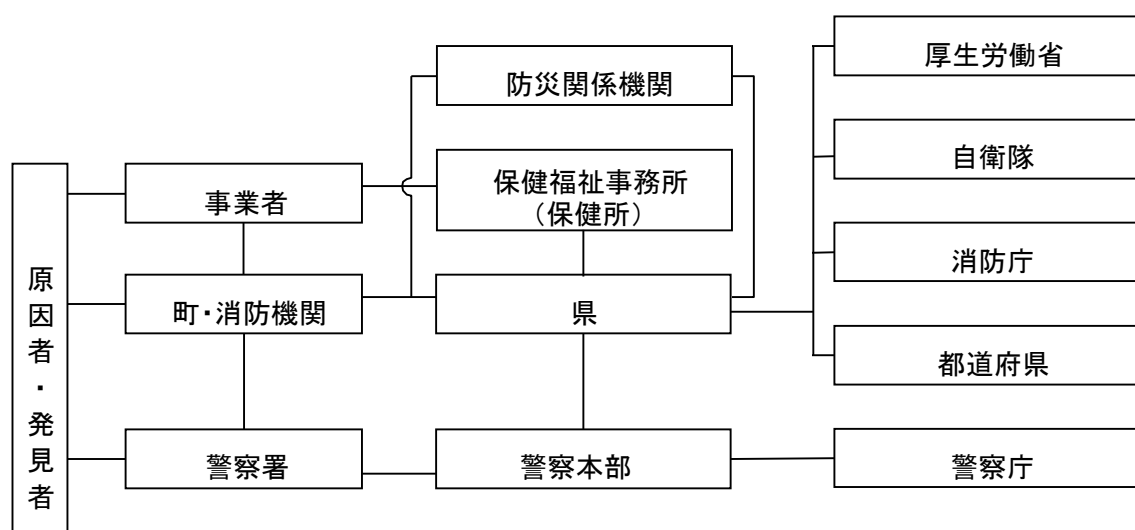
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 町の応急対策

- (1) 地震により大規模な危険物等災害が発生したときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、町は、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、町は、町内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 町は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、町は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 被害の規模が大きく、町のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 3－1 危険物施設】

【資料 3－2 高圧ガス関係事業所】

【資料 3－3 毒物劇物営業者】

第 28 節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	町	健康福祉課、建設課
	関係機関	日本赤十字社香川県支部、町社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 災害が発生したとき、町は県を通じて速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 町は、被災状況に応じて町災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ町社会福祉協議会が設置するとともに、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの活動や、町災害ボランティアセンター及び日本赤十字社等が行うボランティアの受付、活動調整等について協力するとともに、関係団体、機関や地元、外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (3) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (4) 町は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

(1) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
- ・ 被災地へのボランティアの派遣
- ・ ボランティア情報の収集、発信
- ・ ボランティアと町等との連絡、調整
- ・ ボランティアへの対応
- ・ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

(2) 香川県災害中間支援組織の活動

- ・ 専門性を有するNPO・ボランティア等の受入調整及び活動調整
- ・ 情報収集及び情報共有会議等の開催
- ・ 被災者向け及び支援者向けの情報発信
- ・ 香川県災害ボランティア支援センターの活動支援

4 感染症対策

ボランティア活動を実施する各団体等は、感染症対策のため、ボランティアの健康管理等を徹底するものとする。

【資料 1－25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書】

第 29 節 要配慮者応急対策計画

災害において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	町	健康福祉課、子育て支援課、総務課、住民生活課
	関係機関	県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、社会福祉協議会、香川県西部子ども相談センター

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、難病患者への対応のため、中讃保健福祉事務所との連携を図る。
- (3) 町は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスカをを行う。

- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等をこども園等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 妊産婦・乳幼児対策

- (1) 妊産婦については、避難所内での配慮はもちろん、福祉避難所や近隣の宿泊施設等に優先的に入ってもらえるよう協定の締結に努めるとともに、被災地外への避難の仕組みの検討、医療機関への連絡・搬送を迅速に実施できるよう、体制の構築に努める。
- (2) 新生児・乳幼児は月齢によって必要なケアや支援が異なり、幼児も年齢・個人によって発達度合いとケアすべき点が異なってくることを前提に、支援体制の整備に努める。
- (3) 避難所等での食料について、食物アレルギーへの対応や特別な配慮に努める。
- (4) 妊娠初期は見た目ではわからないため、避難所運営関係者や保健・医療関係者が、遠慮なく本人や家族から配慮を申し出てもらえる機会を設定する。
- (5) 子どものこころのケアを行い、災害時に子どもによく現れる心理面・行動面の反応とその対処法について保護者に周知するとともに、保護者のこころのケアも実施する。
- (6) 災害前後に出産した場合、生活再建問題や避難所・仮設住宅での生活など、慣れない育児と両立する必要があるため、産後うつや育児ノイローゼ防止など、長期的視点での精神・心理的な支援に努める。
- (7) 関係課及び医療機関・保健所などの関係機関と連携し、多様なアプローチによる支援に努める。
- (8) 避難生活中の子どもの預かり支援が可能となるよう、こども園や学童保育などとの協力を前提に保育体制の整備に努める。

4 外国人対策

- (1) 町は、必要と認められるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、通訳ボランティア等が必要な場合には、県を通じて他の市町、他県、関係団体等に派遣を要請する。
- (5) 町は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

5 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

6 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合、必要により、県にDWA Tの派遣要請を行う。
- (2) DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難所、福祉避難所、在宅及び車中泊避難等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

7 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

【資料 1－17 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（共済会）】

【資料 1－18 災害時における要援護高齢者の受入等に関する協定書（福寿会）】

第 30 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	町	住民生活課
	関係機関	県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な資材の調達など、措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	町	各課
	関係機関	県（全部局）、防災関係機関

1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 町又は県は、指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (4) 町は、町長が管理を行う一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (5) 町及び県は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開

発事業、土地改良事業等を実施することにより、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- （２）町及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るよう努める。
- （３）町及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。
- （４）警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- （５）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原型復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	町	各課
	関係機関	県（全部局）、香川県広域水道企業団

1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

①河川	②砂防設備	③林地荒廃防止施設	④地すべり防止施設
⑤急傾斜地崩壊防止施設	⑥道路	⑦下水道	⑧公園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）都市災害復旧事業計画

（４）公営住宅災害復旧事業計画

（５）社会福祉施設災害復旧事業計画

（６）公立医療施設災害復旧事業計画

（７）公立学校施設災害復旧事業計画

（８）その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	町	関係各課
	関係機関	県（広聴広報課、税務課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、住宅課）、社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供

- (1) 町は、四国行政評価支局が設置する特別行政相談所等の相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。また、町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (2) 町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・り災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士

や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図る。

4 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

町は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ごみ・し尿）等の減額及び免除を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

（１）町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（２）町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

6 生活福祉資金の貸付

民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

7 被災者生活再建支援金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

8 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税の徴

収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講じる。

9 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

10 被災中小企業者の復興支援

- (1) 町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資等、信用保証協会による融資の補償等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

11 被災農林業者の復興支援

町は、被災した農林業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

12 応急金融対策

- (1) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

- (2) 非常金融措置の実施

民間金融機関（保険会社を含む。）は、次のような措置を講じる。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行

う等の措置を講じること。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14 感染症対策

窓口業務等を実施する際は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

【資料 13－1－13 り災証明書】

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関に協力して、義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	町	総務課、健康福祉課
	関係機関	県（保健福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会

1 義援金等の受付及び保管

（１）町

- ① 町に寄託される義援金等は総務課が受付窓口を開設して受け付ける。
- ② 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ③ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。
- ④ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- ⑤ 町は、義援金等の受入体制を確立しておく。
- ⑥ 町は、県等から送付された義援金等を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

（２）県等

- ① 県は、県に寄託された義援金・義援物資等を受付し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- ② 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

（１）町

- ① 義援金等については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - ア 配分方法
 - イ 被災者等に対する伝達方法
- ② 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

（２）県等

- ① 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を、義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会も、配分委員会に参画する。
- ② 県は、義援物資について、町に対する配分を決定し、町の指定する場所まで輸送し、町に引き渡すものとする。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「本編 第1章 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

また、県は、「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」として、県内市町がとるべき防災対応の方針を取りまとめており、本町においても県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」を踏まえ、住民一人一人の命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるための取組を推進する。

第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、令和元年5月31日より開始している。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{※4}とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

レベル 1：平時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。

このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないこと

から、本ケースの対象としない。

- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

1 町の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、「第3章 第1節 活動体制計画」によるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、総務課の副主幹以上及び防災担当による体制をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第1次配備体制（基準）をとるものとし、連絡会議等を開催し応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第2次配備体制（基準）をとるものとし、連絡会議等を開催し応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

2 住民への広報

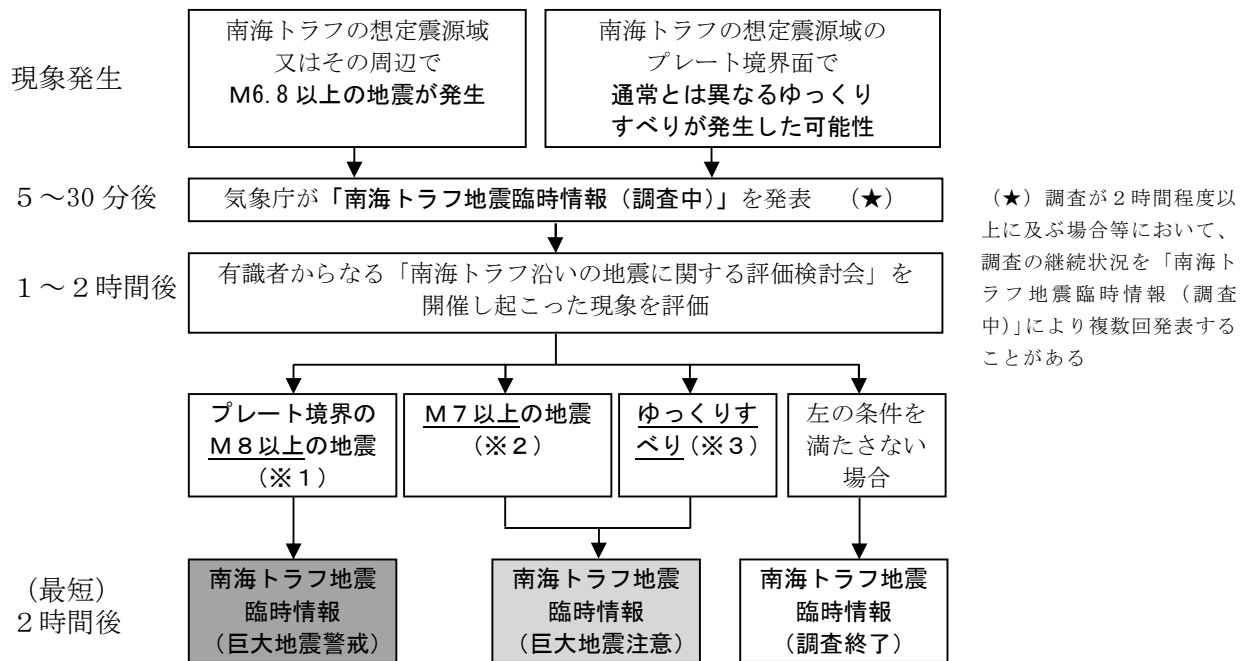
町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第5節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び消防本部は、「第2章 第19節 自主防災組織育成計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から香川県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

(1) 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

(2) 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

(3) 商工団体等の役割

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- ② 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

2 避難指示の発令基準

（1）町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

（2）町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

（3）地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

（4）町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。

- ① 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- ② 町より避難指示が行われたときは、（1）に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定し、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助

を行う。

- ③ 地震が発生した場合、町は（１）に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

（実施体制の検討にあたって配慮すべき事項）

- ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

- （５）避難所における救護上の留意事項。

- ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- ② 町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

- （６）町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「本編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画」による。

4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

- （１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- ① 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- ② 個別事項

- ア 病院・診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

 a 町への通知

 b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 町は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

 また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

 ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

 イ 無線通信機等通信手段の確保

 ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

5 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

 町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

 町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第 8 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、
平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第 9 節 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年 1 回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - ③ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第 10 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 膨大な数の避難者の発生
 - ③ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - ④ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ⑤ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ⑥ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - ⑦ 復旧・復興の長期化
- (6) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (9) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (10) 今後地震対策として取組む必要のある課題

2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ

地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (3) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応
- (8) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- (9) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ③ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ④ 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - ① 南海トラフ地震等に関する知識
 - ② 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - ③ 地震発生時の緊急行動
 - ④ 応急処置の方法
 - ⑤ 教職員の業務分担
 - ⑥ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - ⑦ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ⑧ ボランティア活動
 - ⑨ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ① 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
 - ② 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ③ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底

を図る。

第 11 節 支援・受援体制の整備

1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- (1) 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

(2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

(1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

(2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、「第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画」に基づくこととする。

綾川町地域防災計画（地震策編）

発 行 令和 8 年 3 月
編 集 綾川町防災会議
（綾川町総務課）
住 所 〒761-2329
綾歌郡綾川町滝宮 2 9 9 番地
電 話 087-876-1906